亀山市立医療センター改修工事

2012年3月

株式会社 石本建築事務所

図　面　リ　ス　ト

図面番号	図面名称	縮尺
00	図面リスト	－
〔特記仕様書＜建築＞〕		
A特 － 1	改修工事共通特記仕様書 1	－
A特 － 2	改修工事共通特記仕様書 2	－
A特 － 3	改修工事共通特記仕様書 3	－
A特 － 4	改修工事共通特記仕様書・監理方針書 1	－
A特 － 5	改修工事共通特記仕様書・監理方針書 2	－
A特 － 6	建築改修工事特記仕様書 1	－
A特 － 7	建築改修工事特記仕様書 2	－
A特 － 8	建築改修工事特記仕様書 3	－
A特 － 9	建築改修工事特記仕様書 4	－
A特 － 10	建築改修工事特記仕様書 5	－
〔建築図〕		
A － 0	配置図　案内図	1／600
A － 1	仕上表（1）	－
A － 2	仕上表（2）	－
A － 3	ピット平面図	1／200
A － 4	1階平面図	1／200
A － 5	1階平面図（天井改修）	1／200
A － 6	2階平面図	1／200
A － 7	2階平面図（天井改修）	1／200
A － 8	3・R階平面図	1／200
A － 9	立面図（1）	1／200
A － 10	立面図（2）	1／200
A － 11	立面図（3）	1／200
A － 12	立面図（4）	1／200
A － 13	立面図（1）（劣化図）	1／200
A － 14	立面図（2）（劣化図）	1／200
A － 15	立面図（3）（劣化図）	1／200
A － 16	立面図（4）（劣化図）	1／200
A － 17	1階更衣室平面詳細図	1／50,100
A － 18	1階会議室・休憩室平面詳細図	1／50,100
A － 19	2階便所平面詳細図	1／50
A － 20	展開図	1／50
A － 21	各部詳細図	1／10,20,30,50
A － 22	建具表	1／50

図面番号	図面名称	縮尺
〔特記仕様書＜電気＞〕		
E特 － 1	電気設備工事特記仕様書 1	－
E特 － 2	電気設備工事特記仕様書 2	－
〔電気設備図〕		
E － 1	（改修）受変電設備　単線結線図	－
E － 2	電気室平面詳細図	1／50
E － 3	電灯・動力盤結線図	－
E － 4	幹線・動力設備　ピット平面図・幹線系統図	1／200
E － 5	幹線・動力設備　1階平面図	1／200
E － 6	幹線・動力設備　2階平面図	1／200
E － 7	動力設備　ポンプ室・機械室平面図	1／100
E － 8	動力設備　3階　機械室平面図	1／100
E － 9	ファンコイル設備　1・2階平面図	1／200
E － 10	照明器具姿図・会議室・休憩室・2階便所平面詳細図	1／50,100
E － 11	電灯・放送・火報設備　1階平面図	1／200
E － 12	電灯・放送・火報設備　2階平面図	1／200

図面番号	図面名称	縮尺
〔特記仕様書＜機械＞〕		
M特 － 1	機械設備工事特記仕様書 1	－
M特 － 2	機械設備工事特記仕様書 2	－
〔機械設備図〕		
M － 1	凡例・工事区分表	－
M － 2	（改修・撤去）衛生設備　機器表	－
M － 3	（改修）衛生設備　1階平面図	1／200
M － 4	（改修）衛生設備　2階平面図	1／200
M － 5	（改修）衛生設備　1階機械室配管図	1／50
M － 6	（改修）衛生設備　受水槽室詳細図	1／50
M － 7	（撤去）衛生設備　1階平面図	1／200
M － 8	（撤去）衛生設備　2階平面図	1／200
M － 9	（撤去）衛生設備　1階機械室配管図	1／50
M － 10	（撤去）衛生設備　受水槽室詳細図	1／50
M － 11	（既設配管　漏水・保温改修）1階平面図	1／200
M － 12	（既設配管　漏水・保温改修）2階平面図	1／200
M － 13	（既設配管　漏水・保温改修）3階平面図	1／200
M － 14	（改修）空調設備　機器表（1）	－
M － 15	（改修）空調設備　機器表（2）	－
M － 16	（改修）空調設備　機器表（3）	－
M － 17	（改修）空調設備　機器表（4）	－
M － 18	（改修）空調配管設備　系統図	－
M － 19	（改修）空調ダクト設備　系統図	－
M － 20	（改修・撤去）空調設備　FCU廻り概要図	－
M － 21	（改修）空調配管設備　2階平面図	1／200
M － 22	（改修）空調配管設備　2階平面図（新設）	1／200
M － 23	（改修）空調配管設備　3階平面図	1／200
M － 24	（改修）空調配管設備　PH階平面図	1／50
M － 25	（改修）空調ダクト設備　2階平面図（1）	1／100
M － 26	（改修）空調ダクト設備　2階平面図（2）	1／100
M － 27	（改修）空調設備　1階　機械室詳細図（1）	1／50
M － 28	（改修）空調設備　1階　機械室詳細図（2）	1／50
M － 29	（改修）空調設備　1階　機械室詳細図（3）	1／50
M － 30	（改修）空調設備　3階　機械室（1）詳細図－1	1／50
M － 31	（改修）空調設備　3階　機械室（1）詳細図－2	1／50
M － 32	（改修）空調設備　3階　機械室（2）詳細図	1／50
M － 33	（改修）空調設備　1階　機械室断面詳細図	1／50
M － 34	（改修）空調設備　3階　機械室断面詳細図	1／50
M － 35	（撤去）空調設備　機器表（1）	－
M － 36	（撤去）空調設備　機器表（2）	－
M － 37	（撤去）空調設備　機器表（3）	－
M － 38	（撤去）空調配管設備　系統図	－
M － 39	（撤去）空調ダクト設備　系統図	－
M － 40	（撤去）空調配管設備　1階平面図	1／200
M － 41	（撤去）空調配管設備　2階平面図	1／200
M － 42	（撤去）空調配管設備　3階平面図	1／200
M － 43	（撤去）空調配管設備　PH階平面図	1／50
M － 44	（撤去）空調ダクト設備　2階平面図（1）	1／100
M － 45	（撤去）空調ダクト設備　2階平面図（2）	1／100
M － 46	（撤去）空調設備　1階　機械室詳細図（1）	1／50

図面番号	図面名称	縮尺
M － 47	（撤去）空調設備　1階　機械室詳細図（2）	1／50
M － 48	（撤去）空調設備　1階　機械室詳細図（3）	1／50
M － 49	（撤去）空調設備　3階　機械室（1）詳細図－1	1／50
M － 50	（撤去）空調設備　3階　機械室（1）詳細図－2	1／50
M － 51	（撤去）空調設備　3階　機械室（2）詳細図	1／50
M － 52	（撤去）空調設備　1階　機械室断面詳細図	1／50
M － 53	（撤去）空調設備　3階　機械室断面詳細図	1／50
M － 54	（撤去・改修）衛生設備　1階休憩室	1／50
M － 55	（撤去・改修）衛生設備　2階ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ便所詳細図	1／50
M － 56	（撤去・改修）衛生設備　2階女子便所詳細図	1／50
M － 57	（改修）空調設備　1階会議室・休憩室詳細図	1／50
M － 58	（撤去・改修）空調設備　1階更衣室詳細図	1／50
M － 59	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備　散水ﾍｯﾄﾞ（撤去・更新）2階平面図	1／200
M － 60	（改修）自動制御設備　計装図（1）	－
M － 61	（改修）自動制御設備　計装図（2）	－
M － 62	（改修）自動制御設備　計装図（3）	－
M － 63	（改修）自動制御設備　計装図（4）	－
M － 64	（改修）自動制御設備　計装図（5）	－
M － 65	（改修）自動制御設備　1階平面図	1／200
M － 66	（改修）自動制御設備　2階平面図	1／200
M － 67	（改修）自動制御設備　PH階平面図	1／50
M － 68	（改修）自動制御設備　1階機械室平面詳細図	1／50
M － 69	（改修）自動制御設備　3階機械室（1）（2）平面詳細図	1／50
M － 70	（撤去）自動制御設備　計装図（1）	－
M － 71	（撤去）自動制御設備　計装図（2）	－
M － 72	（撤去）自動制御設備　計装図（3）	－
M － 73	（撤去）自動制御設備　計装図（4）	－
M － 74	（撤去）自動制御設備　1階平面図	1／200
M － 75	（撤去）自動制御設備　2階平面図	1／200
M － 76	（撤去）自動制御設備　PH階平面図	1／50
M － 77	（撤去）自動制御設備　1階機械室平面詳細図	1／50
M － 78	（撤去）自動制御設備　3階機械室（1）（2）平面詳細図	1／50

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴
version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承認
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男
日付 2012.3.10
設計者 山内 正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター屋上改修工事
業務契約コード 105203－02
図面名称 図面リスト
縮尺 －
図面番号 00
管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

共通特記仕様書

00. 特記仕様書（共通・各工事）における各章の取り扱い及び適用項目の取り扱い

a. 0章：共通特記事項及び1章：一般共通事項は各工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）の標準仕様書に示される事項について建築工事編を中心にまとめたもので表示番号は建築工事編を採用している。
また、文中の一部について、建築工事標準仕様書のみに記載されている事項、電気設備工事及び機械設備工事標準仕様書のみに記載されている事項も記載している。
b. 各章は章名の右側に「本章は本工事に適用せず」と明記されていない限り適用する。
c. 各節は節名の右側に「本節は本工事に適用せず」と明記されていない限り適用する。
d. 節中の番号「01.」は番号の左側に×印が明記されていない限り適用する。
e.　a. b. c. ／1）／：印は事項を表わし、事項中の項目は※印または◎印の付いた項目（両方に印のある場合は◎を優先とする。）及び仕様を適用し、「×」印又は「・」は適用しない。
f. 各節及び番号に記載の（　）内の表示番号は各工事標準仕様書の項目、表、図を示す。
g. 品質性能上、製造所名を記入する場合は「株式会社」等の記載は省略する。（　）内は製品名を示す。
h. 特記仕様書中に示す数字の単位は数字の後に特記がない限り「mm（ミリメートル）」とする。

0章：共通特記事項

01. 工事概要

a. 発注者　亀山市長　櫻井義之
b. 工事名称　亀山市立医療センター改修工事
c. 工事場所　三重県亀山市亀田町466番地　亀山市立医療センター地内
d. 工事種目　※ 改修　・その他
e. 工事期間　：着工　2012　年　月　日　：完成　2014　年　3 月　10 日
（営繕工事は平成24年度工事とする。
又、改修工事の内平成24年度に完成する項目については係員の指示による）
f. 工事範囲及び工事項目　※ 建築工事　※ 電気設備工事
※ 空調換気設備工事　※ 給排水衛生設備工事
・ 敷地内外構工事（建築工事に含む）　・ 昇降機設備工事（建築工事に含む）
g. 別途工事　・　・
・

02. 敷地概要

a. 用途地域
b. 面積　m^2
c. 容積率　%
d. 建蔽率　%
e. 防火地域
f. 日影規制　：該当の有無　・有　・無
：測定面　m
：時間　・10m ＝　時間　・5m ＝　時間
g. その他の地域

h. 道路　：前面道路幅員　m
：その他の道路幅員　m
i. 駐車附置義務
j. 本工事に適用する風圧力と積雪荷重
屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に対する風圧力は、建築基準法施行令第82条の4、および平12年建告1458号による数値を採用し安全上支障のないこと。積雪荷重についても同様とする。
風圧力　：地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
：建物高さと軒高の平均　・H＝　m　・H＝　m（がけ地等考慮）
：国土交通省が定めるその地域の風速　V0＝　m/s

k. 許認可関係　：申請種類
：許認可日　年　月　日　：許認可番号

03. 建物概要

a. 主要用途　：主要用途及び付属用途
：消防法防火対象区分

b. 面積　：建築面積　m^2
：延床面積　m^2
：容積対象面積　m^2
：建蔽率　%
：容積率　%
：棟別面積表

：用途別面積表

：改修部分面積表

c. 高さ　：軒高　m
：最高高さ　m

d. 構造・規模　：地上　3 階　：地下　1 階
：　RC 造

e. 基礎形式　：

f. 荷重　：積雪荷重　N/m^2
・ 多雪地域　・ 指定なし

g. 仕上　：屋根仕上
：外壁仕上

h.電気設備　：受変電　・特別高圧　・高圧　・低圧　・容量（　）kVA
：自家発電　・ディーゼル　・ガスタービン　・容量（　）kVA
i.空調換気設備　：熱源　・電気　・都市ガス　・油　・地域冷暖房
：蓄熱槽　・無　・有　（　m^3）
：熱源方式
：空調方式
j.給排水衛生設備　：給水　・高架水槽方式　・水道直結方式　・加圧方式
：雨水利用　・便器洗浄水　・散水
：給湯　・局所式給湯　・中央式給湯
：ガス　・都市ガス　・プロパン
：排水　・公共下水道　・浄化槽（　人槽）　BOD　ppm
・現場施工型　・ユニット型
：雨水流出抑制　・浸透式　・貯留式　・併用式
：消火　・屋内消火栓　・屋外消火栓　・スプリンクラー
・泡消火　・不燃性ガス消火　・水噴霧消火
・連結散水　・連結送水管　・消火器
・粉末消火　・ダクトフード消火
k. 昇降機　：エレベーター　乗用　台
荷物用　台
：エスカレーター　台
l. その他の設備

04. 主要データ

：病院　a. 総ベッド数　計　床
b. ベッド数内訳（科目毎の数）　床

05. 発注方式

a. 発注方式　・分離発注　※ 一括発注　・随意契約
b. 発注区分　※ 建築工事一式　（敷地内外構工事及び昇降機工事を含む）
・ 昇降機工事
※ 電気設備工事一式
※ 機械設備工事一式（空調換気設備工事・給排水衛生設備工事）
※ 空調換気設備工事一式
※ 給排水衛生設備工事一式

c. コストオン工事　：コストオン工事の有無　※ 無　・有
：工事種類
：発注区分

d. 工事期間内に行われる別途工事
：別途工事の有無　・無　※ 有
：工事種類

06. 工事区分

※本工事の工事区分は設計図面によるほか、下記のとおりとする。

a.　05.b. 発注区分に示す工事別の区分は図示による。
b. 工事内容の区分は※印を適用する。
c. 工事区分で示す名称の定義は次のとおりとする。
1）工事別　：各工事別請負者の負担
2）建築　：建築工事請負者の負担
3）電気　：電気設備工事請負者の負担
4）空調　：空調換気設備工事請負者の負担
5）衛生　：給排水衛生設備工事請負者の負担
6）別途　：本工事に含まない別途の負担
7）発注者　：発注者の負担

d.　仮設費用等は以下の区分とする。
01）共通項目

	01：工事上の各種申請届出費用	※ 工事別	
×	02：工事用電力、上下水道、ガス引込工事	・建築	
	03：工事用電力、上下水道、ガス料金（引込負担金、基本料金、使用料を含む）	※ 工事別（各請負者で協議）	
×	04：既存上下水道、ガス管撤去、手続き	・衛生	・別途　・発注者
	05：工事監理受託者現場事務所	※ 建築	
	06：同上　備品一式	・工事別	※ 建築
	07：請負者現場事務所	・工事別	※ 建築
	08：化学物質濃度測定	・工事別	※ 建築

07. 見積要項

a. 見積用設計図書　1）見積要項書（現場説明書・質疑回答書・追加変更指示書を含む）
2）意匠図（特記仕様書・設計図）　33 枚
3）構造図（特記仕様書・設計図）　0 枚
4）電気設備図（特記仕様書・設計図）　14 枚
5）機械設備図（特記仕様書・設計図）　80 枚
合計　127 枚

b. 見積項目　見積項目は以下の項目によって作成する。
a）建築工事　工事項目による
b）電気設備工事　工事項目による
c）機械設備工事　工事項目による
d）共通仮設費
e）現場管理費
f）一般管理費
g）小計
消費税
合計

c. 請負契約
契約書　・民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款
・その他の約款（　）による
※ 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款による場合は、下記の事項について修正及び付加する。

a）第3条「関連工事の調整」（2）	甲が丙に委託した関連項目の調整
b）第13条「工事材料・建築設備の機器・施工用機器」（2）	ただし書き以降、当該検査または検査に要する費用および特別に要する費用の負担は協議による。

d. 請負者の業務
1）工事完成物の品質確保　次の各項目については、請負者の責任において所定の品質・機能・性能・安全性を検証し、確保する。

室内許容騒音	※ 設計図書に記載された値以下とする
屋外（敷地境界線上）許容騒音	※ 規制値以下とする。（設計図書に記載なき場合でも、当該地における規制を調査の上対処する。）
保守性	※ 保守点検に必要な点検口、タラップ、足場、デッキ、手摺、丸環 ※ 機器更新時の容易性の確保
安全性	※ 建築非構造部材の耐震・耐風性 タイル張り及び左官工法、乾式・湿式間仕切り壁及び内装仕上材 天井、床、ガラス窓及びガラス壁、扉、

2）部分使用、部分引渡し　契約書及び設計図書により部分使用、部分引渡しの指定がある場合は関係法令に基づいて必要となる手続きについて発注者に協力する。

3）軽微な変更　現場の納まり、取合いなどの関係で材料の寸法、仕様、工法、取付け位置又は取付け方法の変更等の軽微な変更については監理者の指示により行う。この場合、請負代金額の増減はしない。

4）設計変更　部分的な変更又は一部の追加工事などに関し、請負代金額に増減が生じた場合、請負者は施工に先立ち、そのうち工事費の増減を清算した内訳明細書と変更部分を示した図面を監理者に提出し、承認を受けた後に施工する。この場合の工事単価は原則として請負代金内訳書の概算単価による。ただし、設計変更対象となる変更についての単価は設計内訳書による。
緊急性のある場合は、監理者との協議の上、変更指示書の確認により施工に着手することも可とする。

5）工事範囲及び工事費に含まれる費用（右記の工事及び費用は本工事に含まれる。）その他は0章.06.工事区分による　イ）施工、材料及び製品の試験、見本等の作成、製品検査等に要する費用。
ロ）工事施工に必要な敷地周辺の障害となるものの移設と復旧。
ハ）工事用機器、材料などの取入れに必要な搬入口及び通路の設置とこれに伴う補強、養生、後片づけ。

6）工事に含まれない費用（右記に示す費用は発注者の負担とする。）その他は0章.06.工事区分による　イ）予測しなかった地下埋設物及び障害物等の撤去費用
ロ）近隣との紛争解決に要する費用。ただし、工事施工に起因するものは請負者負担とする。
ハ）地鎮祭以外の式典費。ただし、請負者は式場の設営には協力する。

7）第三者、近隣住民への対策　イ）請負者は危険防止対策、騒音振動対策、工事用車両による交通障害対策、塵埃対策、地下水への影響に伴う対策など工事の進行によって予想される障害に対しては事前に万全の工事計画を立て、実行し、その費用を負担する。
ロ）これらの計画に際しては事前に近隣住民の十分な了解を得ることにより、工事の進捗に支障の無いよう責任を持って処置する。必要な場合は近隣住民と工事協定書を取り交わす。

e. 特別な材料、機器などの工法は当該製造所の指定工法による。
f. 本工事に使用する建築材料などは、設計図書に規定するもの又はこれらと同等品とし、同等品とする場合は監理者の承諾を受ける。
g. 設計図書に添付した参考図は品質特性、形状、工法などを参考として記載したものであり、その材料、形状、工法などについて特定の製造所を示すものではない。

h. 設計図書に記載している既存建物状況については、改修工事設計において確認不可能な設計及び工事の変更、改造等が行われている場合もあるため、施工に先立ち十分な調査を行い、監理者への報告と共に施工方法の調整を行う。
1）請負者は施工計画作成に先立ち、既存建物に関する当該項目の主旨に基づく調査を行い、報告書を作成する。
2）施工における調整を必要とする箇所が認められた場合には、設計内容と同等の代替提案を作成し監理者と協議を行い施工方法を決定する。

08. 管理運営の進め方

a. 施工に先立ち、設計者及び監理者から設計の要点や監理方針などについて、1章-2監理方針及び妥当性確認計画により、請負者に説明をおこなう。（設計図書説明会）

法適合確認結果等	法適合確認結果等
確認した範囲等 本工事に適用する風圧力と積雪荷重	確認した範囲等

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴	完成図作成（施工者）	完成図承認	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	業務名称	図面番号	管理建築士
	日付 ○○○○○ 管理技術者 ○○○○○ 担当者 ○○○○○	日付 ○○○○○ 監理者 ○○○○○ 担当者 ○○○○○	構造設計一級建築士 ○○○○ 証交付番号 第○○○○号 本図（仕様書）に記載された事項は、構造関係規定に適合する事を確認した。	設備設計一級建築士 ○○○○ 証交付番号 第○○○○号 本図（仕様書）に記載された事項は、設備関係規定に適合する事を確認した。	2012.3.10 ﾌｧｲﾙ名 ○○○○○	舟橋　充男 日付 2012.3.10 設計者 山内　正喜 担当者	業務契約ｺｰﾄﾞ 105203-02 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 縮尺 改修工事共通特記仕様書-1	A特ー　1	1級建築士 登録第128269号 植野　收

1章：一般共通事項

1節：一般事項

01. 適用範囲(1.1.1)

a. 特記仕様書は図面及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（各工事編）」最新版
（以下「標準仕様書」）に優先するが特記仕様書及び図面に記載されていない事項は標準仕様書による。
b. 各工事において、他の工事と関連ある事項は各々の標準仕様書による。
c. 全ての設計図書は相互に補完するものとし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。但し、これに
よりがたい場合は08.疑義に対する協議等による。

種類		文書名	優先順位
契約書		文書名を明記	◎
業務仕様書又は業務委託書		文書名を明記	◎
現地説明関係	現地説明要項書	○月○日付　現地説明資料	1
	質疑応答書	○月○日付　質疑応答書	1
	追加指示書	○月○日付　追加指示書	2
特記仕様書		○○工事特記仕様書（各図面に添付）	3
実施設計図面	建築工事実施図面	図面名称を明記	4
	電気設備工事実施図面	図面名称を明記	4
	空調設備工事実施図面	図面名称を明記	4
	衛生設備工事実施図面	図面名称を明記	4
標準仕様書		公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）	5
		公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）	5
		公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）	5
		公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（最新版）	6
		(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書」（最新版）	6
※1）監理指針		建築改修工事監理指針（最新版）上・下	※
		建築工事監理指針（最新版）上・下	※
		電気設備工事監理指針（最新版）	※
		機械設備工事監理指針（最新版）	※
その他		（指定があれば文書名記入）	7
工事写真の撮り方		工事写真の撮り方　建築編　改訂2版	◎

注記　　：優先順位欄における記号について、数字は優先順位を示し、◎印は順位には関係なく、本工事に適用する。
　　：※1）標準仕様書の技術的解釈については監理指針に準拠する。

02. 用語の定義(1.1.2)

a. 監理者
工事監理受託者が選任する監理業務遂行の中心となり直接的に請負者へ指示及び承諾を行う者をいう。標準仕様書に
示す用語の「監督職員」を「監理者」と読み替える。
b. 請負者等
当該工事請負契約請負者又は契約書規定により定められた現場代理人をいい当該工事では、その
他に次に示す責任者を定める。
1）施工管理責任者　当該工事の施工管理責任を有する者で請負者が定める。管理技術者（民間連合協定「工事請負
契約約款」用語）又は主任技術者（民間連合協定「工事請負契約約款」用語）が兼任することが
できる。
2）工程内検査責任者　当該工事で定められた検査及び試験を実施する責任を有する者で請負者が定める。
c. 監督職員の承諾、監督員の指示、監督職員と協議、監督職員の検査、監督職員の立会いは標準仕様書による。
d. 「監督職員に報告」、「監督職員に提出」は標準仕様書による。
e. 基本要求品質　施工の各段階に定める完成状態を示し、建物の引渡しに際してもれている状態をいう。
f. 品質計画、品質管理、特記、書面、工事関係図書、施工図等、JIS、JASは標準仕様書による。
g. 規格証明書　設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので当該規格、基準等の制度に
よって定められた者が発行した資料をいう。
h. 一工程の施工　施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法による作業が行われる場合で監理者の承諾
を受けた工程をいう。
i. 工事検査、技術検査は1章-2：監理方針及び妥当性確認計画による。概成工期は本章2節12実施工程表による。
j. 工事監理　工事監理は発注者の委任を受けて次のことを行うが、具体的な監理項目及び確認方法は1章-2-7
プロセスの妥当性確認計画に定める。
1）設計意図を正確に伝えるため請負者と打合せ、必要に応じ説明図などを作成し、請負者に交付すること。
2）設計図書に基づいて作成した詳細図などを工程表に基づき請負者が工事を円滑に遂行するために必要な
時期に請負者に交付すること。
3）請負者が提出する施工計画を検討し、助言すること。
4）請負者の作成する施工図（原寸図、工作図などをいう）、模型などを検討し、承諾すること。
5）設計図書に定めるところにより、施工について指示し、施工に立会い、工事材料・建築設備の機器及び
仕上げ見本などを検査又は検討し、承諾すること。
6）工事の内容が設計図・詳細図・施工図・仕様書など、この契約に合致していることを確認すること。
7）請負者の提出する出来高払い又は完成払いの請求書を技術的に審査し、承諾すること。
8）工事の内容・工期又は請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査し、承諾すること。
9）工事の完成を確認し、契約の目的物の引渡しに立会うこと。
k. 監理方針書　工事監理受託者が作成する当該工事の具体的な監理方針、監理項目及び確認方法を示す文書を示し、
本特記仕様書内「1章-2：監理方針及び妥当性確認計画」記載時事項による。

03. 官公署その他への届出手続き及び検査(1.1.3)

a. 関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き等の種別、手順、時期等を一覧表にして監理者へ報告し必要
な届出等を遅滞なく行う。
b. 関係官公署その他関係機関の立会検査を必要とするものは監理者と協議の上、検査を受け、結果を監理者に報告する。
c. 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
d. bの検査の結果、不合格箇所がある場合は速やかに補正し、必要な手続きを行い、結果を監理者に報告する。

04. 工事実績情報の登録(1.1.4)

a. 工事実績情報の登録　※ 有　・ 無
b. 登録時期等については標準仕様書による。

05. 書類の書式等(1.1.5)

a.施工体制台帳及び施工体系図の作成　※ 有　・ 無
b.書面を提出する場合の書式は1章-2：監理方針及び妥当性確認計画による。

06. 設計図書等の取扱い(1.1.6)は標準仕様書による。

07. 別契約の関連工事(1.1.7)

a. 工事を完成するために密接に関連する別契約の工事について請負者は、別契約工事の施工に協力するとともに円滑
な工事進捗が行われるように調整する。
b. 別契約工事との調整にあたって監理者から指示がある場合はこれに従う。
c. 建築工事請負者は発注形式に関わらず、電気設備工事、機械設備工事等の別契約の関連工事を含めた全体工程管理
の中心となり、工事工期を厳守すべく各工事を含めて調整を行う。また、別契約の請負者はこれに協力する。

08. 疑義に対する協議等(1.1.8)

a. 設計図書等に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書等によることが困難
若しくは不都合が生じた場合並びに設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監理者と
協議する。
b. （a. ）の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
c. （a. ）の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1. 2. 4(a)による。

09. 工事の一時中止に係る事項(1.1.9)・工期の変更に係る資料の提出(1.1.10)は標準仕様書による。

10. 特許権等(1.1.11)

a. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権など日本国の法令に基づく第三者の権利の対象となっている工事材料、建築設備
機器、施工方法などを使用するときは請負者の責任で必要な手続きを行い、費用を負担する。
b. 施工図などの著作権に係る本建築物に限る使用権は発注者に委譲する。
c. 工事の施工上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これに関する特許権等を出願する場合は監理者と協議する。

11. 文化財その他の埋蔵物(1.1.12)、関係法令等の遵守(1.1.13)（機械標準仕様書1.1.14)は標準仕様書による。

2節：工事関係図書

12. 実施工程表(1.2.1)は下記によるとともに1章-2：監理方針及び妥当性確認計画に定める。

a. 工事着手前に実施工程表を作成し、監理者の承諾を得る。
b. 月間工程表、週間工程表等の作成は監理者の指示による。
c. 概成工期　※ 無　・ 有（　　）

13. 施工計画書(1.2.2)は標準仕様書による共に1章-2：監理方針及び妥当性確認計画に定める。

a. 施工計画においては、建物の安全性及び耐久性・機能性が十分確保されるよう請負者の責任において材料・工法の検討
を行い、施工計画書を作成する事。また、上記性能を確保する上で、設計図書に記載されている材料・仕様・工法に質疑が
ある場合は、その旨を監理者に報告し、協議の上、施工計画書を定めること。
b. 非構造部材の受け材に関して、目的とする性能が確保可能であることを、請負者において検討確認を行うこと。

14. 施工図等(1.2.3)は標準仕様書によるとともに監理方針書に定める。

a. 施工図においては、建物の安全性及び耐久性・機能性が十分確保されるよう、請負者の責任において施工図を作成する
こと。また、上記性能を確保する上で、設計図書に記載されている材料・仕様・工法に質疑がある場合は、その旨を監理者
に報告し、協議の上、施工図を作成すること。
b. 施工図等の作成、承諾手順は監理方針書に定める。
c. 総合図　1）各工事の施工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成する。
2）総合図は施工図作成に先立ち、建築、設備、その他、別途発注工事請負者の情報をすべて盛り込み、
それらの接点の細部調整 を行うためのものとする。
3）監理者の指示により、建築工事請負者が元図（平面図、展開図、天井伏図等）を作成し、その他の各関
連工事の請負者は協力して各工事の機器類等を元図に記載し、相互調整を行う。
d. 模型、型板、見本　1）模型製作の有無　※ 無し　・ 有り　仕様：
サイズ／スケール／部位等：
2）工事完成に必要な型板、見本などは施工に先立ち、監理者の指示により、製作して承諾を受
ける。
3）承諾を受けた見本は使用箇所、承認日時を付けて整理し、完成引渡し時まで保管する。

15. 工事の記録(1.2.4)

a. 監理者の指示した事項及び監理者と協議した結果について記録を整備する。
b. 下記の場合、施工記録、工事写真、見本等を整備する
1）後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合。
2）一工程の施工を完了した場合。
3）施工が適切なことを証明する必要があるとして監理者が指示した場合。
4）設計図書又は1章-2-7.プロセスの妥当性確認計画に定められた施工の確認を行った場合。
c. 工事報告書の提出
1）請負者は工事の進捗、現場打合わせ事項、指示事項、現場行事、材料の搬入などの状況を示す報告及び出来高
対照表、施工状況略図を記載した工事報告書を月１回提出する。工事報告書の書式は監理者が指示する。
2）工事報告書には工事写真（定点撮影を含む）を添付する。
3）工事日報を提出する場合は監理者の指示による。
d. 工事関係提出図書
工事の着手時、工事中及び完成時に請負者が提出する書類、必要部数及び提出手順等は1章-2.監理方針及び
妥当性確認計画に定める。

3節：工事現場管理

16. 施工管理(1.3.1)は標準仕様書によるとともに1章-2：監理方針及び妥当性確認計画に定める。

17. 施工管理技術者(1.3.2)

a. 施工管理技術者（現場代理人及び施工管理責任者）は次の資格（◎印）を適用する。◎印が複数ある場合は、その
いずれかの資格を適用する。

1）建築工事	◎ 一級建築士	・ 技術士
2）電気設備工事	◎ 一級施工管理技師	・ 電気主任技術者
	・ 建築整備士	・ 技術士
3）空調換気設備工事	◎ 一級施工管理技師	・ 電気主任技術者
	・ 建築整備士	・ 技術士
4）給排水衛生設備工事	◎ 一級施工管理技師	・ 電気主任技術者
	・ 建築整備士	・ 技術士

b. 現場代理人及び施工管理責任者は本工事に専任とし、原則として現場に常駐する。非常駐の場合は監理者の
承諾を得る。

18. 電気保安技術者(1.3.3)（改修工事標準仕様書電気・機械編1.3.2)

a. 適用の有無　※ 適用する　・ 適用しない

19. 工事用電力設備の保安責任者(1.3.4)は標準仕様書による

20. 施工条件(1.3.5)（改修工事標準仕様書電気・機械編1.3.3)

a. 施工時間
※ 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない
・ 指定時間等は別途協議による
この場合の関係官庁との手続き・調整および近隣等の問題解決は請負者の責任とする

b. 施工順序
※ 施工者による計画提案を元に協議を行う
・ 指定順序は図示による　（概要は下記による）

c. 工事用車両の駐車場及び資機材の置場所
※ 敷地内指定範囲
※ 指定場所　：配置図に示す範囲とする。（作業所エリアとして使用するに当たり、草刈、砕石整備を行うこと）

20. 品質管理(1.3.6)（改修工事標準仕様書電気・機械編1.3.4)は標準仕様書によるとともに1章-2：監理方針及び妥当性確認計画に定める。

21. 施工中の安全確保(1.3.7)（改修工事標準仕様書電気・機械編1.3.5)

a. 請負者は関連法令等に従い、施工にともなう災害の防止及び環境の保全に努める。これにより、他に損害を与えた
場合の補修及び補償は請負者の負担とする。
b. 工事の施工に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等の再資源化に努める。
c. 工事中に発生した施工による公害及び近隣よりの苦情に対しては請負者の責任で解決を図る。
d. その他、標準仕様書による。

22. 発生材の処理等(1.3.8)（改修工事標準仕様書電気1.9.1)（改修工事標準仕様書機械5.1.1～5.1.2)

a. 工事中は発生材の抑制、再利用、再生資源化及び再生資源の積極的な活用に努める。また、特記仕様書で指示
する以外に再利用、再生資源化及び再生資源を行う場合は監理者と協議する。
b. 発生材の処理

1）特別管理産業廃棄物	イ）対象物の有無 ロ）対象物	※ 無	・ 有
2）引渡しを要するもの	イ）対象物の有無 ロ）対象物	※ 無	・ 有
3）再利用を図る発生材	イ）対象物の有無 ロ）対象物	※ 無	・ 有
4）再資源化を図る発生材	イ）対象物の有無 ロ）対象物	※ 無	・ 有

c. bに定めるもの以外はすべて構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理
及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、
監理者に報告する。

23. 交通安全管理(1.3.9)（改修工事標準仕様書機械1.3.6)・災害時の安全確保(1.3.10)（改修工事標準仕様書電気1.3.7)（改修工事標準仕様書機械1.3.8)・（改修工事標準仕様書電気1.7.1～1.7.3)（改修工事標準仕様書機械3.1.1、3.2.1～3.2.2)は標準仕様書による。

24. 施工中の環境保全等(1.3.11)（改修工事標準仕様書電気1.3.8)（改修工事標準仕様書機械1.3.9)

a. 請負者は関係法令等に従い工事施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響
が生じないよう、周辺環境の保全に努める。これにより、他に損害を与えた場合の補修及び補償は請負者の負担とする。
b. 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の科学製品については当該製品の製造所が作成した科学物質等
安全データシート（MSDS）を常備する。

25. 既存部分等への処置(1.3.12)（改修工事標準仕様書電気1.3.9)（改修工事標準仕様書機械1.3.10)

a. 工事目的物の施工済部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。
b. 既存部分への養生は、2章3節「養生」による。
c. 工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は、監理者に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。

26. 後片付け(1.3.13)（改修工事標準仕様書電気1.3.10)（改修工事標準仕様書機械1.3.11)

工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

4節：材料（改修工事標準仕様書電気・機械編：機器及び材料）

27. 環境への配慮(1.4.1)（改修工事標準仕様書電気・機械編1.4.1)

a. 特記仕様書に定める他、環境負荷を低減できる材料の選択に努め、採用に際しては監理者と協議する。
b. 本工事に使用する建築材料等は揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、次の1）から5)を満たすもの
とする。
1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、
ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
3）接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキサンを含有しない難揮発性の可塑材を使用し、
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないも
のとする。
4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか放散が極めて少ないものとする。
5）上記の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等はホルムアルデヒドを放散しないか、
放散が極めて少ないものとする。
c. 電気設備工事及び機械設備工事において屋内で使用する材料の選定に当たっては揮発性有機化合物の放散による
健康への影響に配慮する。

28. 材料の品質等(1.4.2)（改修工事標準仕様書電気・機械編：機材の品質等1.4.2)

a. 工事に使用する機器及び材料は設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。但し、仮設は新品でなくてもよい。
b. 給水設備、給湯設備に使用する機材は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に
適合するものとする。
c. 使用する機材及び材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出する。
但しJIS又はJASマーク、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合することを
示す認証機関のマークのある機材を使用する場合、あらかじめ監理者の承諾を受けた場合は資料の提出を省略できる。
d. 調合を要する材料については、調合に先立ち調合表を監理者に提出する。
e. 機材、材料の色、柄等については監理者の指示を受け、見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合い等について
監理者の承諾を得る。
f. 電気設備及び機械設備工事の機器には、製造者名、製造年月日、形式、形番、性能等を明記した銘板を取り付ける。
g. 製材等フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断に従い、あらかじめ「木材・
木材製品の合法性、持続可能性の照明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）に準拠した証明書を監理者に提
出する。

29. 再使用機材(改修工事標準仕様書電気1.4.3)、再使用品(改修工事標準仕様書機械1.4.3)は標準仕様書による。

30. 材料の搬入(1.4.3)、機材の搬入(改修工事標準仕様書電気・機械編1.4.4)は標準仕様書による。

31. 材料の検査等(1.4.4)、機材の検査等機材の搬入(改修工事標準仕様書電気・機械編1.4.5)は1章-2：監理方針及び妥当性確認計画に定める。

32. 材料の検査に伴う試験(1.4.5)、機材の検査等に伴う試験(改修工事標準仕様書電気・機械編1.4.6)は1章-2：監理方針及び妥当性確認計画に定める。

a. 材料及び機材の品質及び性能を試験により証明する対象及び試験方法は1章-2-7.プロセスの妥当性確認に示す。
b. 試験方法はJASS及びJIS、SHASE-S（空気調和・衛生工学会規格）を標準とし、これらの規格又は制定のないものにつ
いては一般に認められた方法から選定し、監理者と協議する。
c. 電気及び機械設備の機材で製造者において実験値等が整備されているものは監理者の承諾により、性能表・能力計算
書、性能を証明する資料により試験に代えることができる。
d. 試験は公的試験所を除き、原則として請負者が立会いする。
e. 試験の結果は試験成績書を提出し、監理者の承諾を受ける。

33. 材料の保管(1.4.6)、機材の保管(改修工事標準仕様書電気・機械編1.4.7)は標準仕様書による。

5節：施工調査

34. 施工計画調査(1.5.1)

a. 工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。調査結果を監理者に報告し、施工計画に十分反映させる。

35. 施工数量調査(1.5.2)

a. 施工に先立ち、施工数量調査を行う。
b. 調査範囲　※ 施工指定範囲及び施工に際し関連すると考えられる範囲
c. 調査方法　※ 施工者の判断による。
d. 調査後、報告書を監理者へ提出する。

36. 事前調査(1.5.2)（改修工事標準仕様書電気・機械編1.3.5）は標準仕様書による。

37. 調査のための破壊部分の補修(1.5.3)

a. 施工数量調査で既存部分の破壊を行った場合の破壊部分の補修方法
※ 破壊前の現状復帰とする。
・ 図示

38. 事前打合せ(1.5.3)（改修工事標準仕様書電気・機械編1.3.5)は標準仕様書による。

6節：施工

39. 施工(1.6.1)(改修工事標準仕様書電気・機械編1.5.1)は標準仕様書による。

40. 技能士(1.6.2)(改修工事標準仕様書機械1.6.2)

a. 適用の有無　　・無　　※ 有(　　)
b. 適用工事種別　　・監理者との協議による　　・

41. 技能資格者(1.6.3)は標準仕様書による。

42. 一工程の施工の事前確認(改修工事標準仕様書電気1.6.2)(改修工事標準仕様書機械1.6.3)は標準仕様書による。

43. 一工程の施工の確認及び報告(1.6.4)(改修工事標準仕様書電気1.6.3)(改修工事標準仕様書機械1.6.4)

a. 請負者は一工程の施工が完了した時又は監理者の指示による工程の段階において、その施工が設計図書及び施工図に適合していることを検査又は確認して監理者へ報告する。
b. 一工程又は監理者の指示による工程の段階は、44項による。

44. 施工の検査等(1.6.5)(改修工事標準仕様書電気1.6.4)(改修工事標準仕様書機械1.6.5)
施工の検査等に伴う試験(1.6.6)(改修工事標準仕様書電気1.6.5)(改修工事標準仕様書機械1.6.6)
施工の立会い等(1.6.7)(改修工事標準仕様書電気・機械編1.6.7)

a. 一工程の施工の確認及び報告で実施する検査は工程内検査責任者が実施する。
b. 施工の検査及び施工の立会いを必要とする工程及び確認方法は1章-2-7.プロセスの妥当性確認に定める。
c. 工事現場及び第三者地域での工程内検査を次のとおりに定義する。
　1)工事現場で実施する検査
　　施工及び構成材料を対象とし、当該工程を検査し、次工程へ進めることを承諾するために行う適合確認で監理者がリリース責任を保有する。
　2)第三者地域で実施する検査
　　第三者地域とは下請負者工場、製作工場等の工事現場以外の場所をいい、施工を構成する製造物を対象とし、請負者が設計図書に示された品質が工事現場で確保できることを確認するために実施する検査で、第三者地域におけるリリース責任及び工事現場搬入までの責任は請負者が保有する。
　　工事監理受託者は請負者が実施した検査の内容及び結果の報告を受け、適切性、適合性を評価するものとし、原則として立会いは実施しないが「第三者地域で評価する必要があると請負者が判断した場合」には請負者の要請及び請負者の費用負担で実施する。
d. 施工の検査に伴う試験は次の場合とし、試験の完了後に試験成績書を監理者に提出する。
　1)1章-2-7.プロセスの妥当性確認による。
　2)試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

45. 工法の提案(1.6.8)(改修工事標準仕様書電気・機械編1.6.8)

a. 設計図書に定められた工法以外で「所定の品質及び性能の確保が可能な工法」及び「環境の保全に有効な工法」の提案がある場合は請負者の責任で計画、立案し、監理者と協議する。

46. 科学物質の濃度測定(1.6.9)(改修工事標準仕様書電気1.6.6)(改修工事標準仕様書機械1.6.9)

a. 室内空気環境測定の実施
　※ 実施する　　・実施しない
b. 測定方法
　・パッシブ採取法　　※ アクティブ採取法　　・検知管法　　・検知紙法
c. 測定物質及び室内濃度指針値(◎印のついた科学物質を測定物質とする)

◎ ホルムアルデヒド	100μg/m3	(25℃換算:0.08ppm)
◎ トルエン	260μg/m3	(25℃換算:0.07ppm)
◎ キシレン	870μg/m3	(25℃換算:0.20ppm)
◎ パラジクロロベンゼン	240μg/m3	(25℃換算:0.04ppm)
◎ エチルベンゼン	3800μg/m3	(25℃換算:0.88ppm)
◎ スチレン	220μg/m3	(25℃換算:0.05ppm)
・クロルピリホス	1μg/m3	(25℃換算:0.07ppb)
・フタル酸-n-ブチル	220μg/m3	(25℃換算:0.02ppm)
・テトラデカン	330μg/m3	(25℃換算:0.04ppm)
・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120μg/m3	(25℃換算:7.6ppb)
・ダイアジノン	0.29μg/m3	(25℃換算:0.02ppb)
・アセトアルデヒド	48μg/m3	(25℃換算:0.03ppm)
・フェノブカルブ	33μg/m3	(25℃換算:3.8ppb)

　・科学物質及び室内濃度指針値は厚生労働省が示す指針値。
d. 測定箇所
　※　　3 箇所
e. 測定者
　※ 請負者が選定し、監理者の承諾を得る。
　・指定測定業者:
f. 測定時の注意
　※ 測定者の指示に従って測定箇所の開放及び密閉を行う。
g. 濃度指針値と測定結果の判定
　・濃度指針値は目標数値とし、測定結果が目標数値をクリアーしているか否かを問わず、測定結果を監理者に報告することで測定を完了する。
　※ 濃度指針値はクリアーすべき数値とし、測定結果が目標値をクリアーできない場合は原因を特定し、監理者と協議し、ホルムアルデヒド吸着材・分解剤等を使用し、目標値をクリアーする処置を請負者の責任及び費用で講じる。
h. 各項に示す事項に優先して監理者から要請のある場合は対象材料に関するMSDS(Material SafetyData Sheet)を監理者へ提出する

47. 撤去(改修工事標準仕様書電気1.8.1～1.8.6)(改修工事標準仕様書機械4.1.1～4.1.2)

a. 共通・一般事項に関しては、標準仕様書による。
　1)撤去前に内容物の回収を要する機器・配管等　　・有　　※ 無
　　※ 図示　　・
　2)各機器、配管及びダクトの撤去　　※ 有　　・無
　　※ 図示　　・
b. アスベスト、鉛、PVC等有害物質を含むものの撤去　　・有　　・無
　1)種類等　　※ 図示　　・

48. 現地調査

a. 施工に先立ち、次の事項及び監理者の指示する事項について現地調査を行い、調査結果を図面及び書面、写真にまとめて監理者に報告し、仮設計画に十分反映させる。現地調査は工事によって影響を受ける可能性のある以下のような項目について行い、その現況を十分に把握し、必要に応じて調査書を作成する。
　1)敷地周辺の環境、周辺の建物、周辺道路の交通状況、道路規制の有無、道路幅や作業時間規制など。
　2)近隣建物の損傷程度や構築物の構造、形状、特に基礎、地下構築物などの詳細な状況。
　3)敷地周辺及び周辺道路に埋設されている上下水道、ガス管、電気ケーブル、マンホールなどの仕様、位置、レベル、重要度など。

49. 製造所・専門工事業者の選定

a. 主要材料、製品、機器及び、それらの製造所・専門工事業者は監理者の承諾を受ける。
b. 指定のない場合又は同等品と記載がある場合は判定に必要な資料を提出して監理者の承諾を受ける。
c. 請負者は請負者の総括のもとに各製造所及び専門工事業者の作業分担及び責任範囲を明らかにした選定届を監理者に提出する.
d. 選定届の書式及び記載事項は1章-2:監理方針及び妥当性確認計画に定める。

7節:工事検査及び技術検査

50. 自主検査(1.7.1/1.7.2)、中間検査(1.7.1/1.7.2)、完成検査(1.7.1/1.7.2)、引渡し検査(1.7.1/1.7.2)は、1章-2:監理方針及び妥当性確認計画、5.検査の項による。

8節:完成図等

51. 完成時の提出図書(1.8.1)

a. 完成時の提出図書は完成図、完成写真、完成調書とし、具体的な内容は以下に示す。
b. 完成引渡し後の活動に関する事項を以下に示す。

52. 完成図(1.8.2)

a. 完成図は工事目的物の完成時の状態を表現し、完成建物に関する情報を整理、記録し、建物保守管理及び将来の改修、増改築等を行う際の基本情報として活用することを目的として請負者が作成する。
b. 完成図は原則として設計原図を使用して作成し、引渡し後1ヶ月以内に提出し、内容について監理者の承認を受ける。
c. 完成図の原図はCADで作成し、トレーシングペーパーで提出する。尚、完成図の寸法及び縮尺等は原則として設計図書に準ずる。
d. 完成図及び総合図、施工図の種類
　1)完成図　　イ)意匠図　　※ 特記仕様書　※ 配置図　・面積表　※ 仕上表　※ 平面図
　　※ 立面図　・断面図　・矩形図　※ 各種詳細図
　　※ 建具表一式　　※ その他、監理者が指示する図面
　　ロ)構造図　・特記仕様書を含む一式
　　ハ)電気設備図　※ 特記仕様書を含む一式
　　ニ)機械設備図　※ 特記仕様書を含む一式
　2)総合図　　※ 原図一式及びCADデータ　　・提出不要
　3)施工図　　※ 監理者が指示するもの。　　・提出不要
　4)工作図　　※ 監理者が指示するもの。　　・提出不要
e. 完成図の提出形式及び部数
　1)原図
　　イ)原図仕様　　※ トレーシングペーパー　　・白黒コピー
　　ロ)提出先　　工事監理受託者
　　ハ)部数　　原図一式及びCADデータ　　※ 原図(押印されたもの)のPDFデーター一式
　2)A1青焼図(または白黒コピー)
　　イ)提出先　　発注者
　　ロ)部数　　1章-2:監理方針及び妥当性確認計画による。
　　ハ)形式　　二つ折背張り製本(観音製本)工事名、発注者名、工事監理受託者名、請負者名記入
　3)A3縮小図
　　イ)提出先　　発注者・工事監理受託者
　　ロ)部数　　1章-2:監理方針及び妥当性確認計画による。
　　ハ)形式　　二つ折背張り製本(観音製本)工事名、発注者名、工事監理受託者名、請負者名記入
f. 総合図の提出形式及び部数
　1)原図
　　イ)提出先　　工事監理受託者
　　ロ)部数　　1章-2:監理方針及び妥当性確認計画による。CAD図の場合はデータとも提出する。
　2)A1青焼図　(または白黒コピー)
　　イ)提出先　　発注者
　　ロ)部数　　1章-2:監理方針及び妥当性確認計画による。
　　ハ)形式　　二つ折背張り製本(観音製本)工事名、発注者名、工事監理受託者名、請負者名記入
g. 施工図の提出形式及び部数
　1)原図
　　イ)提出先　　工事監理受託者
　　ロ)部数　　1章-2:監理方針及び妥当性確認計画による。CAD図の場合はデータとも提出する。
　2)A1青焼図(または白黒コピー)
　　イ)提出先　　発注者
　　ロ)部数　　1章-2:監理方針及び妥当性確認計画による。
　　ハ)形式　　二つ折背張り製本(観音製本)工事名、発注者名、工事監理受託者名、請負者名記入

53. 完成写真(1.8.1)

a. 工事請負者は工事監理受託者が指定する建築写真家と契約し、完成写真を撮影する。
　1)完成写真作成工事請負者　　※ 建築工事請負者　・
　2)指定写真家　　:
b. 完成写真の仕様
　1)サイズ　　※ キャビネサイズ
　2)色　　※ カラー　・モノクロ
　3)個所　　:外部　　個所　:内部　　個所
　4)部数　　※ 2部(本社物件)　・3部(支所物件1部本社提出)
　5)提出先　　※ 発注者(1部)　※ 工事監理受託者(　※ 1部　・2部)
　6)提出形式　　※ フリーアルバム　・カラースライド
　　※ 画像データ(CD-R)　TIFF及びJPEG形式　350dpi以上
　　工事監理受託者用はKOKUYOA4クリヤーブック(固定式)同等品を用い、写真はフォトコーナーで固定する。(糊付け、両面テープ不可)
　7)作成様式　　工事名、発注者名、工事監理受託者、請負者名入
　　写真を識別する記号及び記号表を添付する。
　　撮影者の住所、氏名、電話番号を明記する。
c.既存改修業務の部分　　監理者の指示のある部分については、上記指定写真家により着工前の状況写真を撮影し、完成写真に加える。上記箇所数には、当該既存部分写真も含むものとする。
d. ネガの保存及び引渡し
　1)完成写真のネガは撮影後10年間、撮影者が保存し、工事監理受託者の要請に応じて貸出す。
　2)撮影者は10年を過ぎてネガを廃棄する場合は工事監理受託者へ連絡し、廃棄又は引渡しを協議する。
　3)撮影者が10年間の保存を確約できない場合は著作権を放棄し、ネガを工事監理受託者へ引き渡す。

54. 完成調書(1.8.1)

a. 請負者は工事関連事項を完成調書としてまとめ、発注者及び工事監理受託者に提出する。
b. 完成調書は発注形式に関わらず建築工事請負者がまとめ、その他の請負者はこれに協力する。
c. 完成調書に明記する事項、書式、要領及び部数は1章-2:監理方針及び妥当性確認計画による。

55. 鍵の整理及び提出

a. 各所の鍵は鍵合せを行う。
b. 鍵は整理札をつけて建具配置図及び鍵目録とともにスチール製の鍵箱に収納して提出する。
c. 鍵箱には関連工事の鍵をまとめて収納する。鍵箱の負担は各請負者間で協議する。
d. 鍵数はマスターキーを含め、各々3本を原則とする。

56. 瑕疵

a. 瑕疵　　引渡し後、定められた瑕疵期間内に材料の不良又は施工の不備に起因する故障又は破損が生じた場合はすみやかに修理又は交換を行う。これにかかる費用は請負者の負担とする。
b. 瑕疵期間　1)建築本体(空・衛工事、電気工事含む)　　2年　　ただし、重大な過失があった場合はその瑕疵期間を5倍に読み替えるものとする。
　2)設備機器、植栽　　1年

57. 定期点検

a. 定期点検　引渡し後、定められた時期に監理者の立会いのもとで工事全般にわたる定期点検を実施する。
　定期点検により発見された、施工の不備に起因する故障又は破損の修理及び交換の費用は請負者の負担とする。
b. 実施時期及び定義　1)引渡し後1年　建築本体及び設備機器を対象とし、設備機器の瑕疵期間を満了する。
　2)引渡し後2年　建築本体を対象とし、瑕疵期間を満了する。
c. 実施の手順　定期点検実施連絡書【様式30-1】により石本建築事務所より関係各社に連絡。
　その後、手順に準じ、日程等を決定する。
　検査当日は定期点検要領書【様式30-7.8】に基づき進行する。
d. 点検項目　「定期点検事前調査シート」【様式30-2～4】に基づき実施する。
e. 報告　定期点検(報告書・補修残工事)【様式30-5.6】に記載し、補修工事完了を以て終了する。

58. 保全に関する資料(1.8.3)(改修工事標準仕様書電気1.11.3)(改修工事標準仕様書機械1.8.4)

a. 保全に関する資料は次のとおりとし、2部を作成して提出する。
　1)建築物の保守に関する説明書(建物維持保全書【様式15】)
　2)機器取扱い説明書
　3)機器性能試験成績書
　4)官公署届出書類
　5)主要な材料・機器一覧表
　6)総合調整測定表
b. 資料の提出とともに発注者及び監理者に内容の説明を行う。

59. 標識その他(改修工事標準仕様書機械1.8.5)

a. 消防法等に定めるところによる標識(危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等)を設置する。設置場所は下記を原則とし、それ以外は監理者の指示による。
　1)施工箇所　・機械室　・屋外機置場　・DS、PS内　・点検口から確認できるもの
b. 電気及び機械設備の機器には名称及び記号を記入する。
c. 配管及びダクトには識別を行い、用途及び流れの方向を記入する。配管の識別は原則としてJISZ9102(配管系の識別表示)により、識別方法及び色合いは監理者の指示による。
d. 標識等は見本を監督員に提出の上、承諾を受けること。

60. 保守工具(改修工事標準仕様書機械1.8.6)

a. 当該工事で設置する機器類の保守点検に必要な工具は設計図書に示し、工事完了後に発注者に一式提出する。

61. 予備品の引き渡し

a. 壁紙:施工面積に対する予備品量の割合	:	※ 3 %	・ %
b. 床材:施工面積に対する予備品量の割合	:	※ 3 %	・ %
c. タイル:施工面積に対する予備品量の割合	:	※ 3 %	・ %
d. 石材:施工面積に対する予備品量の割合	:	※ 3 %	・ %
e. インターロッキングブロック:施工面積に対する予備品の割合	:	※ 3 %	・ %
f. 特殊電球等:施工面積に対する予備品量の割合	:	※ 3 %	・ %
g. その他監理者が指定するもの	:	※ 有り(メンテ用金物一式)	・無し

62. 監理業務を受託しない場合の監理段階における設計業務の取扱

a. 工事材料、設備機器及び仕上見本等、監理業務の段階で最終的に確定することが予定されているものについて、その確定の方法は以下による。
　※ 発注者、又は監理業務受託者　　・発注者の代理として、設計者が関与する。
b. 設計書の内容に矛盾が生じていた場合に必要な場合の設計業務及び設計意図伝達業務。
　※ 発注者、又は設計変更業務受託者　　・
c. 設計の変更が生じた場合に必要な場合の設計業務及び設計意図伝達業務。
　※ 発注者、又は設計変更業務受託者　　・

1章-2:監理方針及び妥当性確認計画

0.総則

01.本工事にかかる工事監理業務を建築士法及び設計図書に基づいて適切に行うことを目的に、提出すべき書類、監理の方針、工程プロセス中の妥当性確認事項及び確認方法、完成検査等の要領を以下に示す。
02.以下に示す管理方針及び妥当性確認計画についての、実施は、工事監理業務を、(株)石本建築事務所が受注した場合に適用する。

1. 監理方針

1. 1. 工事監理の目的

仕様書を含む設計図書に明記された設計品質の施工工程における確保と実現を目指し、設計品質の合意方法、工程管理方法、施工品質の確認方法、現場運営上の諸手続きの取決め等を示し、適切な現場運営による設計品質の実現を目的とする。

1. 2. 工事監理

建築士法第2条6項に定める「その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認する」業務を行い、昭和54年7月10日、旧建設省告示1206号に定める下記の事項について行う。
上記「確認」の方法については、平成21年9月1日　国土交通省住宅局建築指導課長　事務連絡　「工事監理ガイドラインの策定について」　工事監理ガイドライン及び別紙1～5に基づき実施する。
1)請負者への設計意図伝達
　施工図等の協議・助言／施工計画の内、品質目標に関わる内容の検討・助言／設計変更が生じた場合の調整・指示／工事材料・建築設備の機器・仕上げ見本等の検討・承諾
2)工事運営への参画
　監理方針の説明／各種会議の運営／工程管理の参画／関連工事の調整／工事請負契約に基づく工事費支払書の審査・承諾／監理業務に関連する各種手続き処理への参画
3)品質管理への参画
　施工図等の検討・承諾／官・公・庁検査の立会い・報告／中間検査の立会い・報告／完成検査の立会い・報告／各種工事の立会い及び請負者が行う検査・試験の確認
4)工事監理業務完了手続き
　a)契約の目的物の引渡しの立会い。
　b)業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出。

1. 3. 工事監理行為

事前検討	工事監理受託者(以下、監理者)が監理者の指示・承諾する事項及び協議事項について、監督職員の補助的業務として事前にその内容を検討する。
指示	監督職員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示す。
承諾	契約図書に明示した事項で、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員及び監理者(以下、監督職員等)が書面により了解する。
協議	書面により契約図書に関する協議事項について監督職員等と請負者等が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこと。
立会い	契約図書で定められ、又は監督職員等が必要と認めた工事の段階に適時、同席し、その過程若しくは結果を見届けることで立会い種別を定めて実施する。
立会い確認	施工の各段階で、工事現場等において、監督職員等が自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、又は監督職員等が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。
書類確認	施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、監督職員等がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。
調整	監督職員等が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう打合せし、監督職員等が必要事項を請負者等に対し指示する。
受理	監督職員等が請負者等から「報告」「提出」を受け、内容を把握することをいい、監理行為としては受理することで完了する。

2. 一般共通事項

2. 1. 設計品質伝達　※設計図書に示す他、特に伝達すべき事項を次に示す。

2. 2. 1. 設計・施工品質

設計・施工品質の留意事項　☐ 無　☐ 有（ ☐ 下記　☐ 別紙 ）

記述要

2. 2. 2. 官公署関連事項

01. 建築確認関連の留意事項　☐ 無　☐ 有（ ☐ 下記　☐ 別紙 ）
確認申請提出先:　〇〇市建築指導課　指導係り担当〇〇　電話番号:

記述要

02. 消防関連の留意事項　☐ 無　☐ 有（ ☐ 下記　☐ 別紙 ）
所轄消防署:　〇〇市消防本部予防課　予防係り担当〇〇　電話番号:

記述要

03. 条例関連の留意事項　☐ 無　☐ 有（ ☐ 下記　☐ 別紙 ）
所轄打合せ先:　〇〇市保健所　〇〇係り担当〇〇　電話番号:

記述要

04. その他の留意事項　☐ 無　☐ 有（ ☐ 下記　☐ 別紙 ）

記述要

3. 諸会議及び運営

3. 1. 諸会議

01. 工程管理会議の種類と開催日

総合定例会議	毎月第	曜日(	: ～ :)
定例会議	毎月第	曜日(	: ～ :)
分科会	定例会議後		

02. 施工図、施工計画書、製作図、承諾図、色彩計画等の協議は必要に応じておこなう。

3. 2. 運営

1)司会進行は監理者が行い、議事録は施工管理責任者が作成、記録する。
2)緊急的に実施される電話、FAXでの協議及び監理者が同席しない協議は施工管理責任者が記録を作成し関係者へ配付する。

3. 3. 会議の内容

× 3. 3. 1. 総合定例会議

:目的　監督員への工事進捗状況報告／公式の連絡事項の周知伝達／重要事項の決定
:出席　顧客　監理担当者及び監督職員
　監理者　各監理者及び常駐監理者。但し、構造、電気、機械監理者は工事の進捗状況により出席を判断する。
　請負者　建築、電気、機械各工事の施工管理責任者、現場代理人及び主任技術者
:議題　1)前回議事録の確認　2)前月工事工程報告書(月報)の提出　3)次月工事工程説明
　4)近隣状況報告　5)変更・追加・決定・承諾事項の確認(変更・追加増減概算の推移)
　6)未決定事項の確認　7)顧客からの要望事項　8)監理者からの要望事項
　9)請負者からの要望事項　10)次月総合定例会議日時の確認
　11)その他の協議事項　(工程内検査・官公庁中間検査・出来高検査等スケジュール)　(プロセスの妥当性確認記録の確認)(現場立会検査項目の確認)

3. 3. 2. 定例会議

:目的　工事進行の上での各工事間の調整、質疑等
:出席　顧客　監理担当者及び監督職員
　監理者　各監理者及び常駐監理者。但し、構造、電気、機械監理者は工事の進捗状況により出席を判断する。
　請負者　建築、電気、機械各工事の施工管理責任者、現場代理人及び主任技術者
:議題　1)前回議事録の確認　2)工事工程説明　3)各種書類の受取、報告
　4)各分科会の主要事項の報告　5)近隣状況報告　6)前回検討課題の報告
　7)未決定事項の確認　8)顧客からの要望事項　9)監理者からの要望事項
　10)請負者からの要望事項　11)各工事調整事項の協議
　12)次回までの検討課題の指示、確認

3. 3. 3. 分科会

:目的　建築、電気、機械各工事別の詳細打ち合わせ
:出席　顧客　監理担当者、監督職員は必要に応じて参加。
　監理者　常駐監理者。常駐監理のない場合は監理者。
　請負者　建築、電気、機械各工事の施工管理責任者、現場代理人及び主任技術者
:議題　1)前回議事録の確認　2)提出、返却書類の指示、説明　3)各種検査報告
　4)前回検討課題の報告　5)質疑応答　6)次回までの検討課題の指示、確認

4. 工事監理要点

4. 1. 工程管理　※提出を必要とする工程表の種類及び作成要領は次の通りとする。

a)実施工程表	作成・掲示	:ネットワーク工程表／A1サイズ及びA3縮小版／7日以上の遅延は修正／監理事務所、会議質等に常時掲示
	記載事項	:クリティカルパスルート／ポイント工事の着手完了日／厳守すべき各工事着手日／主要材料決定予定日及び製作期間／受電・引き込み・主要検査等予定日／専門工事業者剪定届、製造所・使用材料剪定届、施工計画書等の提出予定日／各設備工事の工程／危険作業／主要工種の工事量
b)月間工程表	作成・掲示	:バーチャート／A3サイズ／工事進捗を中間的に捉え、先々の課題の対策立案／当月の総合定例会議に翌月の工程表を提出
	記載事項	:各工事工程／各設備工事工程／安全衛生工程／工事遅れの日数と対策／主要資機材の搬入、検査日程／会議日程／施工図日程
c)週間工程表	作成・掲示	:バーチャート／A3サイズ／工事の進捗を短期的に捉え、細かな日程調整を行う／毎週の工程会議に提出
	記載事項	:定例会議日を起点とし、前週の実体工程と当該週と翌週の予定を記入／各種行事／出来高・進捗状況／工事遅れの日数と対策／各設備工事の工程／安全に関する事項／主要工種の工事量
d)総合図・施工図・施工計画書・製作図工程表	作成・掲示	:総合図・施工図製作図工程表(管理表)【様式25】による／施工計画書工程表(管理表)【様式29】による／事前に工事・工場製作期間・発注時期等を把握すること
	記載事項	:事前協議・作成期間・提出日・チェック日数・承諾予定日／概略実施工程／見本提出・カラースキーム等の工程

4. 2. 総合施工計画書　※総合施工計画書の作成の有無　※ 有　・ 無

01. 総合施工計画書は設計図書と監理方針書に基づいて、工事施工の全体にわたる計画を明らかにし、遅滞なく建築物とを目的として作成する。提出時期は契約後1週間以内とする。
02. 工事着手に先立ち、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた総合的な計画書を請負者が作成し、監理者の承諾を得る。

4. 3. 施工計画書　※提出時期は、施工計画書工程表に示し、施工着手前に承諾を得ること

01. 当該工事で作成する施工計画書は、1章-2-7.プロセスの妥当性確認計画に示す。
02. 一工程の施工着手前に、総合施工計画書に基づいて、工種別の施工計画を定めたものであり、施工要領書を含む。記載内容は工事概要、工程、現場組織、製作組織、材料・製品、工法、工程管理、検査・試験、報告、安全環境、不適合製品、廃棄物、その他等とする。
03. 品質計画は請負者が基本要求品質を満たすように作成し、監理者の承諾を得ること。

4. 4. 総合図　※ 作成時期は、総合図・施工図・製作図工程表に示し、躯体施工図承諾前に承諾を得ること

a)目的　建築(意匠・構造)・電気設備・機械設備・その他の設計図書に、各々盛込まれている設計情報並びに関連情報を一元化して確認、検討することにより、工事の全体概要と相互関係を把握し、設計意図の理解と基本的な調整及び確認を行い、施工図作成の適正化と効率化のために活用することを目的とする。
b)主体と調整　建築本体工事の請負者が主体となり、関連する各工事の請負者がこれに協力して作成し、監理者が中心となり、調整をおこなう。施工に関する調整は請負者間でおこない、設計図書の不整合、発注者の直接工事または設計変更発生の際は監理者が調整する。

4. 5. 施工図等　※ 作成時期は総合図・施工図・製作図工程表に示し、当該工事着手前に承諾を得ること

01. 当該工事において作成を必要とする施工図等(施工図・製作図・承諾図)の種類及び範囲は、1章-2-7.プロセスの妥当性確認計画に示す。

4. 6. 模型・見本・色彩計画

01. 設計図書及びプロセスの妥当性確認記録に明記されている場合は施工図作成後、作成範囲、方法、縮尺、材料等監理者と協議の上、模型・見本・色彩計画用パネル等を作成する。

4. 7. 設計変更

a)設計変更の定義
　01. 設計図書に示されている設計内容(設計品質)が変更になることをいい発議者、工事費増減等を要因としない。
　02. 工事費の増減がある場合は請負契約及び本工事特記仕様書に基づいて処置を検討する。増減対応処置による他の部分の設計変更は設計変更の対象となる。
b)設計変更の提案
　1)着工工程　01. 請負者は仮設、工法等を見直し、工事及び工程管理に有効な提案があれば質疑・協議指示・変更書【様式11】を作成し、監理者へ提出する。
　2)施工工程　01. 施工管理責任者が質疑・協議指示・変更書【様式11】を作成し、監理者へ提出する。
　　02. 設計変更協議は質疑・協議指示・変更書【様式11】に変更の前後の図面及び概算内訳書を添付し、設計変更監理記録【様式27.28】と一緒に監理者へ提出する。

4. 7. 設計変更

c)設計変更管理　01. 設計変更の対象図書は、2.1.設計図書等の特定で特定された実施設計図面とする。
　02. 設計変更事項は設計変更管理記録【様式27.28】に記録する。
d)注記事項　01. 施工管理責任者は実施設計図書について設計変更部分を訂正する。
　02. 施工管理責任者は監理者への提案前に関連工事等への影響、技術的検討を完了させる。
　03. 施工管理責任者は監理者からの指示によるコスト、工期の検討依頼に対応する。
　04. 監理者は発議にともない、法的問題、設計上の問題を把握し、方針をとりまとめる。
　05. コスト増減見積りはその根拠を示す。
　06. 施工管理責任者は指示書による施工指示があるまで当該設計変更に関わる部分を施工しない。
　07. 設計その2契約がある場合は、当該契約内容による。

5. 検査

5. 1. 工程内検査

7. プロセスの妥当性確認計画に示す項目を設計図書で示した方法を各検査計画書で定められた基準に基づき工程内検査を実施する。

5. 2. 材料・製品受入検査

責任と役割　01. 適合が確認された施工図又は製作図および製品検査の合格により搬入可能とするが、その適合性および不具合の責任は施工管理責任者が負う。
　02. 施工管理責任者は施工計画書、施工図に記載された製作基準に適合していることを確認した後検査記録を提出し、監理者の確認を受けること。ただし、監理者の確認の方法ついては1章-2-7.プロセスの確認計画による。
　03. 再製作が必要な場合、施工管理責任者は工事工期に支障の無いように行う。これによる工期遅延の責任は施工管理責任者が負う。

5. 3. 工場検査・製品検査

責任と役割　01. 施工管理責任者は施工計画書、施工図に記載された製作基準に従って検査を実施する。検査の実施にあたっては監理者の確認を受けること。ただし、監理者の確認の方法ついては1章-2-7.プロセスの確認計画による。
　02. 本検査結果は検査対象部分に関する結果であり、その他の部分における適合性の確認は施工管理責任者の責任とする。
　03. 施工管理責任者は未確認事項、修正指示事項及び不適合事項について、修正方法及び修正実施完了を監理者に報告する。
　04. 本検査は工事現場に搬入されない状態での検査であり、現場搬入、現場施工における適合性の確保は施工管理責任者がその責任を負う。

× 5. 4. 消防検査(中間・完了)

中間検査の有無　・無　・有　年　月頃 (回数:　回)
検査の立会　01. 請負者は必要に応じ事前打合せを行い適切な時期に設置届等を提出する。
　02. 防災計画図を作成し、検査に立ち会うとともに、検査に必要な基材等を用意すること。
　03. 区画貫通部・区画間仕切等の施工写真を整理し、提示する。
　04. 請負者は、指摘事項をまとめ是正後の写真を添付し、報告書を作成する。

× 5. 5. 建築確認検査(中間・完了)

中間検査の有無　・無　・有　年　月頃 (回数:　回)
検査の立会　01. 防災計画図を作成する。
　02. 杭の施工報告書を用意するとともに、、杭の偏芯の記録・処置方法と計算書および写真を整理し提示する。
　03. 構造図リストに合わせた配筋施工写真および出来型写真を整理し、提示する。
　04. 鉄筋・鉄骨の規格証明書およびコンクリート試験報告書を提示する。
　05. 区画貫通部・区画間仕切等の施工写真を整理し提示する。
　06. 耐火材料及び認定材料の規格証明書を提示する。
　07. 請負者は指摘事項をまとめ是正後の写真を添付し報告書を作成する。

× 5. 6. その他所轄の検査(中間・完了)

所轄の名称
中間検査の有無　・無　・有　年　月頃 (回数:　回)
完了検査実施の有無　・無　・有　年　月頃 (回数:　回)

5. 7. 完成自主検査(中間・完了)

中間検査の有無　・無　・有　年　月頃 (回数:　回)
検査の実施　01. 請負者は契約内容の履行を保証するために現場組織とは別個の自己検査組織を編成する。
　02. 契約書及び設計図書の内容を十分に理解した上、工事目的物の品質を確認するために必要な自主検査計画書を作成し、監理者に提出する。
　03. 自主検査計画に基づき検査を行い、工事目的物が工事契約書及び設計図書に示した品質を確保しているかどうかを確認し、その内容と結果を記録して監理者に報告する。【様式13】
　04. 自主検査を行う時期は工事金の中間払いを受ける前、中間検査の受検前、完成検査の受検前、及び適宜とする。

5. 8. 完成検査（中間・完了）

中間検査の有無　・無　・有　年　月頃（回数:　回）

a)検査要領
01. 工事監理受託者から任命された検査員が完成検査を行なう。
02. 検査実施前に施工管理責任者は必要となる書類及び検査の準備を行う。
03. 石本建築事務所完成検査方針書【様式16】を施工管理責任者に提示し、検査基準を示し実施する。

b)実施結 実施された検査は検査の概要、不適合事項、処置方法、実施時期を明記した完成検査報告書【様式17】及び補修残工事調書【様式18】を作成し、顧客及び施工管理責任者へ提出する。

5. 9. .不適合成品管理

01. 施工管理責任者は不適合品の内容を確認し、監理者に確認の上、次のいずれかの方法で処置する。

処理方法
1. 手直し　:要求事項に適合するように処置を行い、使用する。
2. 特別採用　:要求事項に適合していない状態で使用又はリリースする。
3. 再格付　:当初とは異なる要求事項に適合するようにグレードを変更して使用する。
4. 修理　:意図された用途に対して受け入れ可能とするため処置を行い使用する。
5. スクラップ　:使用を不可能とするため、廃棄する。

02. 特別採用の処置を実施する場合は顧客の承認を得て実施する。

5. 10. 会計検査

会計検査の有無　・無　・有　年　月頃（回数:　回）
・　竣工後5年以内で未定

施工管理責任者対応
01. 施工管理責任者は検査の実施時期の連絡を受けて会計検査対応の体制を顧客に通知し了承を得る。
02. 検査日時の他、検査に必要な書類（品質記録等）及び所在を確認する。

× 5. 11. 配筋検査

請負者による自主配筋検査
01. 請負者は、監理者が実施する配筋の立会い確認に先立ち、下請け業者が行う検査とは別に、配筋について自主検査を行う。
（書式は配筋自主検査報告書（様式19）による）
02. 請負者が実施する自主配筋検査は全数検査とし、記録を作成し、監理者へ提出する。

監理者による配筋確認
01. 配筋検査は、請負者による全数の自主配筋検査結果記録（様式19）、打設計画書（様式は請負者書式）、圧接試験成績書を提出し、全数の検査結果および、是正の確認検査記録を作成し、適切に完了したことを報告する。
02. 配筋確認は、配筋確認チェックシート（様式21）に基づいて実施する。
03. 請負者による自主配筋検査結果記録の妥当性を確認するための配筋立会い確認を実施する。立会い確認は、抽出確認とし、計測確認箇所は、対象の部位別、種類ごとに、1箇所以上を原則とし、最小限は部位別に1箇所以上実施する。その他は目視確認を実施する。なお、指摘事項がある場合は、是正の前後の写真を示し、監理者の了解を得ること。

責任と役割
01. 適合が確認された電気及び機械配管を含む、配筋部分はコンクリート打設を可能とするが、その他の部分における適合性の確認及び適切なコンクリート打設の責任は、施工管理責任者が負う。
02. 施工管理責任者は未確認事項、修正指示事項及び不適合事項について、修正方法及び修正実施完了を監理者に報告する。
03. 施工管理責任者は、関連業者とともに電気配管及び機械配管の適合性を確認し、監理者の了解を得てから打設を行うこと。

× 5. 12. 鉄骨立会い確認

責任と役割
01. 本立会い確認結果は抽出による確認対象部分に関する結果であり、その他の部分における適合性の確認は施工管理責任者の責任とする。
02. 施工管理責任者は未確認事項、修正指示事項及び不適合事項について、修正方法及び修正実施完了を監理者に報告する。
03. 本立会い確認は工事現場に搬入されない状態での施工者により行われる検査に対する立会い確認であり、現場搬入、現場施工における適合性の確認は施工管理責任者がその責任を負う。

5. 13. その他の立会い確認、書類確認

責任と役割
01. 本立会い確認及び書類確認結果は抽出による確認対象部分に関する結果であり、その他の部分における適合性の確認は施工管理責任者の責任とする。
02. 施工管理責任者は未確認事項、修正指示事項及び不適合事項について、修正方法及び修正実施完了を監理者に報告する。
03. 本立会い確認は工事現場に搬入されない状態での施工者により行われる検査に対する立会い確認であり、現場搬入、現場施工における適合性の確認は施工管理責任者がその責任を負う。

6. 提出書類

6. 1. 提出上の注意

01. 提出書類欄中、グレー表示されている書類については、本工事においては適用しない。
02. 監理者様式については、別途に指示するが、請負者様式がある場合は、その都度、協議の上、採用を決定する。
03. 書類はA4版（月間報告書はA3シートをA4折込）で作成する。
04. 提出者名は施工管理責任者とし、提出先は監理者とする。
05. 常駐監理がある場合は、全ての種類について提出部数を1部追加する。

6. 2. 提出書類

01. 請負者は定められた下記の書類を定められた時期に適切に提出すること。
02. 法令の変更、顧客要求等により、定められた書類以外に提出を求める場合がある。

6. 3. 提出時期及び提出書類

01. 契約後

番号	書類名称	提出要領	提出部数	様式等及び備考
1	契約書	正副各1部（設計図書及び見積書付製本）（発注者・ 請負者用） 事務所控1部（設計図書及び見積書付製本）	2+1	請負者様式
2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書	知事または特定行政庁（発注者に書面を交付して 説明） ※提出済みの場合はコピー提出	1	届出書/分別解体等計画書/他指定された資料（建設リサイクル法）
3	工事実績情報（工事カルテ）の登録	（財）日本建設情報総合センター ※提出済みの場合はコピー提出	登録	—
4	工事現場証票掲示	監理者様式により設置	設置	監理者様式1
5	着工届	発注者宛（発注・監理・請負者用）	3	監理者様式2
6	契約工程表	発注者宛（発注・監理・請負者用）	3	請負者様式
7	火災保険及びその他の損害保険加入届出書	発注者・監理者用へコピーを提出	2	—

02. 着工後

番号	書類名称	提出要領	提出部数	様式等及び備考
8	施工管理責任者（又は主任技術者）及び現場代理人届	発注者宛（発注・監理・請負者用） ※経歴書を上記の書類に添付。	3	監理者様式3－1／様式3-2
9	電気保安技術者届	発注者宛（発注・監理・請負者用）	3	請負者様式
10	社内組織表	発注者宛（発注・監理・請負者用）	3	監理者様式4
11	現場関係組織表	発注者宛（発注・監理・請負者用）	3	監理者様式5
12	総合仮設計画書	事前協議用 承諾用（発注・監理・請負者用）	1 3	請負者様式
13	実施工程表	発注者・監理者用	2	請負者様式
14	施工図承認覚書	監理者用・請負者用	2	監理者様式6
15	総合図・施工図・製作図工程表（管理表）	事前協議用 承諾用（監理者・請負者用）	1 3	監理者様式25
16	施工計画書工程表（管理表）	事前協議用 承諾用（監理者・請負者用）	1 2	監理者様式PMSFE-022

03. 施工中 -1

番号	書類名称	提出要領	提出部数	様式等及び備考
17	総合図	承諾用（発注・監理・請負者用）	1	請負者様式
18	施工体制台帳・施工体系図	発注者・監理者	2	請負者様式
19	専門工事業者選定届	事前協議用 承諾用（発注・監理・請負者用）	1 3	監理者様式7
20	製造所・使用材料選定届	事前協議用 承諾用（発注・監理・請負者用）	1 3	監理者様式8
21	施工計画書	事前協議用 承諾用（発注・監理・請負者用）	1 3	請負者様式
22	施工図・製作図	承諾用（発注・監理・請負者用）	1	監理者様式26
23	工事工程報告書（月報）	発注者宛（発注・監理・請負者用）	3	監理者様式10.10-1～7
24	月間工程表	総合定例・定例会議資料に添付		請負者様式
25	週間工程表	定例会議資料に添付		請負者様式
26	諸会議議事録	発注者・監理者・請負者用	3	請負者様式
27	設計変更管理記録	発注者・監理者・請負者用	3	監理者様式26. 27
28	質疑・協議指示・変更書	発注者・監理者・請負者用	3	監理者様式11

04. 施工中 -2

番号	書類名称	提出要領	提出部数	様式等及び備考
29	各施工における計算・検討書	品質記録として提出	1	請負者様式
30	工程管理実施リスト	品質記録として提出	1	監理者様式20
31	配筋自主検査報告書	品質記録として提出	1	監理者様式19-1～4
32	配筋検査報告書	品質記録として提出	1	監理者様式21
33	鉄骨検査報告書	品質記録として提出	1	監理者様式22
34	製品検査報告書	品質記録として提出	1	監理者様式23
35	検査実施記録	品質記録として提出	1	監理者様式24
36	一工程の完了報告書	品質記録として提出	1	請負者様式
37	出来高検査立会願	発注者宛（発注者・監理者用）	2	監理者様式12
38	中間検査（自主検査）計画書	監理者用	2	請負者様式
39	中間検査（自主検査）報告書	監理者用	2	監理者様式13
40	請求書	発注者宛（発注者）・監理者へコピー提出	1＋1	監理者様式9
41	工事延伸報告書	発注者宛（発注者・監理者）	2	請負者様式
42	変更工事届	発注者宛（発注者・監理者・請負者用） 内訳書添付	3	請負者様式
43	事故報告書	発注者宛（発注者・監理者用）	3	請負者様式
44	現場休業届	発注者宛（発注者・監理者用）	2	監理者様式14

05. 完成時

番号	書類名称	提出要領	提出部数	様式等及び備考
45	検査立会願	発注者宛（発注者・監理者用）	2	監理者様式12
46	完成自主検査計画書	発注者・監理者用	2	請負者様式
47	完成自主検査報告書	発注者・監理者用	2	監理者様式13
48	完成検査方針書	請負者宛（監理者が作成）		監理者様式16,16-1
49	完成検査報告書	発注者宛（発注・監理者用）	2	監理者様式17
50	補修残工事調書	発注者宛（発注・監理者用）	2	監理者様式18
51	完成調書	発注者・監理者用	2	（完成調書作成要領） 監理者様式PMSFE-023
	完成調書の内容	01. 表紙　02. 目次　03. 工事完了届 04. 工事完成引渡書　05. 工事完成受領書　06. 建物引渡証明書 07. 建設工事保険終了日のお知らせ　08. 鍵・備品・各種書類引渡書 09. 鍵・備品・各種書類受領書　10. 念書　11. 鍵目録 12. 工事関連請負者名（請負契約者・下請負契約者） 13. 建物及び設備概要（建築概要・電気設備・空調衛生設備） 14. 各工事施工者及び資材・機器製造業者一覧（建徳・電気設備・空調衛生設備工事） 15. 官公署申請の許可・認可目録　16. 確認許可証及び検査済証（建築主事）の写し 17. 完成図書目録　18. 保証書目録（目録及び保証書） 19. 予薄品・納入品目録　20. 覚書事項 21. 測定リスト（照度・風量・温度・騒音測定）　22.建物維持保全書（06.引渡し以降による）		

06. 引渡し以降

番号	書類名称	提出要領	提出部数	様式等及び備考
52	完成写真	発注者用 監理者用	1 2	監理者様式
53	完成図	事前協議用	1	監理者と協議
		発注者用提出製本　A1版 A3縮小版	1 1	・分冊で提出 ※ 合本で提出
		監理者用提出製本　A1版 A3縮小版 ※原図は監理者へ提出すること。	1 1	・分冊で提出 ※ 合本で提出
54	施工図製品（保存用）（A〇版製本）	・総合図　・躯体図　・鉄骨　・防水 ・タイル　・木　・屋根及びとい ・カーテンウオール　・建具　・内装 ・石　・金属 ・外構、植栽　・ユニット ・電気設備（ ・機械設備（ ・空調設備（ ・昇降機設備（	各1部	※提出形式は監理者と協議
55	維持管理保全書	発注者宛（発注・監理）	2	監理者様式15、15-1

建築工事特記仕様書

01. 特記仕様書各章の取扱い及び適用項目の取扱いは共通特記仕様書による。

02. 特記仕様書、標準仕様書以外の適用(1. 1. 1. 適用範囲)
a. 共通特記仕様書1章:一般共通事項、1節一般事項、01.適用範囲による。
(社)日本建築協会監修「建築工事共通仕様書」の最新版による。

2章:仮設工事

1節:一般事項

01. 仮設材料(2. 1. 2)
a. 仮設に使用する材料は使用上差し支えない程度のものとし、工事着手に先立ち仮設工事施工計画書を作成し、
監理者の確認を受ける。

2節:足場その他

02. 足場その他(2. 2. 1)
a. 仮囲い
1) 種類 ※ シート張り
2) 高さ ※ 2000
3) 箇所 ※ 仮設工事施工計画書により承諾する。
4) 仕上げ ※ 塗装又は請負者の標準仕様とし、監理者と協議する。
b. 定置する足場及び桟橋の類は、別契約の関係請負者に無償で使用させる。

3節:養生

03. 既存部分の養生(2. 3. 1)
a. 既存部分の養生はビニルシート等とし、仮設計画書で承諾する。
b. 仮設間仕切り等により施工作業範囲が定められた場合は、施工作業範囲外に塵埃等が飛散しないよう養生する。
c. 養生が必要とされる既存家具等はビニルシートで養生する。
d. 既存ブラインド、カーテン等は取り外し、適切な場所に保管、養生する。
保管場所、養生方法は監理者と協議する。
e. 工事の施工に支障のある机、ロッカー等の備品は移動する。
移動先は監理者と協議し、その指示に従う。
f. 材料、撤去材運搬で既存施設を利用する場合は合板等で適切な養生を行う。
g. その他 :

04. 仮設間仕切り(2. 3. 2)
a. 仮設間仕切り
1)設置の有無 ※設置する ・設置しない
2)設置場所 ※図示
3)種別
・ A種(LGS下地、両面合板張り又はせっこうボード張り、内部グラスウール充填)
・ B種(LGS下地、片面合板張り又はせっこうボード張り)
※ C種(単管下地、全面シート張り)
b. 仮設扉 ※ 木製合板張り扉 ・ スチール製

4節:仮設物

05. 工事監理受託者事務所、請負者事務所等(2. 4. 1)
a. 発注者管理事務所
1) 設置 ・有 ※ 工事監理受託者の事務所を兼用
2) 規模 :
3) 備品 :
b. 工事監理受託者事務所
1) 規模 ※ 20㎡程度
※ 上記の他に会議室(請負者共用可) ・ 20 m2程度 ・不要
・上記の他に休憩室、更衣室 ・ m2程度 ※ 不要
※ 上記に要する費用は維持、運用費を含め請負者の負担とする。
2) 備品 ・電話 ・FAX ◎ 机及び椅子 ・製図板 ◎ 書棚
◎ 見本棚 ◎ 図面棚 ◎ ホワイトボード ◎ ロッカー ◎ 事務用品
◎ 冷暖房設備 ・時計 ・温湿度計 ・給茶設備 ◎ 洗面設備
・冷蔵庫 ◎ 雨かっぱ ◎ ゴム長靴 ◎ 懐中電灯 ◎ 安全帯
・消火器 ・防寒着
※ 公共建築工事標準仕様書(最新版) ※ 建築工事監理指針上下(最新版)
※ 公共建築改修工事標準仕様書(最新版) ※ 建築改修工事監理指針上下(最新版)
3) CPU機器類の設置及び仕様(2011.04.01版)
イ) 設置の有無 ※ 有 ・ 無
ロ) 設置数 ※ 1セット ・ セット
ハ) ハードウエア
◎ CPU :Intel社製 Core2Duo E7500、クロック周波数2.93GHz以上
◎ メインメモリー :2GB以上
◎ 内蔵ハードディスクドライブ :80GB以上
◎ フロッピードライブ
◎ 内蔵CD-R/RWドライブ
◎ キーボード、マウス、その他、標準的なインターフェイス(USBポート必須)
◎ ディスプレイ :23型ワイド以上(液晶モニタ)
◎ プリンタ :A3対応複合機(コピー、プリント、FAX、スキャナなど)
ニ) ソフトウエア
◎ Microsoft Windows XP Professional SP3以上 (オペレーティングシステム) ※Windows Vistaは不可
◎ Microsoft Excel 2010以上 (表計算)
◎ Microsoft Word 2010以上 (ワープロ)
◎ Microsoft PowerPoint 2010以上 (プレゼンテーションソフト)
◎ Autodesk AutoCAD LT 2010以上 (CAD)
◎ Microsoft Internet Explorer 8.0以上 (Webブラウザ)
◎ Windows Liveメール (メーラー)
◎ PDF作成ソフトウェア ※FujiXerox DocuWorks 7.0 (Acrobat Elements 7. 0以降を含む)も可
◎ 圧縮・解凍ソフト
◎ ウイルス対策ソフト(ウイルス定義ファイルの更新が可能なこと)
ホ) その他
◎ インターネット接続環境(必須)
◎ LAN ネットワーク接続が必要な場合は監理者と別途協議する。
◎ A3対応モノクロレーザープリンタ以外の出力環境は監理者と別途協議する。
◎ その他、上記以外のコンピューター機器が必要な場合は監理者と別途協議する。
ヘ) 注記
CPU機器類の設置及び仕様を決定する場合は企画総務と必ず協議し、その指示に従うこと。
c. 請負者事務所、従業員休憩所、便所等は関係法令等に従って設置し、従業員宿舎は構内に設けない。
d. 工事現場の適切な場所に工事名称、発注者等を示す表示板を設置する。
e. 工事監理受諾者事務所等を構内に設置することが不可能な場合は、請負者の責任で工事監理受諾者事務所を含めて借地、
借家等を確保する。その費用は請負者の負担とする。

06. 危険物貯蔵所(2. 4. 2)は標準仕様書による。

07. 材料置場、下小屋(2. 4. 3)は標準仕様書による。

5節:仮設物撤去その他

08. 仮設物撤去その他(2. 5. 1)は標準仕様書による。

3章:防水改修工事 「本章は本工事に適用せず」

1節:一般事項

01. 適用範囲(3. 1. 1)
a. 既存の各防水、シーリング、とい、アルミニウム製笠木の改修工事に適用する。

02. 基本要求品質(3. 1. 2)
a. 材料は特記仕様書又は標準仕様書に定める所定のものを使用し、防水層、シーリング、とい、笠木とも
所定の形状及び寸法を有し、美観上、機能上、支障が無く、取合い部を含めて漏水の無い状態。

03. 施工一般(3. 1. 3)
a. 改修箇所の既存材料等を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合は監理者と協議する。
b. 悪天候等、防水に悪影響を及ぼす恐れのある場合の対処は標準仕様書による。
c. 防水層の施工は、随時、監理者の確認を受ける。
d. 降雨等に対する養生方法は標準仕様書による。

04. 改修工法の種類及び工程(3. 1. 4)
a. 防水改修工法
1)既存撤去
保護層(立上り部等・平場)・断熱層・防水層(立上り部等・平場)の既存部分は全て撤去する。
2)既存下地 ・ 補修及び処置を行う。
3)新設 ・ 定められた仕様で施工する。
4)工法名 :
b. シーリング改修工法
・ シーリング充填工法 ※ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法

2節:既存防水層の処理 「本節は本工事に適用せず」
3節:アスファルト防水 「本節は本工事に適用せず」
4節:改質アスファルト防水 「本節は本工事に適用せず」
5節:合成高分子系ルーフィングシート防水 「本節は本工事に適用せず」
6節:塗膜防水 「本節は本工事に適用せず」

7節:シーリング

13. シーリング(3. 7. 1～3. 7. 8)
a. 適用範囲 ※ 不定形弾性シーリング材による改修に適用し、カーテンウオール目地は除く。
b. 材料 被着体の組合せとシーリング材の種類は、表3. 7. 1を基準とし異なる箇所は下記による。
1) 種類 ※
2) 施工箇所 ※
3) 図面に記載がなくとも漏水の恐れのある部分には監理者と協議の上、施工する。
4) ワーキングジョイントは2面接着とし、ノンワーキングジョイントは3面接着を原則とする。
c. 目地寸法
1) コンクリートの打継ぎ及びひび割れ誘発目地 ・ 図示 ※ W=20、D=10以上
2) その他の箇所の目地 ・ 図示 ※ W=10、D=10以上
d. 施工一般
1) シーリング施工後は、正しく充填されていること及び硬化、接着状態を確認し、監理者へ報告し、
監理者の確認を受ける。
2) その他、標準仕様書による。
e. シーリング材の試験
1) 試験の実施 ※ 実施する ・ 同材組み合わせの試験成績書を確認する
2) 試験の方法 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験
f. 製造所(製品名) : 横浜ゴム「ハマタイト」・ブリジストン「ベタム」・セメダイン「セメダイン」
g. 指定工事業者 :

8節:とい 「本節は本工事に適用せず」

4章:外壁改修工事

1節:一般事項

01. 適用範囲(4. 1. 1)
a. RC打放し仕上げ外壁・モルタル塗り外壁・タイル張り仕上げ外壁・塗り仕上げ外壁のひび割れ部、
欠損部及び浮き部の補修及び仕上げの改修に適用する。

02. 基本要求品質(4. 1. 2)
a. 材料は特記仕様書又は標準仕様書に定める所定のものを使用し、仕上面は所定の形状及び寸法を有し、
構成された面が平滑で美観上、機能上、支障が無く、有害な浮き、耐久性に対する著しい欠陥が無く、
落下の危険の無い状態。

03. 施工一般(4. 1. 3)は標準仕様書による。

04. 外壁改修工法の種類(4. 1. 4)
a. コンクリート打放し仕上げ外壁
1)ひび割れ部 ※ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
2)欠損部 ※ 充填工法 ・
3)特殊工法 :
イ)仕様 :
ロ)製造所(製品名) :
b. モルタル塗り仕上げ外壁
1)ひび割れ部 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
2)欠損部 ・ 充填工法 ・ モルタル塗り替え工法
3)浮き部 ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 充填工法
・ モルタル塗り替え工法
c. タイル張り仕上げ外壁
1)ひび割れ部 ※ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法
2)欠損部 ・ タイル部分張り替え工法 ※ タイル張り替え工法
3)浮き部
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
・ タイル部分張り替え工法
※ タイル張り替え工法
4)目地改修 ・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法
d. 塗り仕上げ外壁
1)改修後の新規仕上げ
・ 薄付け仕上塗材塗り
・ 厚付け仕上塗材塗り
※ 複層仕上塗材塗り (防水形複層塗材E)
・ 可とう形改修用仕上塗材塗り
・ 各種塗料塗り
・ マスチック塗材塗り
・ 図示による

2節:材料

05. 工法別使用材料(4. 2. 2)
a. 樹脂注入工法のエポキシ樹脂 ※ 低粘度形 ・ 中粘度形
b. Uカットシール材充填工法
1)シーリング材 ・ ポリウレタン系シーリング材
2)可とう性エポキシ樹脂 ・ 標準仕様書による
3)ポリマーセメントモルタル ・ 標準仕様書による
c. シール工法
1)パテ状エポキシ樹脂 ・ 標準仕様書による
2)可とう性エポキシ樹脂 ・ 標準仕様書による
d. 充填工法
1)エポキシ樹脂モルタル ※ 標準仕様書による
2)ポリマーセメントモルタル ※ 標準仕様書による
e. アンカーピンニング注入工法
1)エポキシ樹脂 ・ 標準仕様書による
2)ポリマーセメントスラリー ・ 標準仕様書による
3)ピンニング材質 ・ ステンレス鋼(SUS304)呼び径4丸棒・全ネジ切り加工
f. 注入口付アンカーピンニング注入工法
1)エポキシ樹脂 ・ 標準仕様書による
2)ポリマーセメントスラリー ・ 標準仕様書による
3)ピンニング材質 ・ ステンレス鋼(SUS304)呼び径6丸棒・全ネジ切り加工
g. モルタル塗り替え工法
1)目地の適用及び形状 ・ 図示
2)その他は標準仕様書による。
h. タイル張り替え及びタイル部分張り替え工法
1)部分張り替え工法用接着剤 ※ ポリマーセメントモルタル ・ シリコーン樹脂 ・ ウレタン樹脂
2)タイルの品質その他については別項に示す。
3)役物の適用 ※ 図示
i. 目地改修工法用材料は標準仕様書による。
j. 塗り仕上げ用材料は標準仕様書による。

3節:コンクリート打放し仕上げ外壁の改修

06. ひび割れ部改修一般事項(4. 3. 2)
a. 事前にひび割れ部からの漏水及び錆汁の有無、状況を調査し、結果を監理者に報告する。

07. 欠損部改修一般事項(4. 3. 3)
a. 欠損部周辺はハンマー等により除去し、状況を目視で確認し、結果を監理者に報告する。
b. 部分的に露出している鉄筋及びアンカー等は錆を除去し、防錆処置を行う。
防錆処置の仕様は請負者が提案し、監理者の承諾を得て実施する。

08. 樹脂注入工法(4. 3. 4) (地下ピット躯体部)
a. 注入工法の種類 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法(注入間隔200～300・注入量は監理者と協議)
※ アルカリ反応型漏水対策入工法(注入口間隔は監理者と協議)
(環境美建:アウターシール注入工法程度)
b. ひび割れ部注入状況の検査
1)実施の有無 ※ 実施する ・ 実施しない
2)検査方法 ・ 標準仕様書
3)抜き取り部分の補修方法 ・ 本工事の下地補修及び仕上げに同じ

× 09. Uカットシール材充填工法(4. 3. 5)
a. シーリング材 ・ 2成分形シーリング材
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填 ・ 有 ・ 無
・ 可とう性エポキシ樹脂
× 10. シール工法(4. 3. 6)は標準仕様書による。

× 11. 充填工法(4. 3. 7)
a. 充填材 ・ エポキシ樹脂モルタル
・ ポリマーセメントモルタル
b. 検査方法 ※ 標準仕様書

× 12. 改修後の新規仕上げ
a. 仕様 :
b. 製造所(製品名) :

4節:モルタル塗り仕上げ外壁の改修 「本節は本工事に適用せず」

13. ひび割れ部改修一般事項(4. 4. 2)
a. 事前にひび割れ部からの漏水及び錆汁の有無、状況を調査し、結果を監理者に報告する。

14. 欠損部改修一般事項(4. 4. 3)
a. 欠損部周辺のモルタル浮き部分はダイヤモンドカッター等で健全な部分と縁を切って損傷が拡大しないようにはつり、撤去する。

15. 浮き部改修一般事項(4. 4. 4)
a. 補修範囲はテストハンマー等により、はく離の恐れがある浮き部を確認し、当該部分を明示する。

16. 樹脂注入工法(4. 4. 5)は標準仕様書による。

17. Uカットシール充填工法(4. 4. 6)は標準仕様書による。

18. シール工法(4. 4. 7)は標準仕様書による。

19. 充填工法(4. 4. 8)は標準仕様書による。

20. モルタル塗り替え工法(4. 4. 9)は標準仕様書による。
a. 仕上げ塗厚又は全塗厚が25を超える場合の処置
・

21. アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法(4. 4. 10)
a. アンカーピン本数 ※ 標準仕様書による
b. 充填量 ※ 標準仕様書による
c. 検査 ※ 標準仕様書による

22. アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法(4. 4. 11)
a. アンカーピン本数・注入口箇所数 ※ 標準仕様書による
b. 注入量 ※ 標準仕様書による
c. 検査 ※ 標準仕様書による

23. アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法(4. 4. 12)
a. アンカーピン本数・注入口箇所数 ※ 標準仕様書による
b. 注入量 ※ 標準仕様書による
c. 検査 ※ 標準仕様書による

24. 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法(4. 4. 13)
a. アンカーピン本数・注入口箇所数 ※ 標準仕様書による
b. 注入量 ※ 標準仕様書による
c. 検査 ※ 標準仕様書による

25. 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法(4. 4. 14)
a. アンカーピン本数・注入口箇所数 ※ 標準仕様書による
b. 注入量 ※ 標準仕様書による
c. 検査 ※ 標準仕様書による

26. 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法(4. 4. 15)
a. アンカーピン本数・注入口箇所数 ※ 標準仕様書による
b. 注入量 ※ 標準仕様書による
c. 検査 ※ 標準仕様書による

5節：タイル張り仕上げ外壁の改修

27. ひび割れ部改修一般事項(4. 5. 2)

a. 事前にひび割れ部からの漏水及び錆汁の有無、状況を調査し、結果を監理者に報告する。
※ タイル張りを撤去する　・タイル張りを撤去しない

b. その他は標準仕様書による。

28. 欠損部改修一般事項(4. 5. 3)は標準仕様書による。

29. 浮き部改修一般事項(4. 5. 4)は標準仕様書による。

30. 樹脂注入工法(4. 5. 5)は標準仕様書による。

× 31. Uカットシール材充填工法(4. 5. 6)は標準仕様書による。

× 32. タイル部分張替え工法(4. 5. 7)

a. 既存下地モルタルがある場合及び1箇所あたりの張替え面積が0.25㎡程度以下に適用する。
1)張付け材　・ポリマーセメントモルタル　・変性シリコーン樹脂　・ポリウレタン樹脂

b. その他は標準仕様書による。

33. タイル張り替え工法(4. 5. 8)

a. 下地モルタルを撤去する場合に適用する。

b. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
1)伸縮調整目地・ひび割れ誘発目地の位置　※ 標準仕様書　表4. 5. 1　・図示
2)伸縮調整目地・ひび割れ誘発目地の寸法　※ 標準仕様書　表4. 5. 1　・図示

c. 改修後の新規仕上げ
1)形状、寸法
2)材質　・磁器　※ せっ器　・陶器
3)釉薬　※ 無釉　・施釉
4)役物　※ 無　・有
5)色調　・標準　※ 注文
6)工法　：　改良圧着張り
・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り　・マスク張り　・モザイクタイル張り
7)施工箇所　：　2丁掛タイル部
8)製造所(製品名)　：

d. 施工後の確認及び試験
1)打診確認を行い、結果を監理者へ報告する。張直しは監理者の承諾を得て行う。
2)接着力試験を実施する。
施工場所の状況、打診確認結果等により必要がないと認められる場合は監理者の承諾を得て省略できる。
3)試験方法等及び合格引張接着強度は標準仕様書による。

e. 養生及び清掃は標準仕様書による。

× 34. アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー
注入工法・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法は標準仕様書による。(4. 5. 9～4. 5. 15)

35. 目地改修工法(4. 5. 16)

a. 目地ひび割れ改修工法は標準仕様書による。

b. 伸縮調整目地改修工法
1)伸縮調整目地位置　・図示
2)伸縮調整目地寸法　：
3)目地シーリング　※ 3章7節シーリングによる。

6節：塗り仕上げ外壁等の改修

36. 適用範囲(4. 6. 1)

a. 既存の仕上塗材塗仕上等の改修及び既存外壁に仕上塗材塗りを行う場合に適用する。

37. 仕上塗り材仕上一般事項(4. 6. 2)

a. 模様、色、つやは見本帳又は見本塗り板を作成し、監理者の承諾を受けて施工する。

b. シーリング面に仕上塗り仕上げを行う場合は塗重ね適合性について確認の上、必要な処理を行い、
シーリングの硬化後に施工する。

38. 既存塗膜等の除去及び下地処理(4. 6. 3)

a. 除去及び下地処理工法　・サンダー工法　※ 高圧水洗工法　・塗膜はく離工法
・水洗い工法

b. 下地調整におけるポリマーセメントモルタル又は防水形仕上げ塗材主材の使用
1)使用の有無　※ 使用する　・使用しない
2)使用材　※ ポリマーセメントモルタル　・防水形仕上げ塗材

c. 除去及び下地処理の範囲　※ 図示　・既存仕上面全体

d. 高圧水洗機
1)加圧力　※ 30MPa程度以上　・
2)試験施工　※ 行う　・行わない

39. 下地調整(4. 6. 4)は標準仕様書による。

40. 工法(4. 6. 5)は標準仕様書による。

41. 部分改修工法(4. 6. 6)は標準仕様書による。

42. 改修後の新規仕上げ

a. ホルムアルデヒドの発散量　※ F☆☆☆☆

b. 呼び名　：

c. 仕上形状等　：

d. 製造所(製品名)　：

5章：建具改修工事

1節：一般事項

01. 適用範囲(5. 1. 1)

a. 既存建具を新規金属製建具に改修する場合及び新規に金属製建具を設ける場合に適用する。

02. 基本要求品質(5. 1. 2)

材料及び製品は特記仕様書又は標準仕様書に定める所定のものを使用し、所定の寸法及び形状を有し、見掛かり状態は建込面のゆがみが無く、水切皿板、雇板、額縁等を含め、周囲との取合いが美観上、機能上、支障が無く、耐風圧性、気密性、水密性等について所定の性能を有し、所要の耐震性を有する状態。

a. 性能確認試験　・行う　※ 行わない

b. 試験の種類　・耐風圧　・耐震　・水密　・気密　・遮音

c. 試験体の製作
1) 製作の有無　※ 製作しない　・製作する
2) 寸法　・実物大

d. 注記　スパンドレル部分の耐火ボード材は完全に乾燥している状態(現場保管時にも注意)で、取付を行う。
また、ガラス面の結露防止のための通気ルートを確保する。

03. 改修工法(5. 1. 3)

a. 既存建具を新規金属製建具に改修する場合
※ 建具表に示す。
・かぶせ工法(既存建具外周枠を残し、新規金属製建具を取付ける工法)
・撤去工法 (既存建具枠廻りをはつり又は油圧工具等により撤去し、新規金属製建具を取付ける工法)

b. 新規に金属製建具を取り付ける場合の改修部分の開口方法・補修方法・範囲は図示による。

c. 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とし、風雨に対して注意する。

× 04. 防火戸(5. 1. 4)

a. 防火戸の指定　・建具表に示す。

b. 自動閉鎖機構・ヒューズ装置、熱感知器、煙感知器等との連動は建具表に示す。

× 05. 見本の製作等(5. 1. 5)

a. 建具見本の製作
1) 製作の有無　※ 製作しない　・製作する
2) 寸法　※ 実物大
3) ガラス入建具　※ 指定厚さのガラスを入れる　・ガラスを入れない
4) 適用箇所　：

b. 特殊な建具の仮組み
1) 製作の有無　※ 製作しない　・製作する
2) 寸法　※ 実物大
3) ガラス入建具　※ 指定厚さのガラスを入れる　・ガラスを入れない
4) 適用箇所　：

06. 取付調整等(5. 1. 6)、その他(5. 1. 7)

a. 防犯建物部品の運用　・運用あり (場所：図示)　※ 運用なし

2節：アルミニウム製建具

07. アルミニュウム建具(5. 2. 1～5. 2. 5)

a. 性能及び構造
1) アルミニウム製建具の性能
外部建具　・A種：耐風圧性S-4　気密性A-3　水密性W-4　枠見込み70mm(複層ガラスを使用する場合100mm)
※ B種：耐風圧性S-5　気密性A-3　水密性W-4　枠見込み70mm(複層ガラスを使用する場合100mm)
・C種：耐風圧性S-6　気密性A-4　水密性W-5　枠見込み100mm
2) 防音ドア、防音サッシ　イ) 適用の有無　・適用あり　※ 適用なし
ロ) 遮音性能　・T-1　・T-2　・T-3　・T-4
3) 断熱ドア、断熱サッシ　イ) 適用の有無　・適用あり　※ 適用なし
ロ) 断熱性能　・H-1　・H-2　・H-3　・H-4
4) 耐震ドアセット　イ) 適用の有無　・適用あり　※ 適用なし
ロ) 面内変形追随製　・D-1　・D-2　・D-3

b. 材料
1)網戸
イ) 防虫網の適用　※ 取付の有無は建具表による。　※ 防虫網ステンレス製(SUS316)
ロ) 防鳥網の適用　・適用あり (施工場所：　)　※ 防鳥網ステンレス製(SUS304)
※ 適用なし
ハ) 網戸の表面処理は取付ける建具と同一とする。
ニ) 網の種別　※ ステンレス製(SUS316)　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製
ホ) 形式　※ 外部可動式　・固定式
ヘ) 製造所(製品名)　：

c. 形状及び仕上げ
1) 枠の見込み　※ 建具表
2) アルミニウムの表面処理
・A-1種　：無着色陽極酸化被膜(シルバー被膜)
・A-2種　：着色陽極酸化被膜(2次電解着色被膜：カラー)
※ B-1種　：無着色陽極酸化塗装複合被膜(シルバー被膜＋クリアー塗装)
・B-2種　：着色陽極酸化塗装複合被膜　・2次電解着色被膜＋クリアー塗装
・3次電解着色被膜＋クリアー塗装
・C-1種(内装)　：無着色陽極酸化被膜
・C-2種(内装)　：着色陽極酸化被膜
・D種　：化学被膜の上に塗装(着色塗料の種類は下記による)

d. 着色塗料の種類
・高耐久性塗料　・高温硬化型フッ素樹脂系塗料(熱可塑性)
・常温硬化型フッ素樹脂系塗料(熱硬化型：中温、低温)
・常温硬化型アクリルシリコン樹脂系塗料(熱硬化型：中温、低温)
・一般環境塗料　・焼付型ポリウレタン樹脂系塗料
・常温硬化型ポリウレタン樹脂系塗料(熱硬化型：中温、低温)
・熱硬化型ポリエステル樹脂系塗料(中温)
・熱硬化型アクリル樹脂系塗料(中温)

e. 水切り及び雇板等　※ 建具表に示す

f. 表面処理の剥がれ検査(耐久性)
1) 実施の有無　・実施する　※ 実施しない
2) 実施方法　※ 製作メーカーの自主検査とし、結果を監理者に報告する。

g. 工法
1) かぶせ工法　・標準仕様書による　・
2) 撤去工法　・標準仕様書による　・

h. 製造所(製品名)　：三協立山アルミ・リクシル・YKKap・不二サッシ

3節：鋼製建具

06. 鋼製建具(5. 3. 1～5. 3. 6)

a. 性能及び構造
1) 外部に面する鋼製建具の性能等級は05. アルミニウム製建具による。
2) 性能
イ)気密型ドアセット(AT)の遮音性能(透過損失)　・30db程度以上(500HZ)　・50db程度以上(500HZ)
ロ)簡易気密型ドアセット(SAT)の遮音性能(透過損失)　・25db程度以上(500HZ)
3) 製造所(製品名)　：三協立山アルミ・リクシル・YKKap・不二サッシ
4) 現場塗装仕上の場合は現場搬入後、研磨紙ずり、錆止塗装2回目を行う。(工程種別：A種　1回目は工場塗装)

b. 標準型鋼製建具
1) 適用の有無　・有　※ 無
2) 片開き建具幅　・900　・1200
3) 親子開き建具幅　・1200　・1250
4) 両開き建具幅　・1800　・1900
5) 高さ　・2000　・2100
6) 製造所(製品名)　※ 三和シャッター・東洋シャッター・文化シャッター

c. 鋼板類の厚さ
1)1枚の戸の有効開口が幅950mm、高さ2400mm以内の場合　※ 標準仕様書　・図示
2)1枚の戸の有効開口が幅950mm、高さ2400mmをこえる場合　※ メーカーの検討書を提出する　・図示

d. 工法
1) かぶせ工法　・標準仕様書による　・
2) 撤去工法　・標準仕様書による　・

4節：鋼製軽量建具　「本節は本工事に適用せず」

07. 鋼製軽量建具(5. 4. 1～5. 4. 6)

a. 性能及び構造
1) 気密型ドアセットの適用　・適用(性能値 A-3)　※ 適用しない

b. 材料
1) 鋼板　・表面処理鋼板　※ 製造所仕様
2) 表面仕上　※ ビニル被覆鋼板　・塗装　・カラー鋼板
3) 召し合わせ、小口包み板等の材質　※ 鋼板(一体)　・ステンレス　・アルミニュウム合金

c. 製造所(製品名)　：小松ウオール工業・三和シャッター・文化シャッター

d. 標準型鋼製建具
1) 適用の有無　・有　※ 無
2) 片開き建具幅　・900　・1200
3) 親子開き建具幅　・1200　・1250
4) 両開き建具幅　・1800　・1900
5) 高さ　・2000　・2100
6) 製造所(製品名)　：小松ウオール工業・三和シャッター・文化シャッター

e. 鋼板類の厚さ
1)1枚の戸の有効開口が幅950mm、高さ2400mm以内の場合　※ 標準仕様書　・図示
2)1枚の戸の有効開口が幅950mm、高さ2400mmをこえる場合　※ メーカーの検討書を提出する　・図示

f. 工法
1) かぶせ工法　・標準仕様書による　・
2) 撤去工法　・標準仕様書による　・

5節：ステンレス製建具　「本節は本工事に適用せず」

08. ステンレス製建具(5. 5. 1～5. 5. 5)

a. 外部に面するステンレス建具の性能は05. アルミニウム製建具による。

b. ステンレス鋼板　※ SUS304　・SUS430JIL　・SUS430(屋外には使用しない)

c. 鋼板類の厚さ　※ 標準仕様書

d. 表面仕上　※ HL仕上　・鏡面仕上　・エッチング仕上(　・無色　・着色)

e. 曲げ加工　※ 普通曲げ加工　・角出し曲げ加工

f. 工法
1) かぶせ工法　・標準仕様書による　・
2) 撤去工法　・標準仕様書による　・

g. 製造所(製品名)　：

6節：建具用金物

09. 建具用金物(5. 6. 1～5. 6. 4)

a. 金物の種類は次のとおりとし、適用は建具表による。
※ 1) シリンダー本締まり　イ) 品質、規格　：U9MV、U9LV、U9WLAシリーズ
握り玉付箱錠　握り玉　・W型STタイプ
レバーハンドル　※ 52型STタイプ
ロ) 製造所(製品名)　：美和ロック又は同等品
・2) 本締まり付モノロック　イ) 品質、規格　：HMシリーズ
握り玉　：W型STタイプ
ロ) 製造所(製品名)　：美和ロック又は同等品
・3) 空錠　イ) 品質、規格　：OM、LO、WLOシリーズ
握り玉　・W型STタイプ
レバーハンドル　・52型STタイプ
ロ) 製造所(製品名)　：美和ロック又は同等品
・4) ドアクローザ　イ) 品質、規格　・(コンシールドタイプ)60シリーズ
※ (露出タイプ)80シリーズ
ロ) 製造所(製品名)　：日本ドアチェック製造(ニュースター)又は同等品
・5) ピンジクローザ(オートヒンジ)　イ) 品質、規格　：オートパワーヒンジシリーズ
ロ) 製造所(製品名)　：日本ドアチェック製造(ニュースター)又は同等品
・6) 押板・引手　イ) 品質、規格　※ 参考製品指定は建具表による　・
ロ) 製造所(製品名)　：ユニオン同等品
・7) 防音金物　イ) 品質、規格　：ゼロタイト、連続丁番
ロ) 製造所(製品名)　：東京萬同等品
※ 8) 戸当り　イ) 品質、規格　：UT-261-90-AFS
ロ) 製造所(製品名)　：ユニオン同等品
※ 9) その他の建具金物は、標準仕様書による。

b. 見本品の提出
監理者が指示する主要な金物は見本品を提出し、監理者の承諾を得る。

c. 鍵
1) キーグループ　・既存グループに統合　※ 新規グループ
2) グランドマスターキー　※ 製作する (3本)　・製作しない
3) マスターキー　・製作する (3本)　※ 製作しない
4) 鍵箱
工事完成時に鍵ごと室名又は建具位置を示す札を付け、目録書及び縮小版平面図による鍵の種別図を添え、鍵箱に収納し、提出する。鍵箱は鍵の個数に応じた鋼製の既製品とする。

7節：自動ドア開閉装置　「本節は本工事に適用せず」

10. 自動ドア開閉装置(5. 7. 1～5. 7. 4)

a. スライディングドア用開閉装置の性能値は表16. 8. 1による。

b. スイングドア用開閉装置の性能値は表16. 8. 2による。

c. 開閉方法　※ 建具表に示す。

d. 凍結防止装置　※ 設置しない　・設置する (　)

e. センサーの種類　・マットスイッチ　※ 光線(反射)スイッチ　・電波スイッチ　・多機能便所スイッチ
・音波スイッチ　・熱線スイッチ　・光電スイッチ　・タッチスイッチ
・ペダルスイッチ　・押しボタンスイッチ

f. 補助機構　※ 安全用光電スイッチ　・全半開機構　・パニックオープン機構

g. 防錆措置　※ 行わない　・(　)

h. 指定仕様
1) 一般自動扉　・框タイプ(ナブコDSシリーズ)　・フレームタイプ(ナブコロスカドアシリーズ)
2) 身障者WC用　・非接触タイプ(ナブコHDS-3)　・押し釦タイプ(ナブコHDS-1)
3) フット式　・光電式(ナブコFT-1)

i. 施工箇所　：建具表に示す

j. 製造所(製品名)　：ナブコ・寺岡オートドア・ドリーム自動ドア

8節：自閉式上吊り引戸装置　「本節は本工事に適用せず」

11. 自閉式上吊り引戸装置(5. 8. 1～5. 8. 4)

a. 施工箇所　：建具表に示す

b. 性能、仕様　※ 標準仕様書

c. 製造所(製品名)　：

9節：重量シャッター　「本節は本工事に適用せず」

12. 重量シャッター(5. 9. 1～5. 9. 5)

a. シャッターの種類
※ 一般重量シャッター、防火シャッター(屋内・屋外)、防煙シャッターとし、建具表に示す

b. 耐風圧性(一般重量シャッター、外壁用防火シャッター)
1) 強度　※「シャッター・オーバーヘッドドア耐風圧強度計算基準」による。
2) 耐風仕様　※ 適用する　・適用しない

c. 開閉機能　※ 上部電動式(手動併用)　・手動式

d. 保護装置
1) 電動式　※ リミットスイッチ＋保護スイッチ
2) 落下防止装置　※ 設置する(開口面積15㎡以上)
(　・2重チェーン　・急降下制動装置　・急降下停止装置)
・設置しない
3) 障害物感知装置　※ 設置する　・設置しない

e. スラット形状　※ インターロッキング形　・オーバーラッピング形

f. 材質、仕上
1) シャッターケース　イ) 材質　※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板
ロ) 仕上　・塗装　・無塗装
2) スラット　イ) 材質　※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・ステンレス
ロ) 仕上　・塗装　・無塗装　・HL
3) ガイドレール　イ) 材質　※ ステンレス
ロ) 仕上　※ HL
4) まぐさ　イ) 材質　・塗装溶融亜鉛めっき鋼板　※ ステンレス
ロ) 仕上　・塗装　・無塗装　※ HL
5) 座板包板　イ) 材質　※ ステンレス
ロ) 仕上　※ HL
6) 開閉ボックス　イ) 材質　・塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・ステンレス
ロ) 仕上　・塗装　・無塗装　・HL
7) グリル　イ) 材質　・塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・ステンレス　・アルミ
ロ) 仕上　・塗装　・無塗装　・HL

g. 防火防煙以外のシャッターケース　・設ける　・設けない

h. 取付け
1) 撤去工法　・標準仕様書による　・

i. 製造所(製品名)　：三和シャッター・文化シャッター・トステム鈴木シャッター・小俣シャッター

14. その他の重量シャッター

a. 形式　：

b. 仕様　：

c. 製造所(製品名)　：三和シャッター・文化シャッター・トステム鈴木シャッター・小俣シャッター

10節：軽量シャッター　「本節は本工事に適用せず」

11節：オーバーヘッドア　「本節は本工事に適用せず」

12節:ガラス

17. ガラス(5. 12. 1～5. 12. 4)

a. 基本要求品質
材料は特記仕様書又は標準仕様書に定める所定のものを使用し、所定の寸法及び形状を有する。見え掛かり状態は建込面のゆがみ、割れがなく美観上、機能上、支障が無く、耐風圧性について所定の性能を有する状態。
1） 複層・ペア硝子を浴室等に使用する場合には、水による曇りの発生防止対策を行う。
2） 網入り硝子等熱割れの恐れのある硝子を使用する場合、熱割れ防止対策を行う。
b. ガラス　※ ガラスの種別及び厚さは建具表による。
※ ガラス厚さについては全て(告示に示される高さ13m以下の建物であっても)
「板硝子協会」の基準に基づき決定する。
c. ガラス留め材
1） 材料　※ シーリング材　・ガスケット(FIX部はシーリング材)　※ パテ(木製用)
2） ガスケット　・グレイジングガスケット(グレイジングチャンネル・グレイジングビート類)
※ 軟質塩化ビニル製JIS A 5756(建築用ガスケット)
・合成ゴム製　JIS A 5756(建築用ガスケット)
d. ガラスはめ込み溝の大きさ　※ 標準仕様書
e. 熱線反射硝子の映像調整　・行う (　　)　※ 行わない
f. 強化ガラスを使用する場合は全て下記による
1)全てヒートソーク処理を行う
2)海外製品を使用する場合は、請負者は全数ヒートソーク処理に立会い、その検査報告書を監理者に提出する
3)完成後、原因不明又は異物混入などにより自然破損した場合には、無償で交換する
補償期限　※ 10年　・
4)小口の保護　・行う　・行わない
保護方法:　・エッジプロテクター(既製品)　・小口糸面取り(巾2mm)
g. 外部に面する網入りガラスの下辺小口及び縦小口下端より1/4の高さに行う防錆処理
※ 防錆テープ処理　・防錆塗料
h. 工事完成日の直前に、新設したガラスの内外面を清掃する。
i. 製造所(製品名)　: 旭ガラス、セントラル硝子、日本板硝子

× 18. ガラスブロック積み(5. 12. 5)
a. 材料
1） 呼び寸法　※ 115角　・145角　・190角　・コーナー　・
2） 色調　※ クリア　・乳白　・カラー　・
3） 厚さ　・80mm　※ 95mm
4） 表面形状　:
5） 防火認定　・無　・特定防火設備
6） 製造所(製品名)　: 日本電気硝子、藤田商事同等品
b. 壁用金属枠
1） 設置の有無　※ 有　・無
2） 材質　※ アルミニウム合金製　・SUS304
3） 水抜き穴　※ 有(@1.0m～1.5m)　・無
4） 補強材　※ ガラスブロック製造所指定のもの
c. 力骨　※ 標準仕様書(ステンレス鋼SUS304、径5. 5はしご筋複筋及び単筋)
d. 緩衝材・滑り材・水抜きプレート　※ ガラスブロック製造所指定のもの
c. 化粧目地
1） 材料　※ モルタル(内部のみ)　※ シーリング(外部面の全て)
2） 色　※ 白色　・指定色
3） 寸法　※ 10mm　・　注)曲面積の内側目地幅6mm以上確保
e. 伸縮調整目地
1） 材料　※ シーリング
2） 幅　※ 15mm　・
f. 風速(Vo)・地表面粗度区分　※ 共通特記仕様書、O章:共通特記事項、02. 敷地概要による。
※ 耐風圧性能が建築基準法に適合した工法とする。

13節:その他の特記事項　「本節は本工事に適用せず」

19. その他の建具
a. ガラス入り防火戸
1） 品質、規格　:
2） 製造所(製品名)　: 三協立山アルミ(Fシリーズ)同等品
b. 木製防火戸
1） 品質、規格　:
2） 製造所(製品名)　: 日本電気硝子(ファイヤーライト)同等品
c. 可動式防煙垂壁
1） 品質、規格　:
2） 製造所(製品名)　: 三和シャッター(BSM4)同等品
d. 固定式防煙垂壁
1） 品質、規格　※ アルミ枠上吊り式(枠は上部のみ)　網入りガラスt=6. 8突合せシーリング
2） 製造所(製品名)　: セントラル硝子(スモークカーテン)同等品
e. アコーディオンドア
1） 品質、規格　:
2） 製造所(製品名)　: トーソー「クローザライト」同等品
f. アルミ製スイングドア
1） 品質、規格　:
2） 製造所(製品名)　:

× 20. ガラス用フィルム
a. 硝子飛散防止フィルム
1） 種類　※ 第2種
2） 張り面　※ 内張り　・外張り
3） 性能等　※ 飛散防止率D1
4） 製造所(製品名)　:

× 21. その他のガラス材
a. 大型硝子スクリーン
1） 工法　・SSG工法　・DPG工法　・MPG工法　・テンションマリオン工法
・ガラスリブ工法　(　・吊下げ工法　・方立工法　・併用)
2） ガラスの種別　※ 透明フロート板ガラス厚　※ 品質はJIS R 3202による
3） シーリング材の種別　※ 建築改修工事標準仕様書(最新版)表3. 7. 1による
4） その他の材料　※ 製造所の仕様に基づき監理者の承諾を受ける。

6章:内装改修工事

1節:一般事項

01. 適用範囲(6. 1. 1)
a. 建物の床、壁及び天井を対象とする改修工事に適用する。

02. 基本要求品質(6. 1. 2)
a. 材料は特記仕様書又は標準仕様書に定める所定のものを使用し、仕上面は床にあっては著しい不陸、浮き及び床鳴りが無く、壁にあっては構成面が平滑で浮き等が無く、天井にあっては目地割りが通っており、美観上、機能上支障が無く、断熱防露にあっては性能に影響を与える厚さのふぞろい、かけ等の欠陥の無い状態。

03. 他の部位との取合い等(6. 1. 3)
a. 既存間仕切り壁の撤去にあたっては取合う天井との納まりを調査し、補強等を必要とする場合は監理者と協議する。
b. 既存間仕切り壁撤去に伴い取合う天井、壁、床の改修範囲　・図示　※ 壁厚程度
※ 特記なき限り既存仕上げに準じた仕上げを行う。
c. 天井内の既存壁撤去に伴い取合う天井の改修範囲　・図示　※ 壁面より両側600程度
※ 特記なき限り既存仕上げに準じた仕上げを行う。
d. 既存天井の撤去にあたっては取合う壁面、建具、ブラインドボックス等の納まりを調査し、補強等を必要とする場合は監理者と協議する。
e. 既存天井面に新たな仕上げ材を張り付ける場合は試験施工を行い、下地材を含めた接着力等を確認する。
f. 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修　※ 図示　・既存のまま

04. 工法(6. 1. 4)は以降の項に定める。

05. 有害物質を含む材料処理(6. 1. 5)
a. 改修部に有害物質を含む材料が使用されている場合は監理者と協議し、必要な処置を実施する。

2節:既存床の撤去並びに下地補修

06. 工法(6. 2. 2)
a. 既存床仕上材の除去等
1)ビニル床シート等の撤去　※ 標準仕様書
2)合成樹脂塗り床材の撤去　・機械的除去方法　・目荒らし工法
3)フローリング張り床材の撤去　・標準仕様書
4)床タイルの撤去　・標準仕様書
5)床組の撤去　・標準仕様書
b. コンクリート・モルタル面の下地処理は標準仕様書に定める方法とし、仕上げ材の張り付けに支障となる著しいひび割れ、欠損部の補修は監理者と協議し、適切な処置を行う。
c. 改修後の床清掃範囲は改修範囲及び改修により影響を与えた範囲とする。

3節:既存壁の撤去並びに下地補修

07. 工法(6. 3. 2)
a. コンクリート間仕切り等の撤去
1)撤去方法　※ 標準仕様書
2)他の構造体への補修方法　※ 既存仕上に準ずる
b. 木製及び軽量鉄骨間仕切りの撤去　※ 標準仕様書
c. 壁下地材、下地張りボード等を残し仕上げ材を撤去する方法は標準仕様書に定める方法とし、必要に応じて集塵装置付機器を使用する。
d. モルタル、タイル、布地、壁紙等を撤去する場合、既存部との取り合い部はカッター等により切断し、既存部に損傷を与えないようにする。

4節:既存天井の撤去並びに下地補修

08. 工法(6. 4. 2)
a. 天井の撤去
下地材、下地張りボード等を残し仕上げ材を撤去する方法は標準仕様書に定める方法とし、必要に応じて集塵装置付機器を使用する。
既存下地材に新規仕上げ材を張り付ける場合は下地の不陸調整を行う。
b. 既存天井を撤去中に吹き付け石綿が発見された場合は、直ちに監理者と協議する。
c. 照明器具等の割付が変わる場合の補強方法は標準仕様書に定める方法とする。

5節:木下地等

09. 木下地等(6. 5. 1)
a. 内装改修工事において木下地等を新設する場合に適用し、特記なき限り標準仕様書による。

10. 基本要求品質(6. 5. 1)
材料は特記仕様書又は標準仕様書に定める所定のものを使用し、造作材は、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置に架構され、仕上面は美観上、機能上、支障が無いこと。構造材及び下地材については所定の方法で固定され、継手、及び定着部は作用する力を伝達でき、構造上及び耐久性に支障が無く、床にあっては床鳴りが無い状態。

11. 木材の断面寸法(6. 5. 1)は標準仕様書による。

12. 表面仕上げ(6. 5. 1)
a. 見え掛り面の仕上げ　・A種(超自動機械かんながけ仕上)
※ B種(中自動機械かんながけ仕上)
・C種(自動機械かんながけ仕上げ)
13. 継手及び仕口(6. 5. 1)・養生(6. 5. 1)は標準仕様書による。

14. 材料(6. 5. 2)
a. 含水率　※ A種 (構造材20%以下、下地材15%以下、造作材15%以下)
・B種 (構造材25%以下、下地材20%以下、造作材18%以下)
b. 含水率の検査　※ 含水率の検査は、ムクは材とし、検査箇所については監督員と協議による。
c. 保存処理木材の適用　※ 適用の有無　・有　※ 無
※ 適用箇所
d. 構造材、下地材の品質　※ 6. 5. 2(2)(ⅲ)による
e. 造作材の材面品質　表6. 5. 3　※ A種　・B種
f. 代用樹種の採用　※ 適用可　・適用不可
※ 代用樹種は表6. 5. 4による。
g. 木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、クロルピリホスを含有しない非有機リン系の薬剤とする。
g. 主要な使用材料は監理者へ見本品を提出し、承諾を得る。

× 15. 集成材等(6. 5. 2)
a. ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆
b. 集成材、単板積層材
1） 構造用集成材
ⅰ) 部材種別
※ 大断面　イ) 強度等級　・異等級構成(対象構成)　(　※ E-　F)
・同一等級構成　(　※ E-　F)
ロ) 接着の程度　・1(9. 6N)　・2(8. 4N)　・3(7. 2N)　・4(6. 6N)
・5(6. 0N)　・6(5. 4N)
ハ) 曲げ性能　・
ニ) 使用箇所　:
※ 中断面　イ) 強度等級　・異等級構成(対象構成)　(　※ E-　F)
・同一等級構成　(　※ E-　F)
ロ) 接着の程度　・1(9. 6N)　・2(8. 4N)　・3(7. 2N)　・4(6. 6N)
・5(6. 0N)　・6(5. 4N)
ハ) 曲げ性能　・
ニ) 使用箇所　:
※ 小断面　イ) 強度等級　・異等級構成(対象構成)　(　※ E-　F)
・同一等級構成　(　※ E-　F)
ロ) 接着の程度　・1(9. 6N)　・2(8. 4N)　・3(7. 2N)　・4(6. 6N)
・5(6. 0N)　・6(5. 4N)
ハ) 曲げ性能　・
ニ) 使用箇所　:
※ その他　イ) 強度等級　・異等級構成(対象構成)　(　※ E-　F)
・同一等級構成　(　※ E-　F)
ロ) 接着の程度　・1(9. 6N)　・2(8. 4N)　・3(7. 2N)　・4(6. 6N)
・5(6. 0N)　・6(5. 4N)
ハ) 曲げ性能　・
ニ) 使用箇所　:
ⅱ)品質等
イ) 材面の品質　・1種　※ 2種　・3種
ロ) 樹種名　・
ハ) 使用環境　・1　・2
ニ) 製造所(製品名)　:
※ 注記　イ) 品名の(　)内には柱、梁、小屋組等の使用部位を記入する。
ロ) 「大断面」は短辺15cm以上、断面積300cm2以上のもの。
ハ) 「中断面」は短辺7. 5cm以上、長辺15cm以上で大断面以外のもの。
ニ) 「小断面」は短辺7. 5cm未満または長辺15cm未満のもの。
ホ) 「強度等級」はJAS構造用集成材、曲げ試験による等級。
ヘ) 「使用環境1」は耐水、耐候、耐熱性等について高度な性能が要求される環境。
ト) 「使用環境」は通常の性能が要求される環境。
チ) 「樹種名」は使用量の多いものから順に記載する。
2） 造作用集成材
イ) 使用箇所　:
ロ) 等級(JAS基準)　※ 1等(見付け材面の品質)　※ 2等(その他の部分)　・
ハ) 樹種　:
ニ) 寸法　※ 図示　・
ホ) 製造所(製品名)　:
3） 化粧ばり造作用集成材(練付材)
ⅰ) 部材種別
※ 敷居、框、階段板上面
イ) 心材樹種　※ 針葉樹単一　・
ロ) 化粧薄板樹種　・　・
ハ) 化粧薄板厚さ　※ 1.5mm以上　・
ニ) 寸法　※ 図示　・
※ 柱
イ) 心材樹種　※ 針葉樹単一　・
ロ) 化粧薄板樹種　・　・
ハ) 化粧薄板厚さ　※ 1.2mm以上　・
ニ) 寸法　※ 図示　・
※ 枠、額縁、その他
イ) 心材樹種　※ 針葉樹単一　・
ロ) 化粧薄板樹種　・　・
ハ) 化粧薄板厚さ　※ 0.6mm以上　・
ニ) 寸法　※ 図示　・
ⅱ)品質等
イ) 見付け材面の品質　※ 1等　・2等
ロ) 製造所(製品名)　:

× 16. 床張り用合板等(6. 5. 2)
a. ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆
b. 合板厚5. 5
1） 表板の樹種名　・ラワン　・銘木合板　(　・しな　・　)
2） 接着の程度　※ 1類　・
3） 板面の品質　※ 2等 (広葉樹の場合)　・
※ C-D (針葉樹の場合)　・
4） 処理(防虫、難燃)　・行う　・行わない
c. 合板厚12
1） 表板の樹種　・ラワン　・
2） 接着の程度　※ 1類　・
3） 等級　※ 2等　・
4） 板面の品質　※ C-D　・
d. パーティクルボード厚15
1） 曲げ強さによる区分　※ 13
2） 接着剤による区分　※ PタイプまたはMタイプ

17. 釘等(6. 5. 2)・諸金物(6. 5. 2)は標準仕様書による。

18. 接着剤(6. 5. 2)
a. ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆

× 19. 木れんが(6. 5. 2)
a. 木れんがの取付けは接着工法又はあと施エアンカーで取り付ける。
b. 接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆

× 20. 防腐処理(6. 5. 2)
a. 防腐剤の種類及び品質　※
b. 施工場所　※ 標準仕様書　・図示
c. 木材の防腐方法
木材保存剤の塗り回数は2回とする。

× 21. 防蟻処理(6. 5. 2)
a. 適用の有無　・有　・無
b. 仕様　:
c. 施工場所　:
d. 製造所(製品名)　:

× 22. 防虫処理(6. 5. 2)は標準仕様書による。

× 23. 鉄筋コンクリート造の内部間仕切軸組及び床組み(6. 5. 3)の樹種、工法は標準仕様書による。

24. 窓、出入口その他(6. 5. 4)の樹種、工法は標準仕様書による。

× 25. 床板張り(6. 5. 5)
a. ホルムアルデヒドの放散量　※ F☆☆☆☆
b. 下張り用床板　※ 合板厚12　・パーティクルボード厚15
c. 二重張り用合板　※ 下張り用床板 ＋ 合板厚12
d. 畳下床板　※ 合板厚12　・パーティクルボード厚15
e. 縁甲板張り
1） 樹種　※ ひのき　・
2） 板厚　※
3） 板幅　※ 程度
f. 上がりかまち　※
g. 工法は、表6. 5. 11による。

× 26. 壁及び天井下地(6. 5. 6)の樹種、工法は標準仕様書による。

6節:軽量鉄骨天井下地

27. 軽量鉄骨天井下地(6. 6. 1～6. 6. 4)
a. 野縁等の種類　1） 屋外　・19型　※ 25型
2） 屋内　※ 19型　・25型
b. あと施エアンカーは天井下地材製造所の指定する製品とし、工法は標準仕様書による。
使用しない孔はすべて、セメントモルタル等を充填する。
c. 野縁等端部の離れ　1） 屋外　※ 100以内
2） 屋内　※ 150以内
d. 天井ふところ1. 5m以上の補強　※ 6. 6. 4(h)による補強　・図示
天井ふところ3. 0m以上の補強　※ 図示
e. 溶接した箇所は表7. 3. 2[亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別]のA種を塗りつける
f. 耐震性を考慮した補強
1） 適用の有無　・有(　)　※ 無
2） 仕様　:
3） 適用箇所　:
g. 屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強
1） 適用の有無　・有(　)　※ 無
2） 仕様　:
3） 適用箇所　:
h. 天井内には、未使用となる吊ボルト等天井下地材料及び仮設資材、その他材料、工具等を残さない。
i. 製造所(製品名)　: 日本鋼製下地工業会会員メーカー

7節:軽量鉄骨壁下地

28. 軽量鉄骨壁下地(6. 7. 1～6. 7. 4)
a. スタッド、ランナーの種類　※ 表6. 7. 1による。
b. スタッドの高さが5000を超える部材等　※ 図示
c. 溶接した箇所は表7. 3. 2[亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別]のA種を塗りつける
d. 製造所(製品名)　: 日本鋼製下地工業会会員メーカー

8節：ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

29. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り(6. 8. 1～6. 8. 4)

a. ビニル床シート
1) 種類の記号　・NM　※ NC　・NF　・NO
2) 厚さ　※ 2. 5　・2. 0
3) 工法　※ 熱溶接工法　・突付け工法(18. 2. 3)
4) 製造所(製品名)　※ 東リ・タジマ・サンゲツ(エスリュームプレーン)

b. ビニル床タイル
1) 種類の記号　・CT　・CTS　・HT
2) 厚さ　※ 2. 0　・
3) 製造所(製品名)　：東リ・タジマ・サンゲツ(ハイプレーン)

c. 特殊機能床材
1) 帯電防止床タイル
イ) 種類　・コンポジションビニル床タイル(半硬質)
ロ) 厚さ　・2. 0　・4. 0　・4. 0
ハ) 性能　・表面抵抗値$1.0\times10^4\Omega$以上$5.0\times10^6\Omega$以下　設置抵抗値$2.5\times10^4\Omega$以上
ニ) 製造所(製品名)　：タジマ「DSシリーズ」同等品
2) 視覚障害者用床タイル
イ) 種類　・
ロ) 形状　・300×300
ハ) 厚さ　・2. 0　・4. 0
ニ) 製造所(製品名)　：タジマ「ガイドタイル」同等品
3) 耐動荷重床シート
イ) 種類　・
ロ) 厚さ　・
ハ) 製造所(製品名)　：タジマ「Mフロアー」同等品

d. ゴム床タイル
1) 種類　・
2) 厚さ　・3. 0　・4. 5　・6. 0　・9. 0
3) 製造所(製品名)　：東リ・タジマ・ロンシール

e. ビニル巾木
1) 硬さ　※ 軟質　・硬質
2) 高さ　・60　※ 75　・100
3) 厚さ　・2. 0
4) 製造所(製品名)　：東リ・タジマ・ロンシール

f. 接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
接着剤の種別と施工箇所は標準仕様書(表6. 8. 1及び表6. 8. 2)による。

9節：カーペット敷き　「本節は本工事に適用せず」

× 30. カーペット敷き(6. 9. 1～6. 9. 4)

a. 織じゅうたん(ウィルトン・アキスミンスター)
1) 種別　・A種　・B種　・C種　・特種（　　）
2) パイル形状　・カットパイル　・ループパイル　・カットループ併用
3) 色柄　・標準品　（　・単一色(無地)　・柄物)　・特注品（　　）
4) 工法　・グリッパ工法
5) 帯電性　・有　（　※ 3kV以下　・　　）　・無
6) 製造所(製品名)　：サンゲツ「サンセンチュリー」同等品

b. タフテッドカーペット
1) パイル形状　・カットパイル　・マルチレベルループ　・レベルループパイル
・カット、ループ併用　・
2) パイル長さ　：
3) 工法　・全面接着工法　・グリッパー工法
4) 色柄　・標準品　・特注品
5) 帯電性　・有　（　※ 3kV以下　・　　）　・無
6) 製造所(製品名)　：サンゲツ「サンナチュラル」同等品

c. ニードルパンチカーペット
1) パイル形状　・カットパイル　・ループパイル
2) 厚さ　・4. 0
3) 工法　※ 全面接着工法
4) 帯電性　・有　（　※ 3kV以下　・　　）　・無
5) 製造所(製品名)　：サンゲツ「Sペット・エコ」同等品

d. タイルカーペット
1) パイル形状　※ ループパイル　・カットパイル
2) 寸法　・300×300　※ 500×500
3) 厚さ　※ 6. 5　・
4) 工法　※ 全面接着工法
5) 帯電性　※ 有　（　※ 1kV以下　・　　）　・無
6) 敷き方　(平場)　※ 市松　・模様流し
(階段部分)　※ 模様流し
7) 製造所(製品名)　：サンゲツ「NT-700」同等品

e. 下敷き材　※ 反毛フェルト(JIS L 3204)2種2号　厚8. 0　・

f. 見切り押さえ金物
1) 材質　：
2) 仕上　：
3) 形状　：
4) 施工箇所　：

g. 接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

10節：合成樹脂塗床　「本節は本工事に適用せず」

× 31. 合成樹脂塗床(6. 10. 1～6. 10. 4)

a. 弾性ウレタン塗り床
1) 仕上　※ 平滑　・防滑　・艶消し
2) 製造所(製品名)　：ABC商会「カラートップDL」同等品

b. エポキシ樹脂塗り床
1) 仕上　※ 薄膜流し展べ仕上　・厚膜流し展べ仕上(※平滑・防滑)　・樹脂モルタル仕上(※平滑・防滑)
・防滑仕上
2) 製造所(製品名)　：ABC商会「ケミクリートHR」同等品

c. 塗料のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆

11節：フローリング張り　「本節は本工事に適用せず」

× 32. フローリング張り(6. 11. 1～6. 11. 8)

a. 種類(品名)　・単層フローリング
(　・フローリンボード　・フローリングブロック　・モザイクパーケット)
・複合フローリング(※化粧加工は天然木化粧とする。)
(　・複合1種フローリング　・複合1種フローリング　・複合1種フローリング)

b. 樹種　※ なら　・ひのき

c. 板厚　：

d. 工法　・湿式工法(モルタル埋め込み工法)
・乾式工法　(　・釘留め工法　・接着工法)
・釘留め工法の複合フローリングの種別　・A種　・B種　・C種

e. 仕上　※ ウレタン樹脂ワニス　・油性ステイン塗り　・生地のままワックス塗り

f. 複合フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド発散量　※ F☆☆☆☆

g. 製造所(製品名)　：大建工業・ABC商会・天龍木材・ADワールド又は同等品

12節：畳敷き　「本節は本工事に適用せず」

× 33. 畳敷き(6. 12. 1～6. 12. 3)

a. 種別　・A種(床：稲わら畳1級、表：縦糸が麻糸1等、厚さ55mm)
※ B種(床：稲わら畳2級、表：縦糸が綿糸1等、厚さ55mm)
・C種(床：ポリスチレンフォーム20mmサンドイッチ稲わら畳、表：縦糸が綿糸2等、厚さ50mm)
・D種(床：建材畳JISA 5914 KT－Ⅱ、表：縦糸が綿糸2等、厚さ50mm)
・E種(床：建材畳JISA 5914 KT－Ⅲ、表：縦糸が綿糸2等、厚さ50mm)

b. 適用箇所　：

c. 製造所(製品名)　：

13節：せっこうボード、その他のボード及び合板張り

34. せっこうボード、その他のボード及び合板張り(6. 13. 1～6. 13. 3)

a. パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆

b. 接着剤のホルムアルデヒド発散量　※ F☆☆☆☆

c. せっこうボード、その他ボード張り
浴室、洗面所、便所、湯沸し室、厨房等のさびやすい箇所に使用する小ねじ等はステンレス製とする。
※ 1) せっこうボード(GB-R)
イ) 壁(厚さ)　※ 9. 5　(　・準不燃　※ 不燃)　※ 12. 5　(不燃)
ロ) 工法　※ 突付工法　・突付V目地工法　※ 継目処理工法
・目透し工法
※ 天井高さ2700mm以下の場合は水平ジョイント目地を設けない。
ハ) 天井(厚さ)　※ 9. 5　(　・準不燃　※ 不燃)　・12. 5　(不燃)
ニ) 工法　※ 突付工法　・突付V目地工法　・継目処理工法
・目透し工法
ニ) 種別　※ 標準品
・普通硬質(GB-R-H)　・9. 5(不燃)　・12. 5(不燃)
適用箇所　：
・吸放湿(GB-R-Hc)　・9. 5(準不燃)　・12. 5(不燃)
適用箇所　：
ホ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「タイガーボード」同等品
※ 2) 化粧せっこうボード(GB-D)
イ) 種別　※ トラバーチン模様　・
ロ) 厚さ　※ 9. 5　(　・準不燃　※ 不燃)
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「タイガージブトーン」同等品
× 3) 化粧せっこう吸音ボード
イ) 種別　※ 化粧あなあき　・あなあき現場塗装タイプ
ロ) 厚さ　・9. 5　(　・準不燃　※ 不燃)
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「タイガースクエアート」同等品
× 4) 化粧せっこうボード(木目)(GB-D)
イ) 厚さ　・9. 5　(　・準不燃　・不燃)
・12. 5　(　・準不燃　・不燃)
ロ) 模様　※ 柾目　・板目　※ 専用下地材付
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「ニューテンS」同等品
× 5) せっこうラスボード
イ) 厚さ　・7　(＋せっこうプラスター3mm以上で不燃)
ロ) 種別　：
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「ニューラスボード」同等品
※ 6) シージング石膏ボード
イ) 厚さ　※ 9. 5　(準不燃)　・12. 5　(　・準不燃　・不燃)
ロ) 種別　：
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「タイガー防水ボード」同等品
× 7) 繊維強化せっこうボード　(不燃)(GB-F)
イ) 厚さ　・12. 5　・15　・21
ロ) 種別　：
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「タイガーボード・タイプZ」同等品
× 8) スレートボード　(不燃)
イ) 厚さ　・4　・5　・6　・8
ロ) 種別　・フレキシブル板　・軟質フレキシブル板　・平板　・軟質板
ハ) 製造所(製品名)　：A&Aマテリアル「セフレックスA」同等品
※ 9) ケイ酸カルシュウム板　(不燃)
イ) 厚さ　・5　※ 6　※ 8　・10　・12
ロ) 種別　※ タイプ2(普通ボード)　・穴あきボード
ハ) 工法　※ 軒天井に使用する場合で、皿ビスを用いる場合の厚さ
※ 8　・10　・12
ニ) 製造所(製品名)　：A&Aマテリアル「ハイラック」同等品
※ 10) 化粧ケイ酸カルシュウム板　(不燃)
イ) 厚さ　※ 6
ロ) 種別　・標準色　※ 指定色
ハ) 工法　※ アルミ目地棒標準品　・アルミ目地棒指定色焼付
ニ) 製造所(製品名)　：アイカ「ｱｲｶﾊｲﾎﾞｰﾄﾞ不燃」同等品
× 11) 木毛セメント板
イ) 厚さ　・25　・40
ロ) 種別　・難燃木毛セメント板　・断熱木毛セメント板
ハ) 製造所(製品名)　：三菱マテリアル「ムラケンボード」同等品
※ 12) ロックウール化粧吸音板　(不燃)
イ) 厚さ　※ 9　※ 12
ロ) 種別　※ 内部用　・軒天井用
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「ソーラトン」同等品
× 13) 立体模様ロックウール化粧吸音板　(不燃)
イ) 厚さ　※ 15
ロ) 種別　・内部用　・軒天井用
ハ) 製造所(製品名)　：吉野石膏「ソーラトンキューブ」同等品
※ 14) メラミン樹脂化粧板
イ) 厚さ　※ 1.2
ロ) 製造所(製品名)　：AICA「アイカメラミン化粧板」同等品

d. 合板張り
※ 1) 合板
イ) 種類　※ 難燃合板
ロ) 規格等　：普通合板1類
ハ) 品質・厚さ等　：ラワン、t9
ニ) 施工箇所　：リネン庫棚
× 2) 天然木化粧合板
イ) 種類　：
ロ) 品質・厚さ等　：
ハ) 施工箇所　※ 図示
ニ) 製造所(製品名)　：
※ 3) ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆
※ 4) 合板類の張付　・A種　※ B種
× 5) 天然木化粧合板は接着剤で張り付け、仮止め釘を使用する場合は釘穴目止めを行い同色に仕上げる。

e. 天井見切り縁
1) 材質　※ 塩化ビニル製　・アルミニウム製
2) 製造所　：FUKUVI・創建・シンワ

18節：その他の材料

× 35. 吸音材料

a. 種類　※ グラスウール吸音ボード

b. 品質　※ 吸音用グラスウールボード2号32K

c. 厚さ　※　25

d. ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆

e. 製造所(製品名)　：

× 36. その他の内装材料

a. 浴室天井材
1) 材質　・アルミニュウム製　・硬質塩ビ製
2) 表面仕上　・焼付塗装　・アルマイト処理　・塗装　・木目
3) 品質等　・準不燃
4) 幅　・100　・200　・300
5) 製造所(製品名)　：FUKUVI「バスパネル」同等品

b. 耐火間仕切り
1) 材種　：
2) 品質等　：
3) 製造所(製品名)　：

c. 遮音間仕切り
1) 材種　：
2) 品質等　：
3) 製造所(製品名)　：

d. セラミック吸音板
1) 材種　※ プール天井底目地タイプ
2) 品質等　：
3) 製造所(製品名)　：ABC商会「セラマガード」同等品

e. 収蔵庫内装
1) 材種　：
2) 品質等　：
3) 製造所(製品名)　：クマトラ・イトーキ同等品

14節：壁紙張り

37. 壁紙張り(6. 14. 1～6. 14. 3)

a. 壁紙及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆

b. 壁紙
1) 種類　※ 抗ウイルス壁紙　・織物　・ビニル　・化学繊維　・無機質
2) 防火性能　・難燃　・準不燃　※ 不燃
3) 級別　※ 1級　・
4) 素地こしらえ　・A種　※ B種（表18. 2. 7)
5) 目地　※ 突つけ　・重ね　・押し縁　・ひも
6) 特殊目地の適用箇所　：
7) 製造所(製品名)　：サンゲツ・東リ・ルノン

15節：モルタル塗り

38. モルタル塗り(6. 15. 1～6. 15. 6)

a. 特記なき限り標準仕様書による。

b. 下地が異なる取合い部分及び構造体のひび割れ部分の目地　・図示による。　※ SUS目地棒

c. 吸水調整材　※ 製造所(製品名)　：

d. 防水材(防水モルタル塗混入剤)　※ 製造所(製品名)　：

e. 既製目地材　・適用する　※ 材質・形状　：
※ 適用しない

f. 床の目地切　・適用する　間隔：1.8m縦横、廊下の場合は3.6m程度の間隔
※ 適用しない

16節：タイル張り

39. 適用範囲(6. 16. 1)は標準仕様書による。
あと張りでタイル張り仕上げを行う工事に適用する。なお、タイル張りの浮き、ひび割れを改修する場合は4章[外壁改修工事]による。

40. 一般事項(6. 16. 2)

a. 伸縮調整目地
1)伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置　※ 標準仕様書　・図示
2)伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の寸法　※ 3. 7. 3[目地寸法]による。　・図示
3)一般目地材は原則として既製調合目地材を使用し、仕様は製造所の仕様による。
4)目地の色合いは監理者の承諾を受ける。
5)便所などの水掛かり部分の目地は原則としてエポキシ樹脂系目地材を使用する。

b. 施工後の確認及び試験
1)打診確認を行い、結果を監理者へ報告する。張直しは監理者の承諾を得て行う。
2)接着力試験を実施する。
施工場所の状況、打診確認結果等により必要がないと認められる場合は監理者の承諾を得て省略できる。
3)試験方法等及び合格引張接着強度は標準仕様書による

c. 養生及び清掃は標準仕様書による。

41. 材料(6. 16. 3)

a. タイルの品質
1) 形状、寸法　：100*100
2) 材質　・磁器　・せっ器　※ 陶器
3) 釉薬　・無地　※ 施釉
4) 役物　※ 無　・有
5) 色調　※ 標準　・注文
6) 工法　・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り
・マスク張り　・モザイクタイル張り
7) 施工箇所　：便所
8) 製造所(製品名)　：INAX・ニッタイ・ダントー

c. 役物　※ 標準曲りの役物は一体成形とする。
※ エポキシ樹脂接着役物を用いる場合は監理者の承諾を受ける。

d. 見本焼き　・行う　※ 行わない

e. 試験張り　・行う　※ 行わない

f. 張付け用材料　※ 標準仕様書

g. 接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

42. 張付けモルタルの調合(6. 16. 4)、施工(6. 16. 5)は下記による他は標準仕様書による。

a. 下地及びタイルごしらえ　・MCR工法　・目荒らし工法　※ 超高圧洗浄(吐出圧力150MPa/cm^2)

b. 床タイル　※ 標準仕様書(300角以上は密着工法)

c. 壁タイル
1) 内装タイル　・改良積上げ張り　※ 壁タイル接着張り
2) 外装タイル　※ 密着張り(ビブラート工法)　・改良積上げ張り　・改良圧着張り
3) 内装タイル以外のユニットタイル
イ) 25角～小口未満　※ マスク張り(アタッチメント板装着ビブラート工法)
ロ) 25角未満　※ モザイクタイル張り(ユニットごと張付け)

d. まぐさ、窓台等のタイル張り
1) まぐさ部分のタイルは水切りタイルを用い、水切り目地を設けてタイル下端への雨水の廻り込みを防止する。
2) パラペット天端、窓台などを後張りとする場合の施工方法は監理者の承諾を受ける。

e. 壁用タイル直張り工法の基準
1) 陶磁器タイルのコンクリート直張り工事標準仕様書(社)全国タイル業協会
2) 直張り工法における下地コンクリート素地面は超高圧洗浄(吐出圧力150MPa/cm^2)を行う

f. 下地モルタルの表面仕上げ程度
1) 下地モルタルに混和剤使用の場合、張付け用モルタル使用混和剤と同一とする。

17節：セルフレベリング材塗り　「本節は本工事に適用せず」

43. セルフレベリング材塗り(6. 17. 1～6. 17. 5)

a. せっこう系
1) 厚さ　：10
2) 施工箇所　：
3) 製造所(製品名)　：吉野石膏・信越化学

b. セメント系
1) 厚さ　：10
2) 施工箇所　：
3) 製造所(製品名)　：宇部興産・太平洋マテリアル・信越化学

c. 品質
1) フロー値　※ 19cm以上
2) 凝結時間　※ 始発　45分以上　終結　20時間以内
3) 圧縮強度　※（せっこう系） 15N/mm^2　※（セメント系） 20N/mm^2
4) 下地接着強度　※（せっこう系） 0. 5N/mm^2　※（セメント系） 0. 7N/mm^2
5) 表面接着強度　※（せっこう系） 0. 4N/mm^2　※（セメント系） 0. 5N/mm^2
6) 長さ変化　※（せっこう系） 0.05%以下　※（セメント系） 0.12%以下
7) 衝撃　※ 割れ及びはがれがないこと。

7章：塗装改修工事

1節：一般事項

01. 適用範囲(7. 1. 1)

建物内外部のコンクリート、木部、金属、ボード類、モルタル等の素地の塗装の塗替え及び新規の塗装を施す工事に適用する。

02. 基本要求品質(7. 1. 2)

材料は特記仕様書又は標準仕様書に定める所定のものを使用し、仕上面は平滑でむらが無く、美観上、機能上、支障が無く、塗膜は耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥が無い状態。

03. 材料(7. 1. 3)

a. 塗料を屋内で使用する場合のホルムアルデヒドの放散量(規定されている場合)　※ F☆☆☆☆
b. 防火材料の指定がある場合は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものを使用する。

04. 施工一般(7. 1. 4)

a. 塗装業者　※ 日本塗装工業会の会員　・ 監理者の承諾する業者
b. 製造所(製品名)　：日本ペイント、関西ペイント同等品
c. 工法
　壁面、天井面の塗装はローラー仕上とする。
　ただし、ロックウール化粧吸音板に塗装の場合はシーラー処理の上、吹付け塗装とする。
d. 研磨、パテかい、パテしごき、塗り方は標準仕様書による。

05. 見本(7. 1. 5)

a. 仕上げの色会いは見本帳又は見本塗板を監理者へ提出し、承諾を得る。
　監理者の指示する物については、塗装対象の下地と同材を用いた見本塗板を指定寸法で作成する。

06. 施工管理(7. 1. 6)・塗装面の確認等(7. 1. 7)は標準仕様書による。

a. 錆止塗料塗りの場合は塗付け量又は標準膜厚の確認をする。
　イ) 工事現場塗装の場合は使用量から単位面積当りの塗付け量を推定する。
　ロ) 工場塗装の場合は電磁膜厚計により膜厚確認をする。

2節：下地調整

07. 一般事項(7. 2. 1)

a. 下地調整RB種の場合の既存塗膜除去範囲　※ 塗替え面積の30%

08. 木部の下地調整(7. 2. 2)

a. 下地調整の種別　・ RA種　※ RB種　・ RC種
b. 透明塗料塗りの下地調整の場合、既存塗膜は全面撤去する。
c. 新規に塗装を行う場合　※ RA種　・ RB種　※ 表7.2.1(注)1.による。

09. 鉄鋼面の下地調整(7. 2. 3)

a. 下地調整の種別　・ RA種　※ RB種　・ RC種
b. 新規に塗装を行う場合　※ RA種　・　※ 表7.2.2(注)による。

10. 亜鉛メッキ面の下地調整(7. 2. 4)

a. 下地調整の種別　・ RA種　※ RB種　・ RC種
b. 新規に塗装を行う場合　※ RA種　・　※ 表7.2.3(注)2・3による。

11. モルタル面及びプラスター面の下地調整(7. 2. 5)

a. 下地調整の種別　・ RA種　※ RB種　・ RC種
b. 新規に塗装を行う場合　※ RA種　・ RB種　※ 表7.2.4(注)6.による。

12. コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の下地調整(7. 2. 6)

a. 下地調整の種別　・ RA種　※ RB種　・ RC種
b. 新規に塗装を行う場合　※ RA種　・ RB種　※ 表7.2.5(注)4.、表7.2.6(注)3.による。

13. せっこうボード面及びその他のボード面の下地調整(7. 2. 7)

a. 下地調整の種別　・ RA種　※ RB種　・ RC種
b. 新規に塗装を行う場合　※ RA種　・ RB種　※ 表7.2.7(注)5.・6.による。

3節：錆止め塗料塗り

14. 錆止め塗料塗り(7. 3. 1～7. 3. 3)

a. 塗料種別
　1) 鉄鋼面　イ) 屋外　※ A種　・ B種
　　ロ) 屋内　・ A種　※ B種　※ B種(EP-Gの場合)
　2) 亜鉛メッキ面　※ A種　・ B種　※ C種(EP-Gの場合)
b. 工程
　1) 鉄鋼面　イ) 見え掛り部分　※ A種　・ B種
　　ロ) 見え隠れ部分　・ A種　※ B種
　　ハ) 塗替え部分　※ C種
　　ニ) 塗装工程は標準仕様書18. 3. 3により、製作工場(1回目)と工事現場(2回目)に分けて行う。
　2) 亜鉛メッキ面　イ) 鋼製建具　※ A種　・ B種　・ C種
　　ロ) その他　・ A種　・ B種　※ C種
　　ハ) 塗替え部分　※ C種
　　ニ) 塗装工程は標準仕様書18. 3. 3により、製作工場(1回目)と工事現場(2回目)に分けて行う。

04節：合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

15. 合成樹脂調合ペイント塗り(7. 4. 1～7. 4. 5)

a. 適用範囲　木部、鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面で、既存塗膜が油性調合ペイント、合成樹脂調合ペイント又はフタル酸樹脂エナメルの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 塗料種別　※ 1種　・
c. 工程
　1) 木部　イ) 屋外　※ A種　・ B種
　　ロ) 屋内　・ A種　※ B種
　　ハ) 塗替え部分　・ A種　※ B種
　2) 木部(多孔質広葉樹)　・
　3) 鉄鋼面　・ A種　※ B種
　4) 亜鉛めっき鋼面　イ) 鋼製建具塗替え　※ A種　・ B種　・ C種
　　ロ) その他塗替え　・ A種　※ B種　・ C種

05節：クリアラッカー塗り(CL)

16. クリアラッカー塗り(7. 5. 1～7. 5. 2)

a. 適用範囲　木部で既存塗膜がクリアラッカー塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 工程　・ A種　※ B種

06節：フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)　「本節は本工事に適用せず」

17. フタル酸樹脂エナメル塗り(7. 6. 1～7. 6. 3)

a. 適用範囲　屋内の木部、鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面で既存塗膜がフタル酸樹脂エナメルの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 工程　標準仕様書による。

07節：アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)　「本節は本工事に適用せず」

18. アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(7. 7. 1～7. 7. 2)

a. 適用範囲　屋内のコンクリート面、モルタル面等に適用する。
b. 工程　・ A種　※ B種

08節：耐侵性塗料塗り(DP)　「本節は本工事に適用せず」

19. 耐侵性塗料塗り(7. 8. 1～7. 8. 4)

a. 適用範囲　屋外の鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面、コンクリート面、押出成形セメント板面等に適用する。
b. 塗料種別　・
c. 工程
　1) 鉄鋼面(新規の場合)　※ A種　・ B種　・ C種
　2) 亜鉛めっき鋼面(新規の場合)　※ A種　・ B種　・ C種
　3) コンクリート面及び押出成形セメント板　・ A-1種　・ B-1種　・ C-1種
　　・ A-2種　・ B-2種　・ C-2種

09節：つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)

20. つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(7. 9. 1～7. 9. 5)

a. 適用範囲　コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等並びに屋内の木部、鉄鋼面、亜鉛めっき鋼面で既存塗膜がつや有合成樹脂エマルションペイントの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 工程
　1) コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面
　　・ A種　※ B種　・ C種　※ 天井等見上げ部分は工程3を省略する。
　2) 屋内の木部　※ A種　・ B種　・ C種
　　※ 塗替えの場合はB種
　3) 屋内の鉄鋼面　・ A種　※ B種　・ C種
　4) 屋内の亜鉛めっき鋼面　・ A種　※ B種　・ C種

10節：合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)

21. 合成樹脂エマルションペイント塗り(7. 10. 1～7. 10. 2)

a. 適用範囲　コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面で既存塗膜が合成樹脂エマルションペイントの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 工程　・ A種　※ B種　・ C種　※ 天井等見上げ部分は工程3を省略する。

11節：合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)　「本節は本工事に適用せず」

22. 合成樹脂エマルション模様塗料塗り(7. 11. 1～7. 11. 2)

a. 適用範囲　屋内のコンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面で既存塗膜が合成樹脂エマルション模様塗料の塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 工程　イ) 新規　・ A種　※ B種　・ C種
　　ロ) 塗替え(下地調整RB種)　※ A種　・ B種　・ C種
　　ハ) 塗替え(下地調整RC種)　・ A種　・ B種　※ C種

12節：ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)　「本節は本工事に適用せず」

23. ウレタン樹脂ワニス塗り(7. 12. 1～7. 12. 2)

a. 適用範囲　木部で既存塗膜がウレタン樹脂ワニス塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 工程　・ A種　※ B種

13節：オイルステイン塗り(OS)　「本節は本工事に適用せず」

24. オイルステイン塗り(7. 13. 1～7. 13. 2)

a. 適用範囲　木部で既存塗膜がオイルステイン塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。
b. 工程　※ 表7. 13. 1による

14節：木材保護塗料塗り(WP)　「本節は本工事に適用せず」

25. 木材保護塗料塗り(7. 14. 1～7. 14. 2)

a. 適用範囲　木部に適用する。
b. 工程　・ A種　※ B種

15節：マスチック塗材塗り　「本節は本工事に適用せず」

26. マスチック塗材塗り(7. 15. 1～7. 15. 2)

a. 適用範囲　コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、及びALCパネルに適用する。
b. 工程　・ A種　・ B種

16節：その他の特記事項　「本節は本工事に適用せず」

27. その他の塗料

a. カラークリアー塗装
　1) 仕様　：
　2) 製造所(製品名)　：日本ペイント「テラベールACカラー」・関西ペイント「APカラークリアー」同等品
b. 低汚染4フッ化フッ素樹脂塗料
　1) 仕様　：
　2) 製造所(製品名)　：日本ペイント「デュフロン4Fフレッシュ」同等品
c. 超低汚染4フッ化フッ素樹脂塗料
　1) 仕様　：
　2) 製造所(製品名)　：日本ペイント「デュフロン4Fスーパーフレッシュ」同等品

8章：耐震改修工事　「本章は本工事に適用せず」

本章を次のとおりに区分する。

8.0章：一般事項
8.1章：鉄筋工事
8.2章：コンクリート工事
8.3章：鉄骨工事
8.4章：あと施工アンカー工事
8.5章：モルタル及びグラウト工事
8.6章：現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
8.7章：鉄骨ブレースの設置工事
8.8章：柱補強工事
8.9章：耐震スリット新設工事
8.10章：免震改修工事
8.11章：制震改修工事

9章：環境配慮改修工事

1節：アスベストの処理工事　「本節は本工事に適用せず」
2節：断熱アスファルト防水改修工事　「本節は本工事に適用せず」
3節：外断熱改修工事　「本節は本工事に適用せず」
4節：ガラス改修工事　「本節は本工事に適用せず」

5節：断熱・防露改修工事

14. 一般事項(9. 5. 1)

a. 断熱材の打ち込み及び現場発泡工法に適用する。
b. 材料は所定のものであり、仕上り面は所要の状態であり、断熱性に影響を与える厚さの不ぞろい、欠け等の欠陥がないこととし、その他の基本要求品質は6章1節：一般による。
d. 施工記録
　1)次の内容を含む施工記録報告書を作成し、監理者へ提出する。
　　イ)施工計画書

× 15. 断熱材打込工法(9. 5. 2)

a. 材料
　1)断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆
　2)材料　※ ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材
　　・ 押出法ポリスチレンフォーム保温材
　　・ 硬質ウレタンフォーム保温材　A種
　3)施工箇所　・ 一般部　・ 土層接地スラブ面
　4)厚さ　※　25　・
　5)品質等　※ 特定フロンを使用しないもの
　6)製造所(製品名)　：
b. 工法は標準仕様書による。

16. 断熱材現場発泡工法(9. 5. 3)

a. 断熱材
　1)材料　※ 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム　A種Ⅰ
　2)難燃性　※ 難燃3級
　3)施工箇所　・ 一般部　・ 断熱材補修部分
　4)厚さ　・　15　※　20
　5)品質等　※ 特定フロンを使用しないもの
　6)ホルムアルデヒドの発散量　※ F☆☆☆☆
　7)製造所(製品名)　：　ABC商会「インサルパック」同等品
b. 施工は断熱材製造所の仕様による。

6節：屋上緑化改修工事　「本節は本工事に適用せず」
7節：透水性アスファルト舗装改修工事　「本節は本工事に適用せず」

■配置図

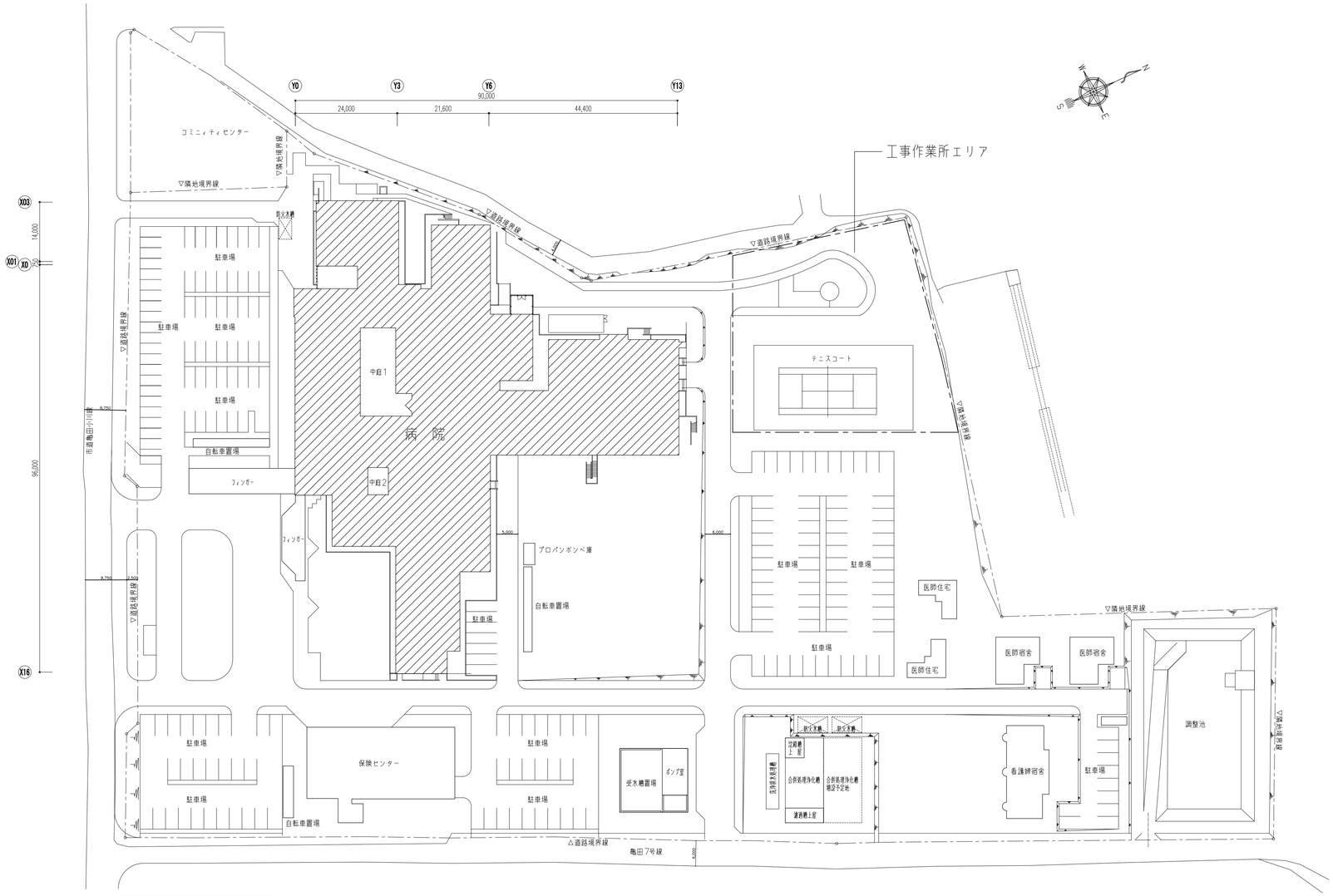

配 置 図　S=1/600

■案内図

工事場所：三重県亀山市亀田町466番地
亀山市立医療センター地内

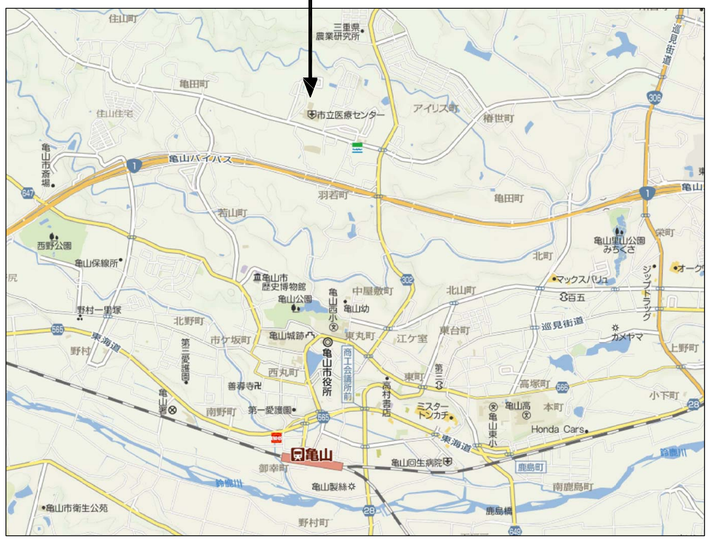

工事建物

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成（施工者名） 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 配置図 案内図	業務契約コード 105203−02 縮尺 1/600	図面番号 A−00	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

外部仕上表（改修工事）

部 位	既存仕上・仕様		改修部位	改修後仕上・仕様	
外壁	ﾀｲﾙ貼り	炻器質無釉二丁掛ﾀｲﾙ（密着張り、目地押え工法）	浮き部	既存ﾀｲﾙ撤去、炻器質無釉二丁掛ﾀｲﾙ新設	
			割れ部	既存ﾀｲﾙ撤去、ひび割れ補修＋炻器質無釉二丁掛ﾀｲﾙ新設	
			欠損部	炻器質無釉二丁掛ﾀｲﾙ新設	
	吹付ﾀｲﾙ	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し下地 ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ吹付(ｼﾞｬﾊﾟﾝﾃｸｾﾙﾓﾆﾀｰｽﾞ:ﾊﾟｰﾏｼｰﾙﾄﾞ)	Y0～Y6間	X5～X16間　3階、PH階吹付ﾀｲﾙ撤去(高圧洗浄)＋	
				下地処理、調整＋吹付ﾀｲﾙ（防水形複層塗材E）	
			Y6～Y13間	X3～X8間　既存のまま	
	(関連項目)				
	ｼｰﾘﾝｸﾞ	2成分形ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ(ｻｯｼ廻り、打継目地)	ﾀｲﾙ張り部	既存ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去、ｼｰﾘﾝｸﾞ(PS-2)新設　(20*15)	
				建具廻り　既存ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去、ｼｰﾘﾝｸﾞ(MS-2)新設　(15*10)	
			吹付ﾀｲﾙ部	Y0～Y6間　既存ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去、ｼｰﾘﾝｸﾞ(PU-2)新設　(20*15)	
				建具廻り　既存ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去、ｼｰﾘﾝｸﾞ(MS-2)新設　(15*10)	
				Y6～Y13間　外壁、建具廻り共 既存のまま	
建具	排煙窓	外倒し排煙窓（空圧式ｵﾍﾟﾚｰﾀ装置付）	1階	総合待合　既存ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ装置撤去、ﾜﾝﾀｯﾁ式開閉ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ新設	
				中庭2　同上	
				中庭3　同上	
外構	ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	ﾈｯﾄﾌｪﾝｽH1,800	屋外機置場	Y9～Y11間　既存ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ取外し、再取付け	
	機械基礎	無し	同上	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎(2,300×2,300×H150)新設　天端:ｺﾝｸﾘｰﾄ金鏝仕上げ	
	手摺	鋼製手摺	受入ｽﾍﾟｰｽ	Y8～Y9間　既設鋼製手摺取外し、再取付け	
その他			MRI室屋上	X2～X3間　設備機械基礎新設(500×3,000)、防水ｼｰﾄ増張り	
			ﾋﾟｯﾄ躯体	漏水部　ｱﾙｶﾘ反応型漏水対策注入工法	

外部仕上表（営繕工事）

部 位	既存仕上・仕様		改修部位	改修後仕上・仕様	
外壁	ｹｲｶﾙ板	両面ｹｲｶﾙ板t6目透し貼り(LGS下地)	ﾋﾟﾛﾃｨ	洗浄室外壁　両面ｹｲｶﾙ板撤去(LGS下地共)（四周共）	
				（洗浄機撤去処分：本工事）	
軒天	ｹｲｶﾙ板	LGS下地、ｹｲｶﾙ板t6 ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付	ﾋﾟﾛﾃｨ	洗浄室部　ｹｲｶﾙ板撤去(LGS下地共)	
			受入ｽﾍﾟｰｽ	W1,800　ｹｲｶﾙ板撤去(LGS下地共)、ｹｲｶﾙ板t8 外装薄塗材E吹付	
外壁新設	該当無し		ﾋﾟﾛﾃｨ	会議室 ┐ ALCt150 (ﾛｯｷﾝｸﾞ構法)+吹付ﾀｲﾙ（防水形複層塗材E）	
				休憩室1,2 ┘ 腰壁(H300)：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し+吹付ﾀｲﾙ（防水形複層塗材E）	
				窓：ｱﾙﾐ製上げ下げ窓	
				扉：鋼製片開き戸	

仕上材料名表示凡例

	表示名	標準仕様・寸法等及び材料名		表示名	標準仕様・寸法等及び材料名		表示名	標準仕様・寸法等及び材料名
床	御影石		壁	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	（ｻﾝｹﾞﾂ：抗ｳｲﾙｽ壁紙）	雑	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	ﾒﾗﾐﾝ化粧合板仕様
	外装床ﾀｲﾙ						便所手摺A	後付け可能ﾀｲﾌﾟ(TOTO:ZPUBK226L/R)、INAX
	内装床ﾀｲﾙ			内装壁ﾀｲﾙ	陶器質t5 100×100　接着張り			
	ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄA	t7.0 500×500(ﾀｼﾞﾏ:ﾀﾋﾞｽﾃｯｾﾝ)			(INAX:ﾐｽﾃｨｷﾗﾐｯｸ ﾌﾞﾗｲﾄ釉)		ｺｰﾅｰｶﾞｰﾄﾞA	(UNION:PRT271-001-L1600)
	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	t2.5(ｻﾝｹﾞﾂ:ｴｽﾘｭｰﾑ ﾏｰﾌﾞﾙ)		化粧珪カル板	t6(ｱｲｶ:ﾊｲﾎﾞｰﾄﾞ不燃)		手摺兼用ｽﾄﾚｯﾁｬｰｶﾞｰﾄﾞ	(ナカ工業：セフティーラインNK)
	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙA	t2.0(ｻﾝｹﾞﾂ:ﾌﾛｱﾀｲﾙ ﾊｲﾌﾟﾚｰﾝ)					玄関ﾏｯﾄ	(住友3M：ﾉｰﾏｯﾄﾏｯﾄ ｴｷｽﾄﾗ・ﾃﾞｭｰﾃｨ)
							床ﾗｲﾝﾃｰﾌﾟ	(住友3M：ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾌｨﾙﾑﾃｰﾌﾟ w50)
							ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞｳｫｰﾙ	(小松ｳｫｰﾙ、文化ｼｬｯﾀｰ、ｲﾄｰｷ、
								ｺﾏﾆｰ：DP-60S同等)
							鋼製間仕切り	(小松ｳｫｰﾙ、文化ｼｬｯﾀｰ、ｲﾄｰｷ、
								ｺﾏﾆｰ：ｽﾊﾟﾝﾄﾞ・ｳｫｰﾙ同等)
	乾式断熱2重床	(ﾌｸﾋﾞ:ﾌﾘｰﾌﾛｱｰEP-30:H150)	廻縁	ｱﾙﾐ	(ﾌｸﾋﾞ:**)			
	合成樹脂塗床	(ABC商会：ｹﾐｸﾘｰﾄE)		PVC	(ﾌｸﾋﾞ:**)		既存待合椅子	(ｲﾄｰｷ：ﾊﾞｰﾃﾌﾞﾗﾁｪｱS型4席連結ﾀｲﾌﾟ)
	防塵塗床	(関西ﾍﾟｲﾝﾄ：ｶﾝﾍﾟﾌﾛｱ400)		木製				
			天井	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	(ｻﾝｹﾞﾂ：抗ｳｲﾙｽ壁紙)			
				化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞA	t9.5 (吉野石膏：ｼﾞﾌﾟﾄｰﾝ)			
				岩綿吸音板A	t9 平物(　　)			
				岩綿吸音板B	t12 平物(　　)			
巾木	SUS	SUS304(酸洗い)：53X20X1.0曲加工		塗装A	EP塗			
	PVC	ｿﾌﾄ巾木						
	木							
	石							

内部仕上表(1)

※法規制等の凡例は以下の通り
不：令112条 第9項 第1号等
一：令126条の2 第1項 第1号
三：令126条の2 第1項 第3号
①：告示1436号 第4項ハ(1)
②：告示1436号 第4項ハ(2)
③：告示1436号 第4項ハ(3)
④：告示1436号 第4項ハ(4)
※ﾚﾍﾞﾙ欄：上段は仕上ﾚﾍﾞﾙ、下段は躯体ﾚﾍﾞﾙを示す
※(　)内記号は、ｴﾚﾒﾝﾄ図番号を示す。

階	室　名	法規制等	床 ﾚﾍﾞﾙ	床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	廻縁	天井 下地	天井 仕上	天井高	備　考
1	【改修工事】												
1	(既存)：機械室				防塵塗床	C 1000		ｸﾞﾗｽｳｰﾙt25ｸﾞﾗｽｸﾛｽ	－		ｸﾞﾗｽｳｰﾙt25ｸﾞﾗｽｸﾛｽ		機械基礎(2,000×3,400)
1	(改修後)：同上				既存のまま	－		既存のまま	－		既存のまま		既存機械基礎拡幅改修 (2,300×4,500)
1	(既存)：ナース更衣室		150		ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙA 一部撤去(休憩室壁廻り)	PVC 60		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ 一部撤去(休憩室壁廻り)	PVC		岩綿吸音板B 一部(休憩室壁取合い)	2,720	手洗ｶｳﾝﾀｰ、鏡 (既存のまま)
1	(既存)：休憩室		150		ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙA 一部撤去(休憩室壁廻り)	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ(撤去)	PVC		岩綿吸音板B 撤去(LGS下地共)	2,720	
1	(改修後)：更衣室				ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙA 一部新設(休憩室壁廻り)	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ(新設) (休憩室、撤去壁取合い部)	PVC		岩綿吸音板B LGS下地共新設)	2,720	
1	(既存)：中待ち1				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ 鋼製間仕切り　撤去	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞA	2,720	
1	(改修後)：同上				既存のまま	既存		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ(既存のまま) 鋼製間仕切り　新設	PVC		既存のまま	2,720	
1	【営繕工事】												
1	(既存)：洗浄室				モルタル金鏝	PVC撤去 75		ｹｲｶﾙ板素地(撤去) (LGS壁下地共)	PVC		ｹｲｶﾙ板t6（撤去） (LGS下地共)	3,785	洗浄機：撤去処分
1	(改修後)：会議室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA (乾式断熱2重床下地)	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	PVC		岩綿吸音板A	2,700	
1	(改修後)：休憩室1，2				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA (乾式断熱2重床下地) ﾓﾙﾀﾙ金鏝(休憩室1踏込)	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	PVC		岩綿吸音板A	2,700	化粧洗面台L750 休憩室1：上り框(SUS304.HL50*100)
1	(既存)：風除室1，2，3				炻器質ﾀｲﾙ	ﾀｲﾙ —		ﾎﾞｰﾀﾞｰﾀｲﾙ			ALｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ	2,720	玄関ﾏｯﾄ撤去 ： 1200*5200*1箇所、900*1700 *2箇所 900*1700 *1箇所、900*2150 *1箇所
1	(改修後)：同上				既存のまま	PVC 75		既存のまま			既存のまま	2,400	玄関ﾏｯﾄ新設： 1200*5200*1箇所、900*1700 *2箇所 900*1700 *1箇所、900*2150 *1箇所
1	(既存)：外来受付				ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄA	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ EP塗装	PVC		岩綿吸音板B	3,000	ｶﾙﾃ棚　取外し
1	(改修後)：外来受付				既存のまま	既存		既存のまま	PVC		既存のまま	2,600	ｶﾙﾃ棚裏板補修、再取付
1	外来待合室												待合椅子　座・背張替(4連結ﾀｲﾌﾟ) ｲﾄｰｷ：ﾊﾞｰﾃﾌﾞﾗﾁｪｱS型(34ｾｯﾄ) 座・背共ﾋﾞﾆﾙﾚｻﾞｰ布地張替
1	外来待合室												待合椅子　座・背張替(4連結ﾀｲﾌﾟ) ｲﾄｰｷ：ﾊﾞｰﾃﾌﾞﾗﾁｪｱS型(34ｾｯﾄ) 座・背共ﾋﾞﾆﾙﾚｻﾞｰ布地張替
1	外来待合室、廊下A,B												床ﾗｲﾝﾃｰﾌﾟ張替 既存ﾃｰﾌﾟ撤去、W50ﾗｲﾝﾃｰﾌﾟ新設

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴	完成図作成	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	業務名称	業務契約ｺｰﾄﾞ	図面番号	管理建築士
	日付	日付	構造設計一級建築士 ○○○○ 証交付番号 第00000号	設備設計一級建築士 ○○○○ 証交付番号 第00000号	2012.3.10	舟橋充男	亀山市立医療センター改修工事	105203-02	A－ 1	一級建築士
	管理技術者	監理者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	ﾌｧｲﾙ名	日付 2012.3.10	図面名称	縮尺		登録第128269号
ver.100401	担当者	担当者				設計者 山内正喜	仕上表(1)	No Scale		植野　收
						担当者				

内部仕上表(2)

※法規制等の凡例は以下の通り　不:令112条 第9項 第1号等　一:令126条の2 第1項 第1号
三:令126条の2 第1項 第3号　①:告示1436号 第4項ハ(1)　②:告示1436号 第4項ハ(2)
③:告示1436号 第4項ハ(3)　④:告示1436号 第4項ハ(4)
※ﾚﾍﾞﾙ欄:上段は仕上ﾚﾍﾞﾙ、下段は躯体ﾚﾍﾞﾙを示す
※(　)内記号は、ｴﾚﾒﾝﾄ図番号を示す。

階	室名	法規制等	床 ﾚﾍﾞﾙ	床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	廻縁	天井 下地	天井 仕上	天井高	備考
2	【改修工事】												
2	(既存)1床病室　102. 103、201～206				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC撤去 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (撤去)	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ (LGS下地共撤去)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ取外し 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具取外し、壁ｸﾛｽ撤去
2	(改修後):同上				既存のまま	PVC新設 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (新設) (既存下地　下地調整)	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ (新設)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ再取付、冷媒管ｶﾊﾞｰ新設 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具再取付、壁ｸﾛｽ張替
2	(既存):6病床室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC撤去 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (撤去)	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ (LGS下地共撤去)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ取外し 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具取外し、壁ｸﾛｽ撤去
2	(改修後):同上				既存のまま	PVC新設 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (新設) (既存下地　下地調整)	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ (新設)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ再取付、冷媒管ｶﾊﾞｰ新設 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具再取付、壁ｸﾛｽ張替
2	(既存):看護部長室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC撤去 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (撤去)	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ (LGS下地共撤去)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ取外し 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具取外し、壁ｸﾛｽ撤去
2	(改修後):同上				既存のまま	PVC新設 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (新設) (既存下地　下地調整)	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ (新設)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ再取付、冷媒管ｶﾊﾞｰ新設 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具再取付、壁ｸﾛｽ張替
2	(既存):特別室				ｶｰﾍﾟｯﾄ	木 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (撤去)	PVC		岩綿吸音板B (LGS下地共撤去)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ取外し 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具取外し、壁ｸﾛｽ撤去
2	(改修後):同上				既存のまま	SOP再塗装 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ (新設) (既存下地　下地調整)	PVC		岩綿吸音板A (新設)	2,720	ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ再取付、冷媒管ｶﾊﾞｰ新設 【以下の工事は営繕工事】 壁面家具再取付、壁ｸﾛｽ張替
2	(既存):ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ (西、東)				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	PVC		岩綿吸音板B 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		岩綿吸音板B (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	
2	(既存):ナース休憩室(西、東)				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	PVC		岩綿吸音板B 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		岩綿吸音板B (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	
2	(既存):面談室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	PVC		岩綿吸音板B 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		岩綿吸音板B (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	
2	(既存):観察室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	PVC		岩綿吸音板B 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		岩綿吸音板B (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	
2	(既存):処置室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		EP塗装	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　EP塗装 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　EP塗装 (一部撤去部のみ新設) 全体EP再塗装	2,720	
2	(既存):ﾊﾟﾝﾄﾘｰ				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		EP塗装	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　VP塗装 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,440	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　EP-G塗装 (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,440	
2	(既存):準備室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		EP塗装	PVC		岩綿吸音板B 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		岩綿吸音板B (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	
2	(既存):中央材料室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		EP塗装	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　VP塗装 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　EP-G塗装 (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	
2	(既存):ﾃﾞｨｽﾎﾟ室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		EP塗装	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　VP塗装 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　EP-G塗装 (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	

内部仕上表(3)

※法規制等の凡例は以下の通り　不:令112条 第9項 第1号等　一:令126条の2 第1項 第1号
三:令126条の2 第1項 第3号　①:告示1436号 第4項ハ(1)　②:告示1436号 第4項ハ(2)
③:告示1436号 第4項ハ(3)　④:告示1436号 第4項ハ(4)
※ﾚﾍﾞﾙ欄:上段は仕上ﾚﾍﾞﾙ、下段は躯体ﾚﾍﾞﾙを示す
※(　)内記号は、ｴﾚﾒﾝﾄ図番号を示す。

階	室名	法規制等	床 ﾚﾍﾞﾙ	床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	廻縁	天井 下地	天井 仕上	天井高	備考
2	(既存):ﾃﾞｨｽﾎﾟ室				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		EP塗装	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　VP塗装 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,720	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		ｹｲｶﾙ板t6　EP-G塗装 (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,720	
2	(既存):廊下A,B,D				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		EP塗装	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞA 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,440	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞA (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,440	
2	(既存):ﾃﾞｲﾙｰﾑ				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA	PVC 75		ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	PVC		岩綿吸音板B 空調機廻り一部撤去 (LGS下地共)	2,440	
2	(改修後):同上				既存のまま	既存 –		既存のまま	PVC		岩綿吸音板B (一部撤去部のみ新設) (LGS下地共)	2,440	
2	1床病室　102. 103、201～206				—			—			—	2,720	ﾕﾆｯﾄWCにL型手摺新設
2	ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ (西、東)				—			—			—	2,720	ｶｳﾝﾀｰ改修
2	ﾘﾈﾝ庫　(西、東)				—			—			—		棚新設
2	(既存)ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝWC(東)				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA (撤去)	PVC撤去 75		EP塗装 一部撤去			ｹｲｶﾙ板t6　EP塗装	2,440	鋼製扉撤去(枠共)
2	(改修後):同上				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA (新設)	PVC新設 75		EP-G再塗装			既存のまま	2,440	木製扉新設(枠共)
2	(既存)女子WC(東)				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA (撤去)	PVC撤去 75		100角ﾀｲﾙ			ｹｲｶﾙ板t6　EP塗装		ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ撤去
2	(改修後):同上				ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄA (新設)	ｼｰﾄ立上 75		既存のまま			既存のまま		ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ新設(ﾒﾗﾐﾝ) L型手摺新設(洋便ﾌﾞｰｽ) 和便ﾌﾞｰｽ手摺取外し、再取付
2	【営繕工事】												

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	
履歴	ver.100401
完成図作成	日付 / 管理技術者 / 担当者
完成図承認	日付 / 監理者 / 担当者
法適合確認欄	構造設計一級建築士 ○○○○ / 証交付番号 第00000号 / 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
法適合確認欄	設備設計一級建築士 ○○○○ / 証交付番号 第00000号 / 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
製作日	2012.3.10 / ﾌｧｲﾙ名
代表設計者	舟橋充男 / 日付 2012.3.10 / 設計者 山内正喜 / 担当者
業務名称	亀山市立医療センター改修工事
業務契約ｺｰﾄﾞ	105203-02
図面名称	仕上表(2)
縮尺	No Scale
図面番号	A－ 2
管理建築士	一級建築士 登録第128269号 植野　收

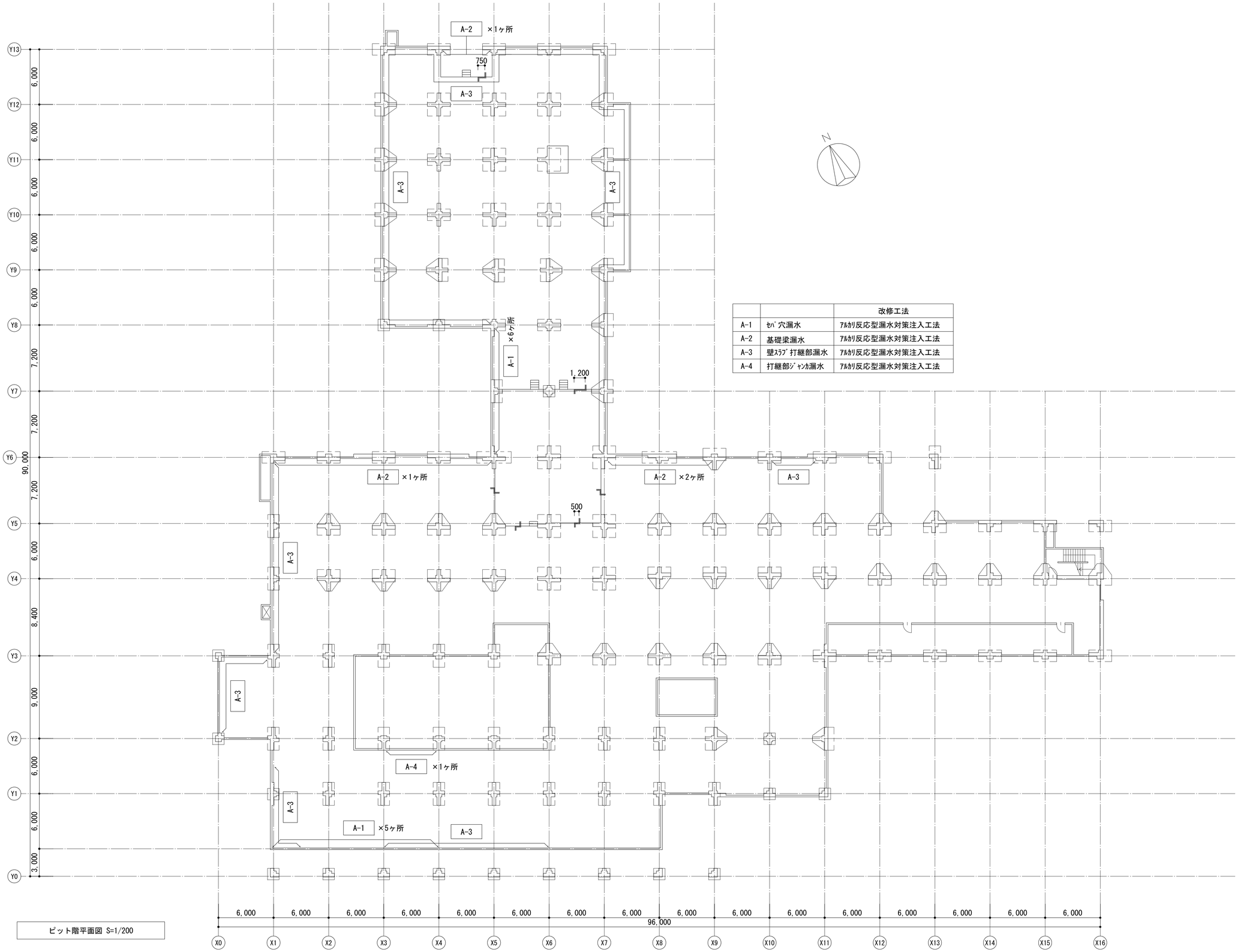

		改修工法
A-1	ｾﾊﾞ穴漏水	ｱﾙｶﾘ反応型漏水対策注入工法
A-2	基礎梁漏水	ｱﾙｶﾘ反応型漏水対策注入工法
A-3	壁ｽﾗﾌﾞ打継部漏水	ｱﾙｶﾘ反応型漏水対策注入工法
A-4	打継部ｼﾞｬﾝｶ漏水	ｱﾙｶﾘ反応型漏水対策注入工法

ピット階平面図 S=1/200

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
version.090527

完成図作成 (施工者名)
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男
日付 2012.3.10
設計者 山内 正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203-02
図面名称 ピット平面図
縮尺 1/200
図面番号 A-03

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

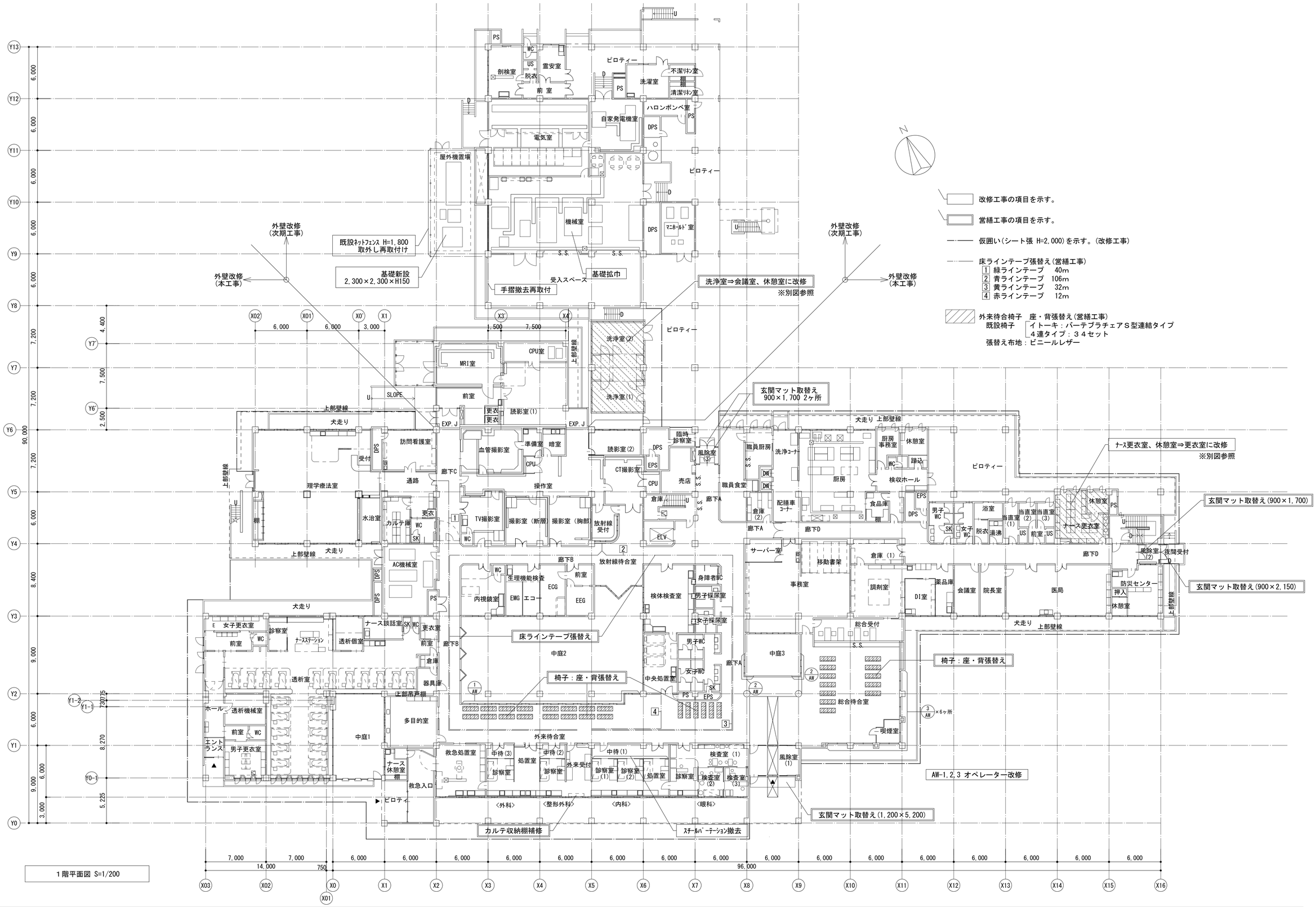

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成（施工者名） 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 1階平面図	業務契約コード 105203-02 縮尺 1/200	図面番号 A-04	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

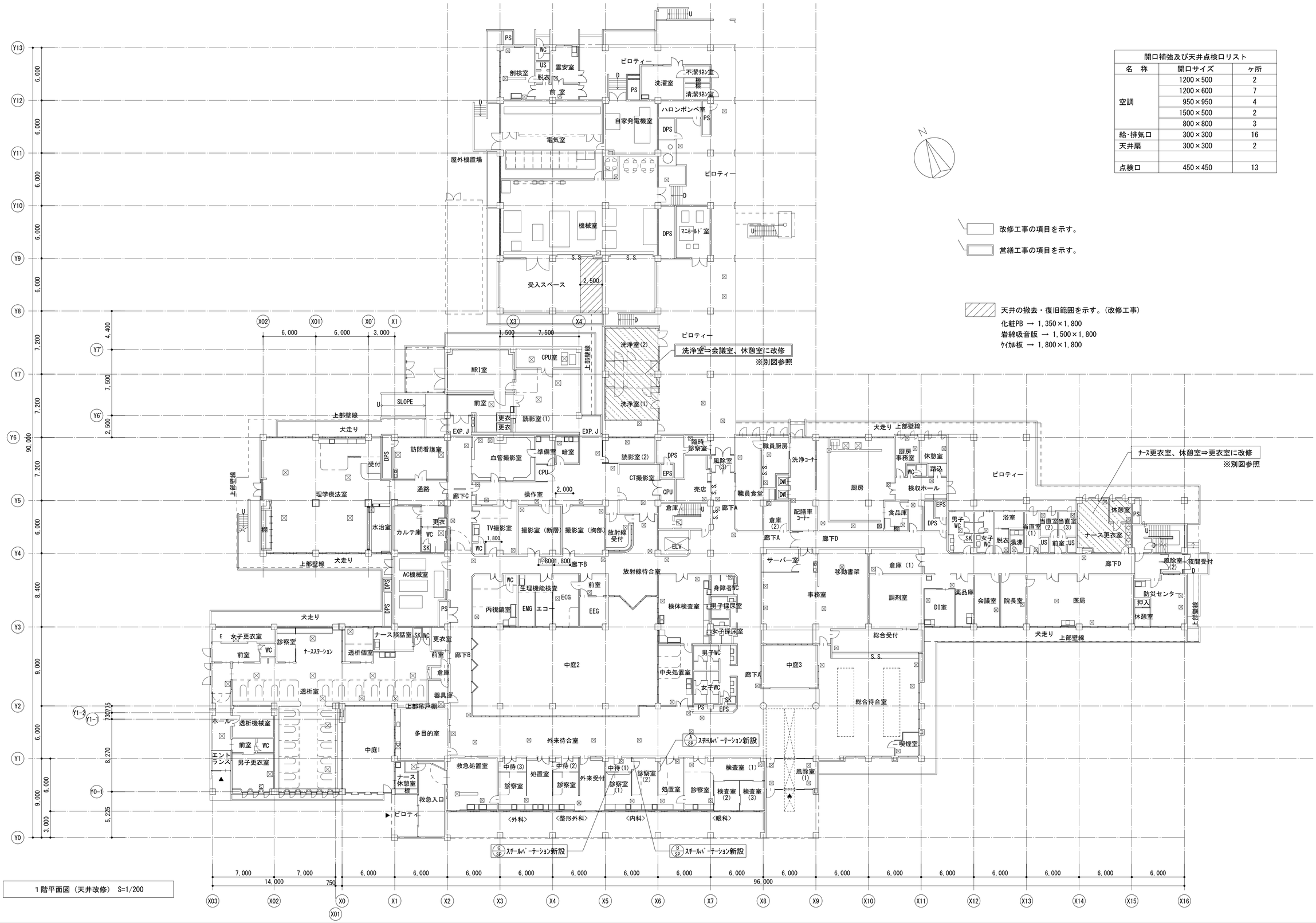

開口補強及び天井点検口リスト		
名　称	開口サイズ	ヶ所
空調	1200×500	2
	1200×600	7
	950×950	4
	1500×500	2
	800×800	3
給･排気口	300×300	16
天井扇	300×300	2
点検口	450×450	13

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男
日付 2012.3.10
設計者 山内 正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203-02
図面名称 1階平面図（天井改修）
縮尺 1/200
図面番号 A-05

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

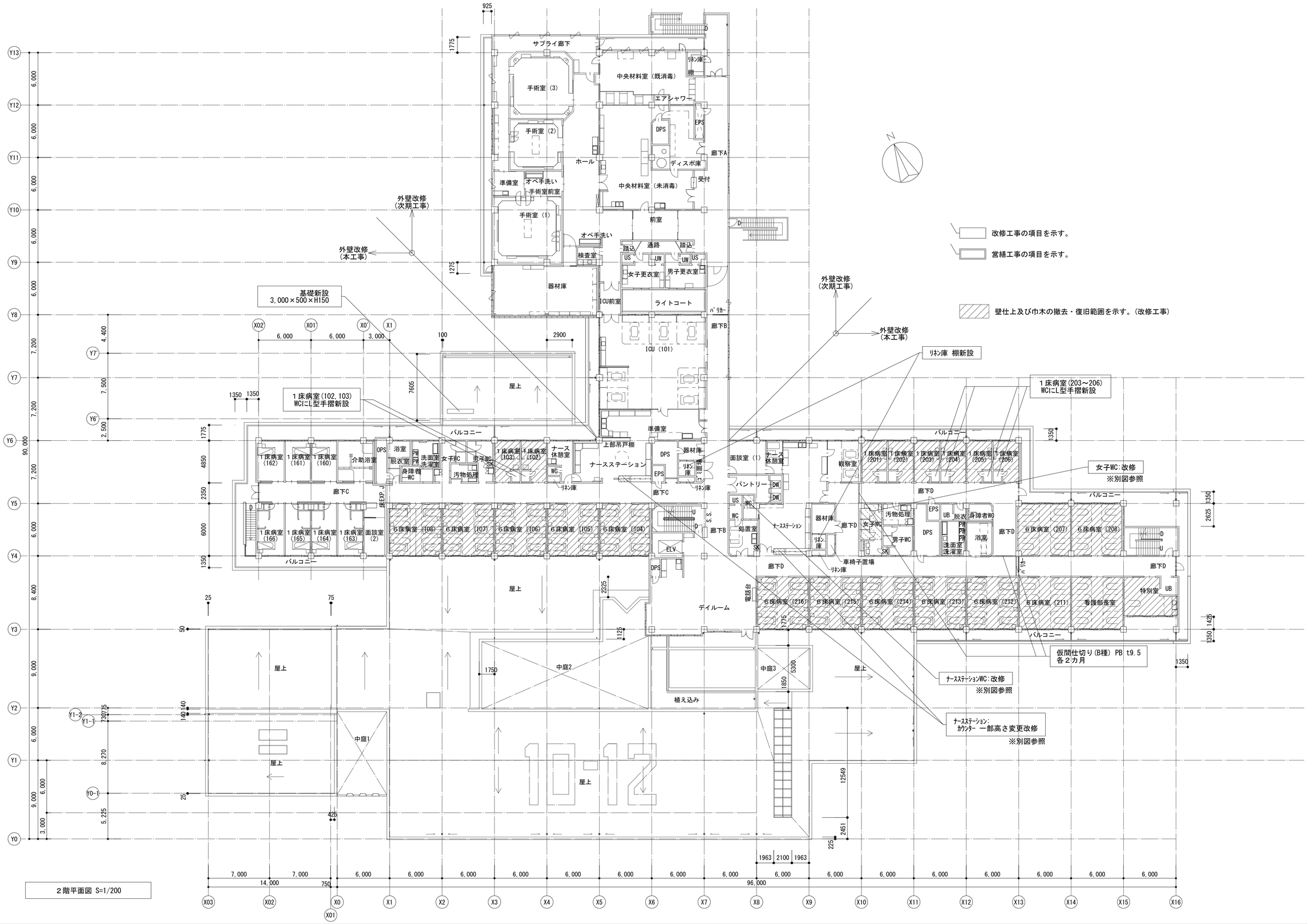

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成 (施工者名) 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 2階平面図	業務契約コード 105203-02 縮尺 1/200	図面番号 A-06	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

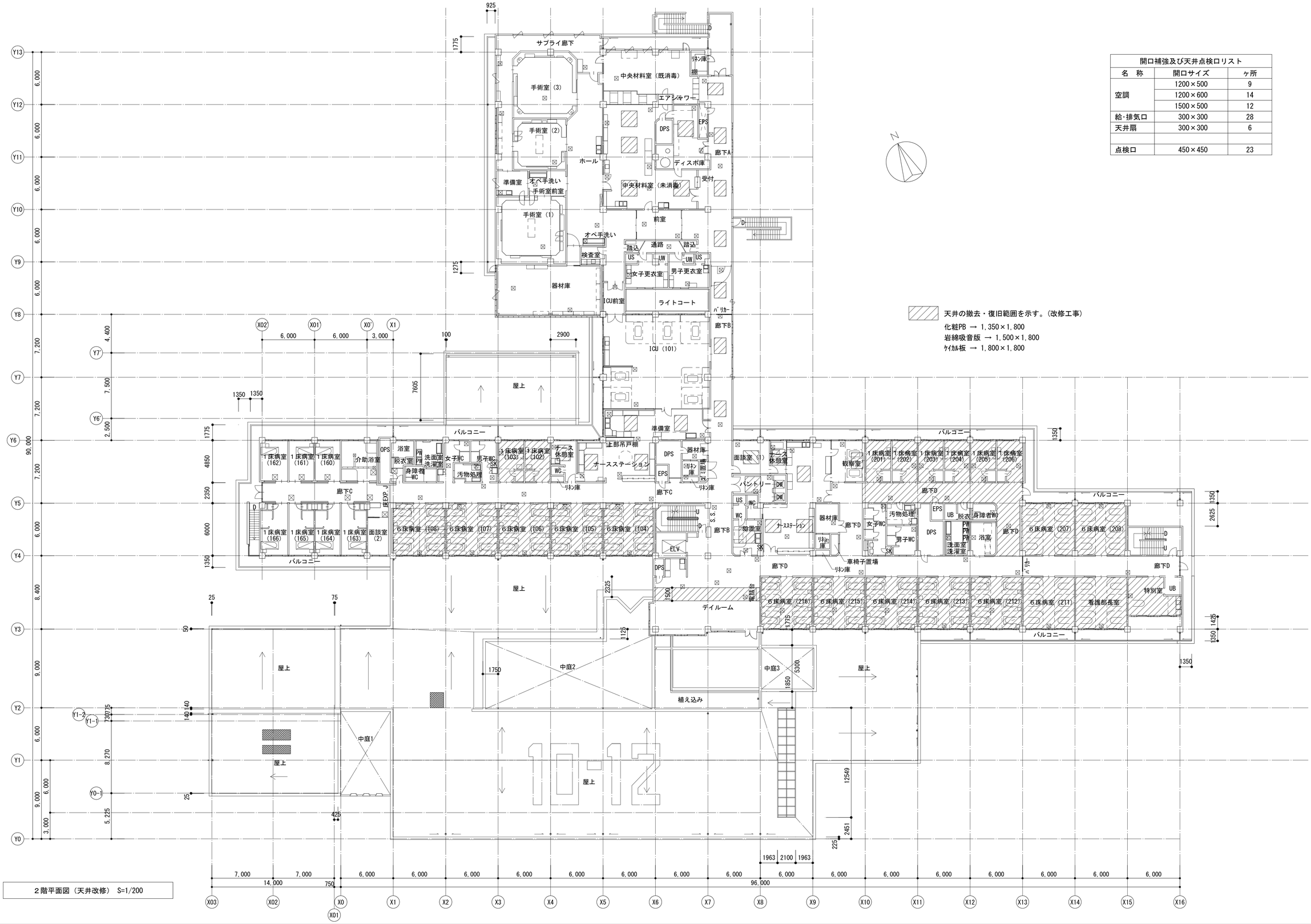

天井の撤去・復旧範囲を示す。（改修工事）
化粧PB → 1,350×1,800
岩綿吸音版 → 1,500×1,800
ｹｲｶﾙ板 → 1,800×1,800

開口補強及び天井点検口リスト		
名　称	開口サイズ	ヶ所
空調	1200×500	9
	1200×600	14
	1500×500	12
給･排気口	300×300	28
天井扇	300×300	6
点検口	450×450	23

２階平面図（天井改修）　S=1/200

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成（施工者名） 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 2階平面図（天井改修）	業務契約コード 105203-02 縮尺 1/200	図面番号 A-07	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

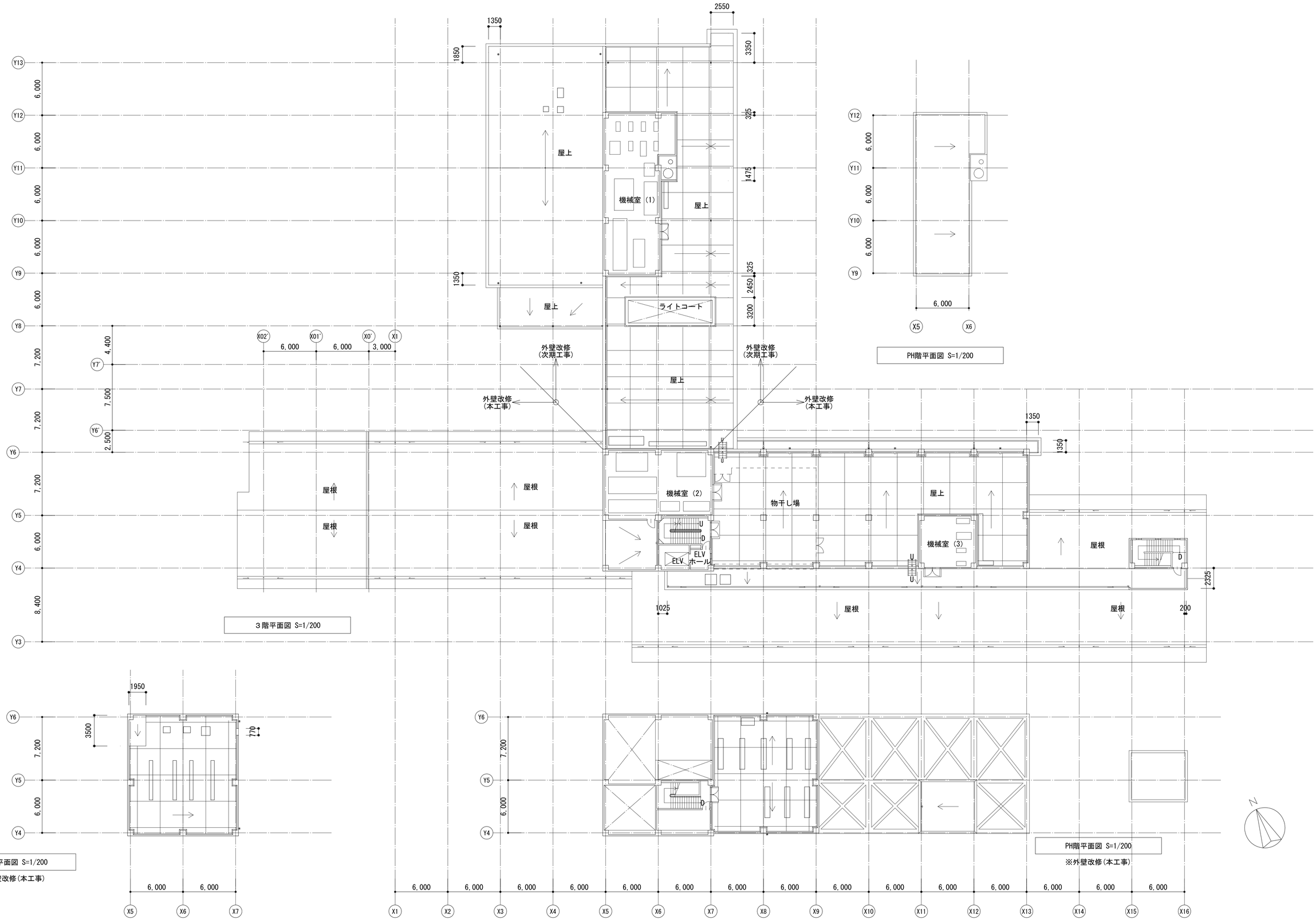

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男
日付 2012.3.10
設計者 山内 正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203-02
図面名称 3・R階平面図
縮尺 1/200

図面番号 A-08

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

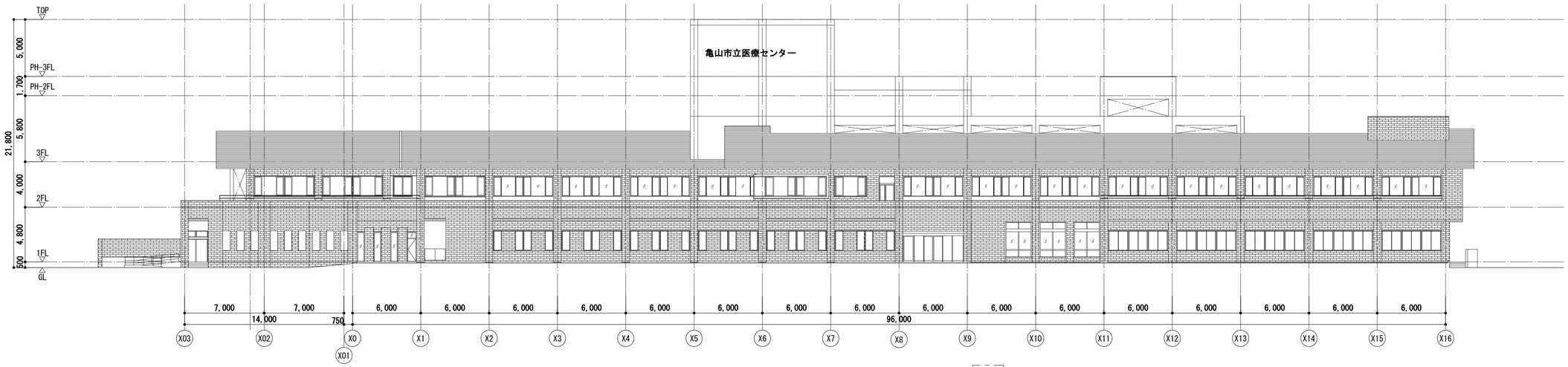

南面立面図　S=1/200

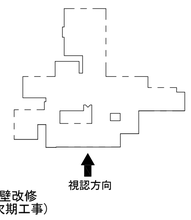

東面立面図　S=1/200

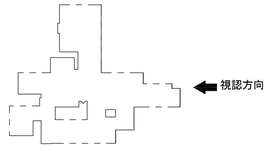

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成（施工者名） 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 立面図（1）	業務契約コード 105203-02 縮尺 1/200	図面番号 A-09	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

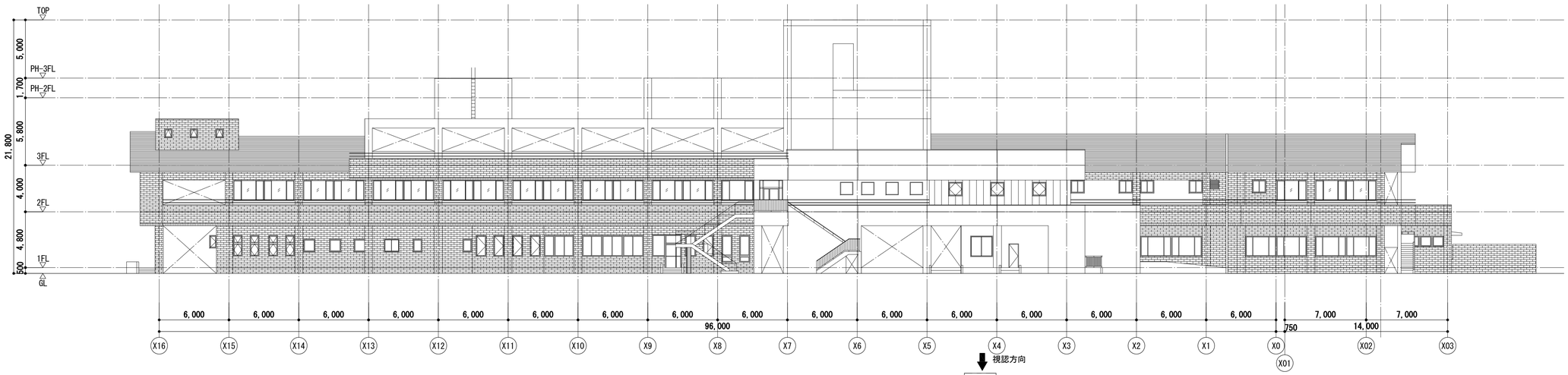

北面立面図　S=1/200

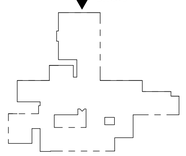

西面立面図　S=1/200

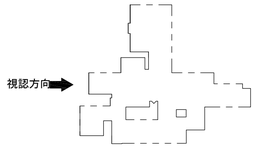

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成（施工者名） 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 立面図（2）	業務契約コード 105203-02 縮尺 1/200	図面番号 A-10	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

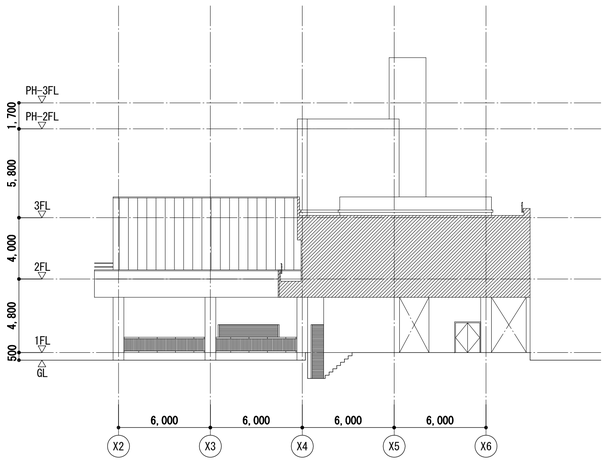

受入スペース・手術部門器材庫部分

南面立面図　S=1/200

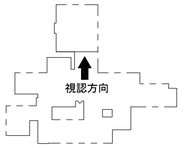

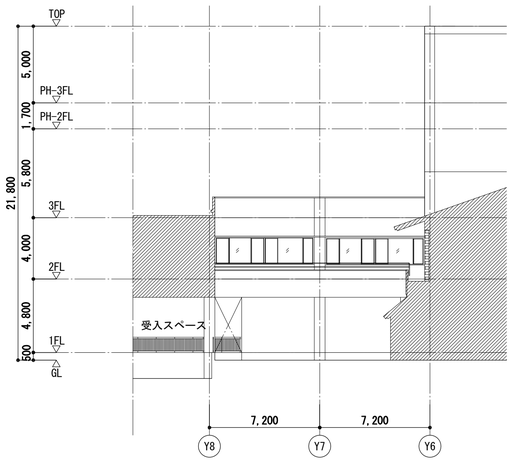

洗浄室・ICU部分

西面立面図　S=1/200

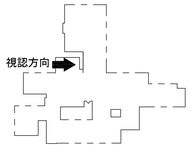

放射線科部分

北面立面図　S=1/200

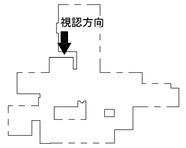

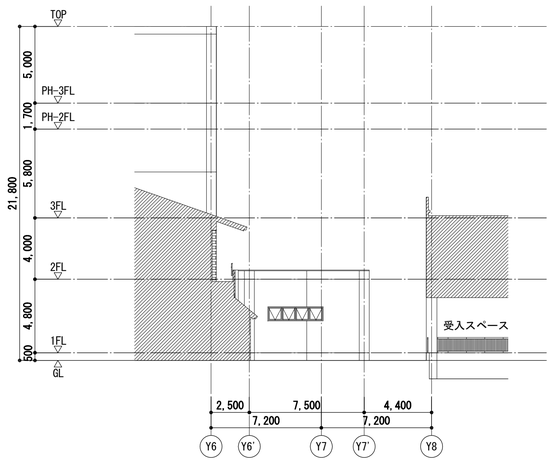

放射線科部分

東面立面図　S=1/200

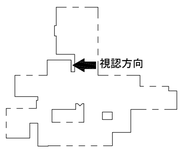

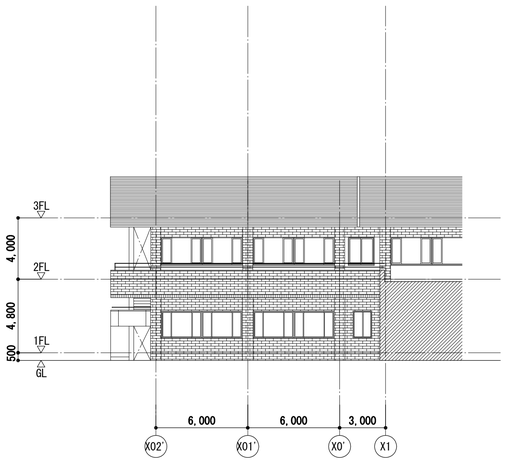

理学療法室部分

南面立面図　S=1/200

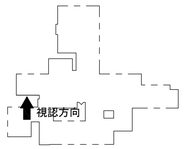

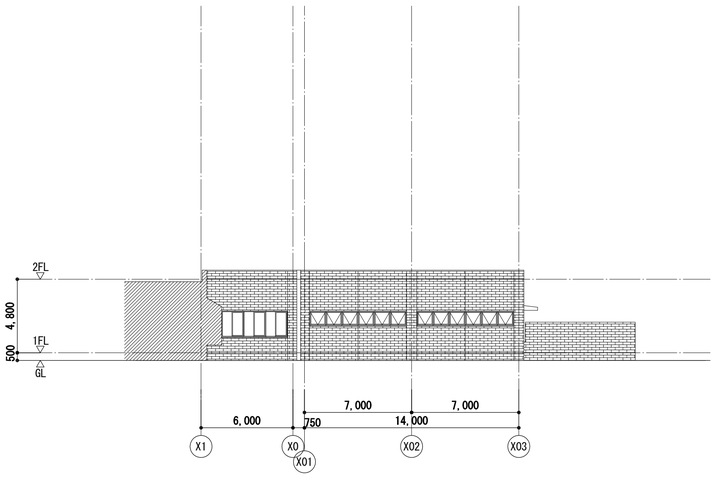

透析室部分

北面立面図　S=1/200

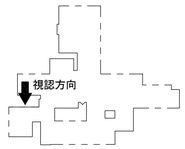

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴	完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
version.090527	日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	亀山市立医療センター改修工事 図面名称 立面図（3）	105203−02 縮尺 1/200	A−11	一級建築士 登録第128269号 植野 收

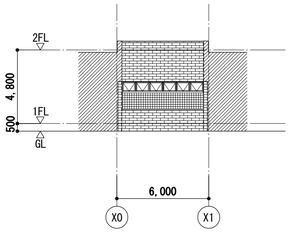

中庭1

北面立面図　S=1/200

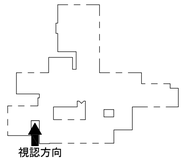

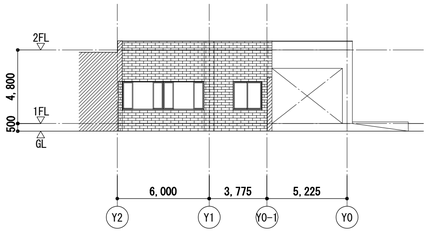

中庭1

東面立面図　S=1/200

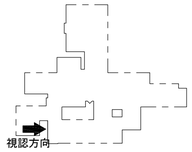

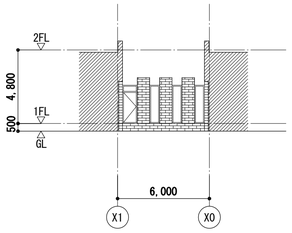

中庭1

南面立面図　S=1/200

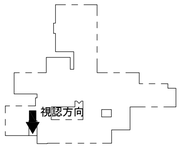

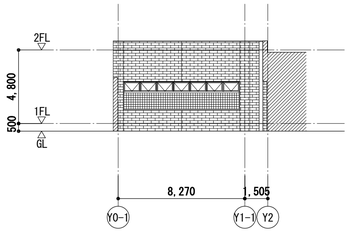

中庭1

西面立面図　S=1/200

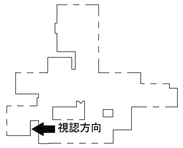

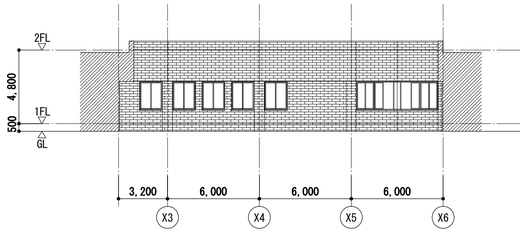

中庭2

北面立面図　S=1/200

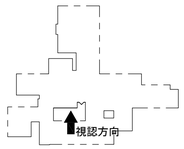

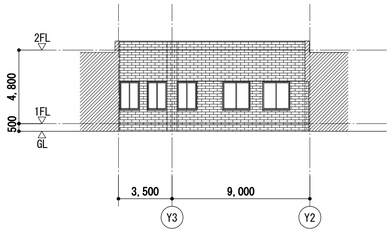

中庭2

東面立面図　S=1/200

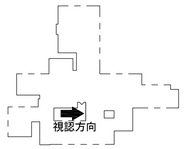

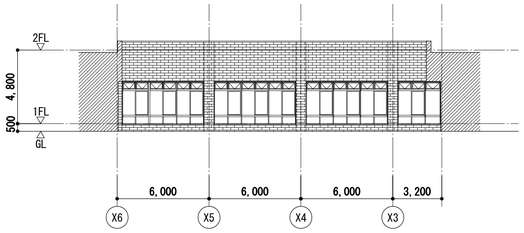

中庭2

南面立面図　S=1/200

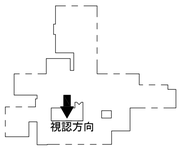

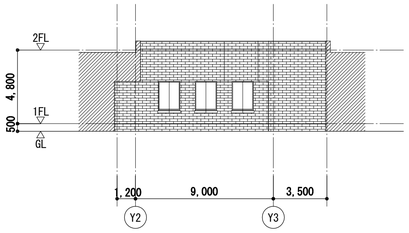

中庭2

西面立面図　S=1/200

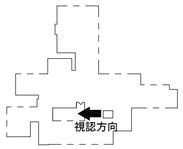

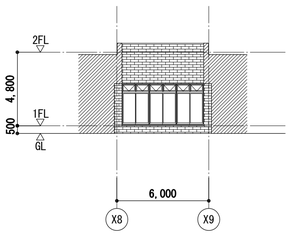

中庭3

北面立面図　S=1/200

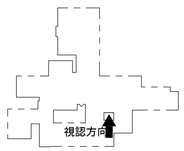

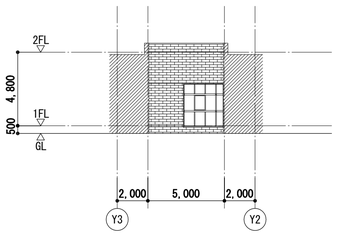

中庭3

東面立面図　S=1/200

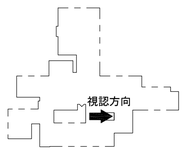

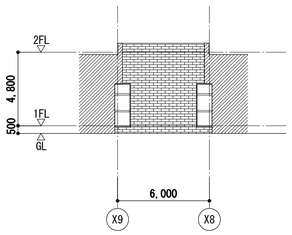

中庭3

南面立面図　S=1/200

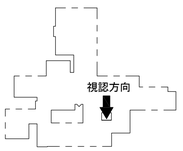

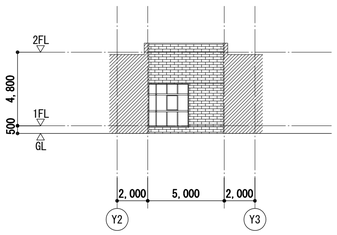

中庭3

西面立面図　S=1/200

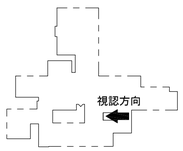

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴
version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男
日付 2012.3.10
設計者 山内 正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203−02
図面名称 立面図（4）
縮尺 1/200
図面番号 A−12

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

タイル浮き								
調査項目	項目	南面	東面	北面	西面	ﾗｲﾄｺｰﾄ1	ﾗｲﾄｺｰﾄ2	合　計
打診	調査面積（㎡）	392.8	156.5	312.3	289.0	153.6	55.3	1359.5
	浮き面積（㎡）	82.4020	41.9985	29.1058	31.7671	7.7650	5.5450	198.5834
	浮き比率（%）	20.98	26.84	9.32	10.99	5.06	10.03	14.61

タイル面ひび割れ							
項目	南面	東面	北面	西面	ﾗｲﾄｺｰﾄ1	ﾗｲﾄｺｰﾄ2	合　計
目視調査面積（㎡）	261.6	114.3	240.2	222.8	153.6	55.3	1047.8
ひび割れ長さ（m）	9.40	10.45	6.50	10.45	0.25	0.00	37.05

タイル欠損							
項目	南面	東面	北面	西面	ﾗｲﾄｺｰﾄ1	ﾗｲﾄｺｰﾄ2	合　計
目視調査面積（㎡）	261.6	114.3	240.2	222.8	153.6	55.3	1047.8
欠損箇所数（枚）	0	3	5	0	0	0	8

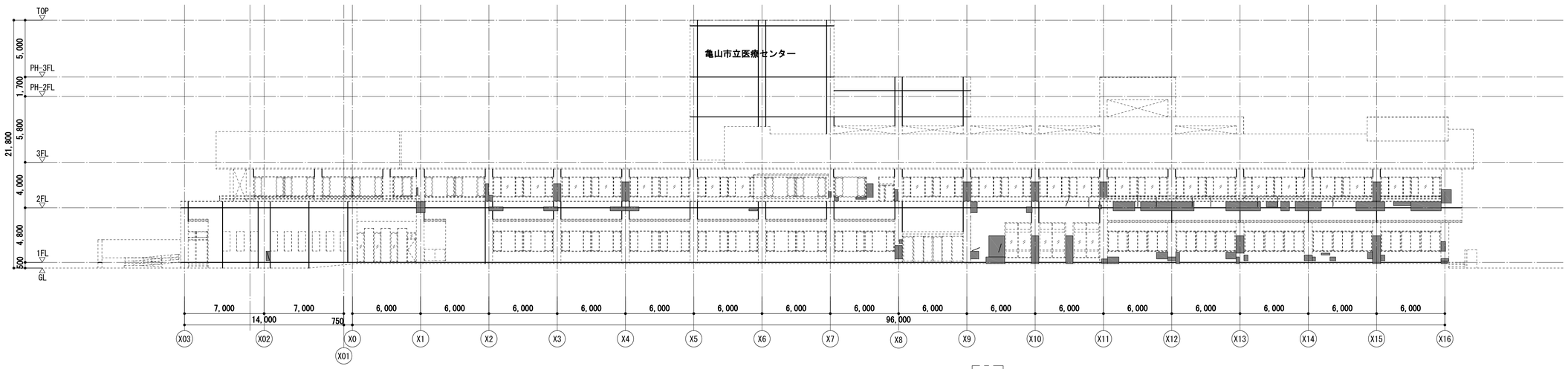

南面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

ｸﾗｯｸ位置を示す。

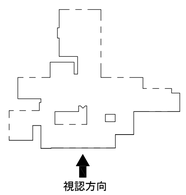

東面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

ｸﾗｯｸ位置を示す。

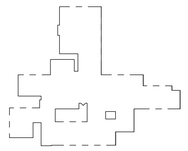

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴

version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋　充男
日付 2012.3.10
設計者 山内　正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203-02
図面名称 立面図（1）（劣化図）
縮尺 1/200
図面番号 A-13

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野　收

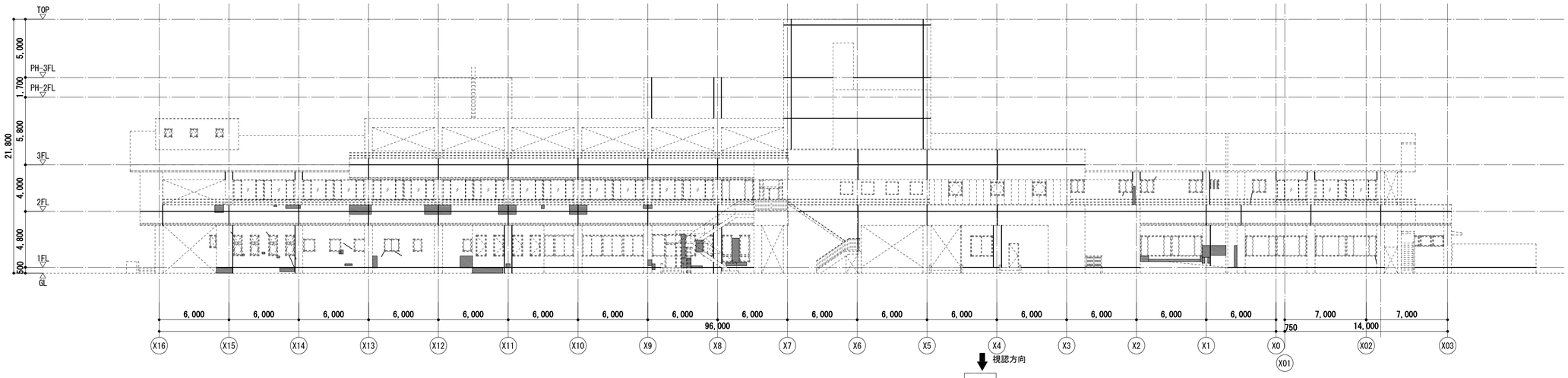

北面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

ｸﾗｯｸ位置を示す。

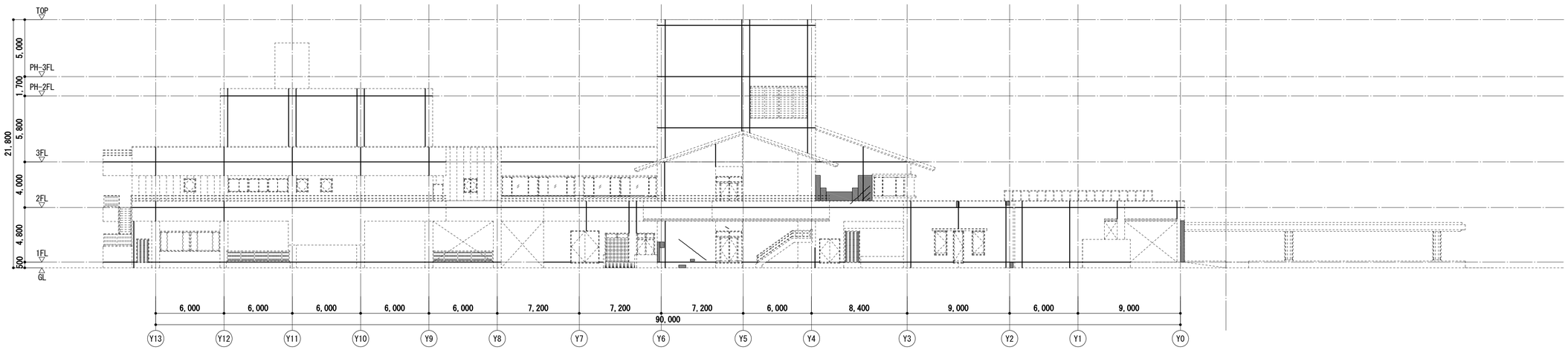

西面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

ｸﾗｯｸ位置を示す。

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成（施工者名） 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承認 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 立面図（2）（劣化図）	業務契約コード 105203−02 縮尺 1/200	図面番号 A−14	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

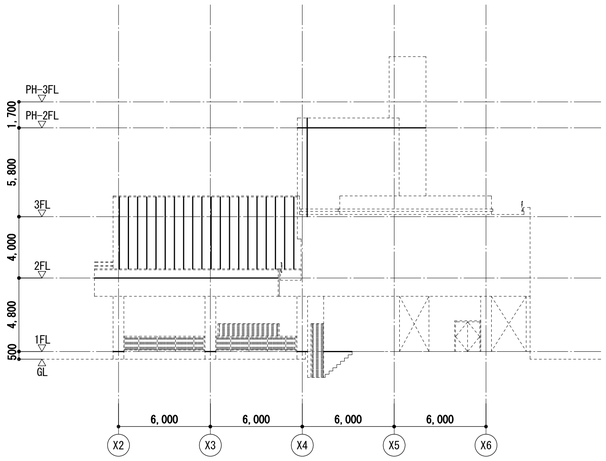

受入スペース・手術部門器材庫部分

南面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

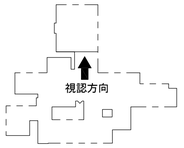

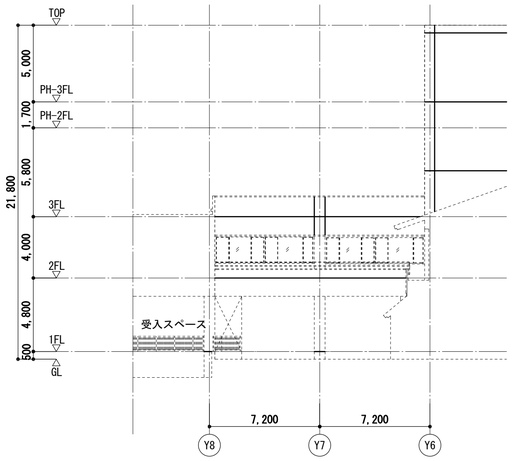

洗浄室・ICU部分

西面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

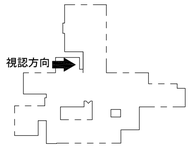

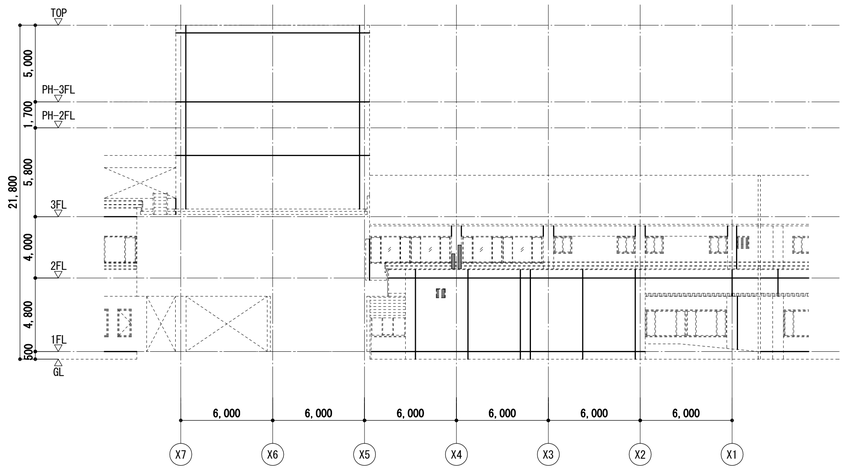

放射線科部分

北面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

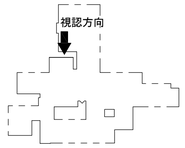

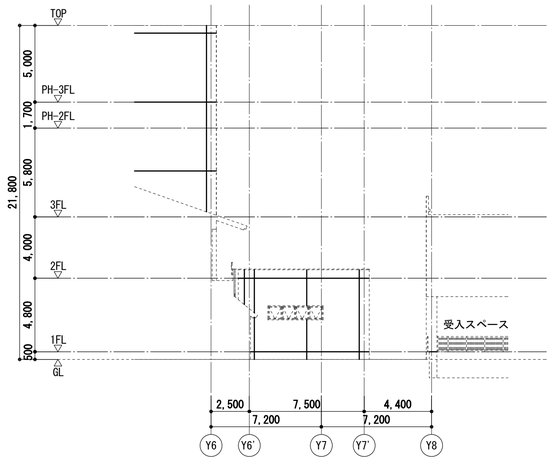

放射線科部分

東面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

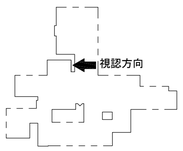

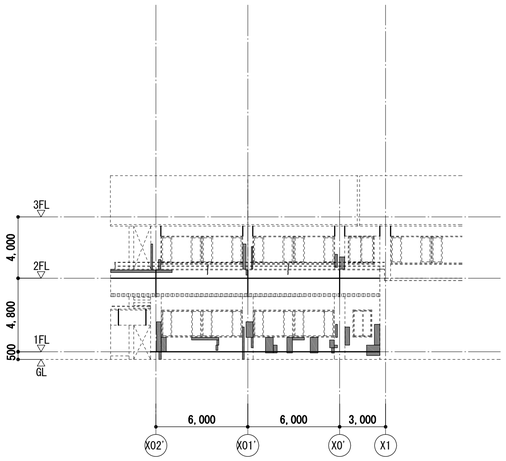

理学療法室部分

南面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

ｸﾗｯｸ位置を示す。

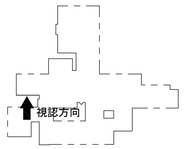

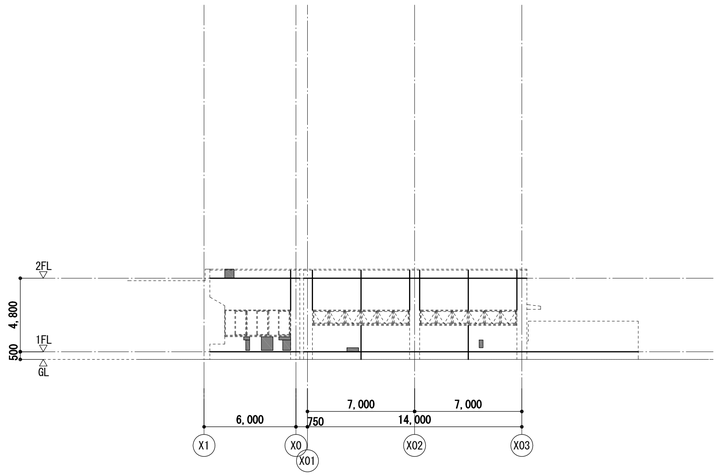

透析室部分

北面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

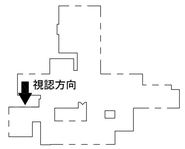

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴	完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
version.090527	日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	日付 舟橋 充男 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	亀山市立医療センター改修工事 図面名称 立面図（3）（劣化図）	105203−02 縮尺 1/200	A−15	一級建築士 登録第128269号 植野 收

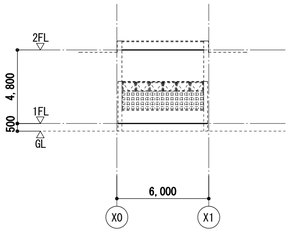

中庭1

北面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

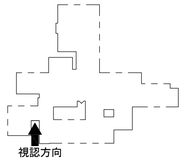

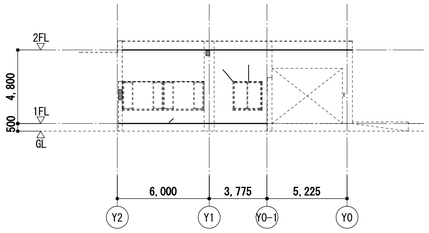

中庭1

東面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

ｸﾗｯｸ位置を示す。

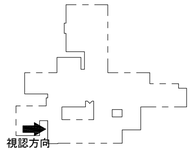

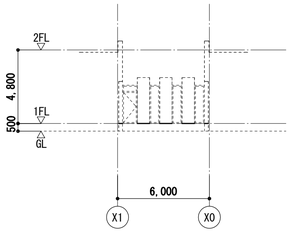

中庭1

南面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

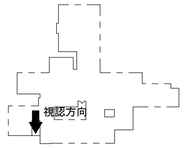

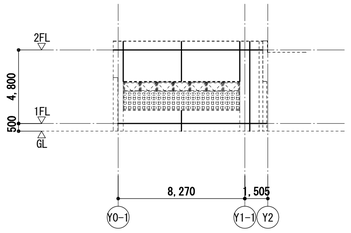

中庭1

西面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

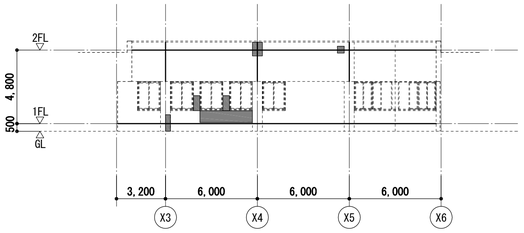

中庭2

北面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

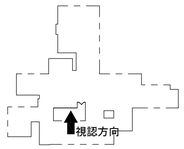

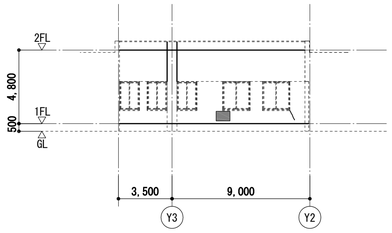

中庭2

東面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

ｸﾗｯｸ位置を示す。

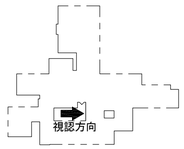

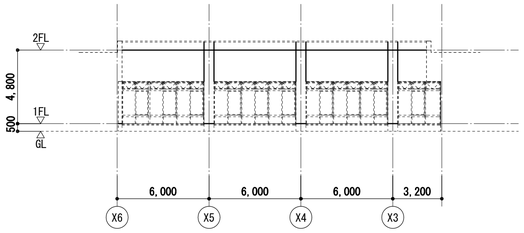

中庭2

南面立面図　S=1/200

目地位置を示す。

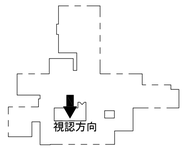

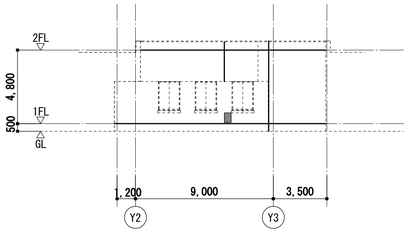

中庭2

西面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

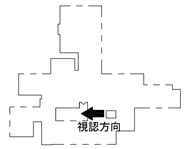

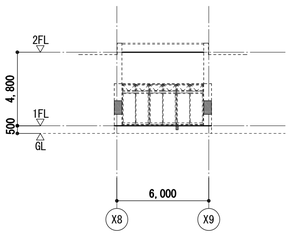

中庭3

北面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

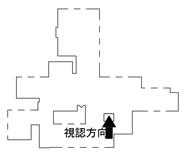

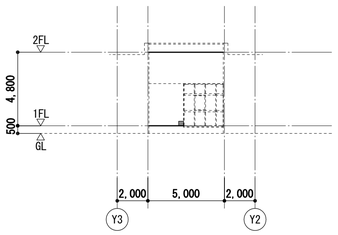

中庭3

東面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

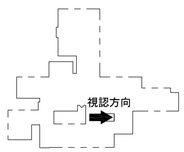

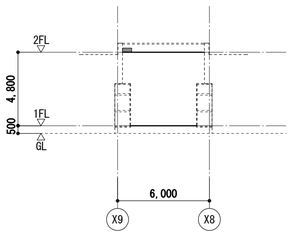

中庭3

南面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

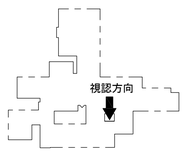

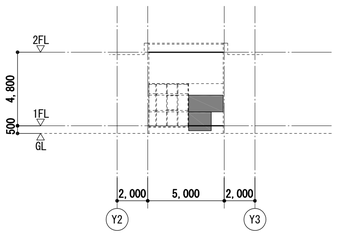

中庭3

西面立面図　S=1/200

ﾀｲﾙ浮きの範囲を示す。

目地位置を示す。

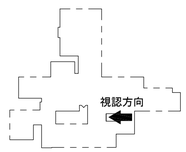

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴

version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男
日付 2012.3.10
設計者 山内 正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203-02
図面名称 立面図（4）（劣化図）
縮尺 1/200
図面番号 A-16

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

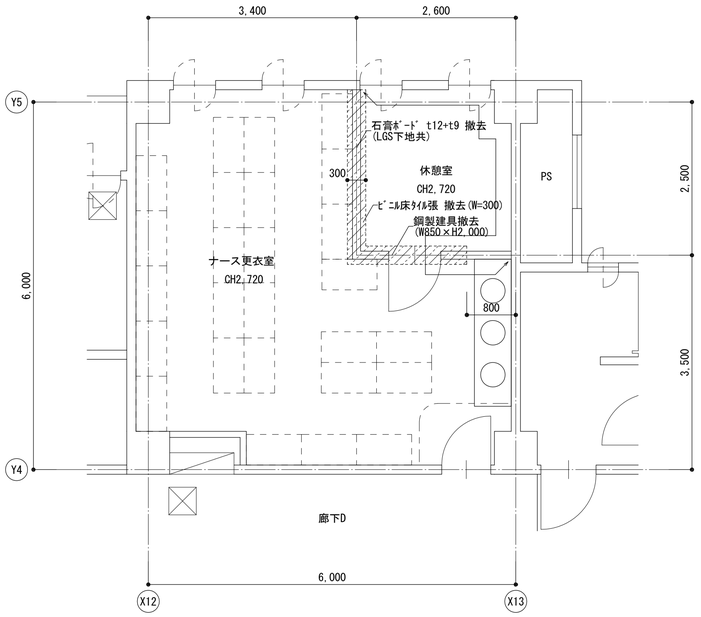

改修前 ﾅｰｽ更衣室・休憩室平面詳細図 S=1/50

内装・建具撤去範囲(W=300)を示す。

巾木・壁仕上撤去範囲を示す。

改修前

室　名	ﾅｰｽ更衣室
床	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ張 一部撤去
巾　木	長尺ﾋﾞﾆﾙ巾木 H=75 一部撤去
壁	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り 一部撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12+t9(LGS下地)共
天　井	岩綿吸音板 t12 一部撤去(下地共)
備　考	天井点検口 450角 撤去

改修前

室　名	休憩室
床	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ張 撤去
巾　木	長尺ﾋﾞﾆﾙ巾木 H=75 撤去
壁	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り 撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12+t9(LGS下地) 一部撤去
天　井	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9 撤去 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 捨張共
備　考	天吊ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ 撤去 鋼製建具撤去(W850×H2,000) 天井点検口 450角 撤去 ﾌﾟﾗｲﾝﾄﾞ取外し W700×H1,700 2ヶ所

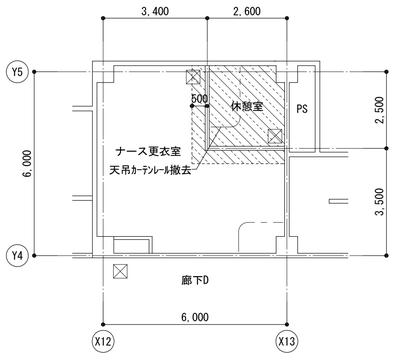

改修前 ﾅｰｽ更衣室・休憩室天井伏図 S=1/100

部は天井撤去範囲を示す。

改修前 ﾅｰｽ更衣室・休憩室展開図 S=1/50

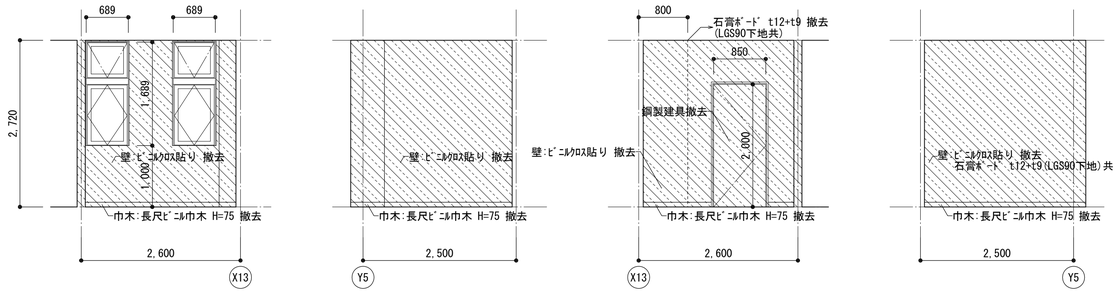

－A－　－B－　－C－　－D－

改修後

室　名	更衣室
床	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ張 一部新設
巾　木	長尺ﾋﾞﾆﾙ巾木 H=75 一部新設
壁	ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り 一部新設
天　井	岩綿吸音板 t12 一部新設 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5 捨張
廻　縁	塩ﾋﾞ 一部新設
備　考	天井点検口 450角 2ヶ所 ﾌﾟﾗｲﾝﾄﾞ再取付 W700×H1,700 2ヶ所

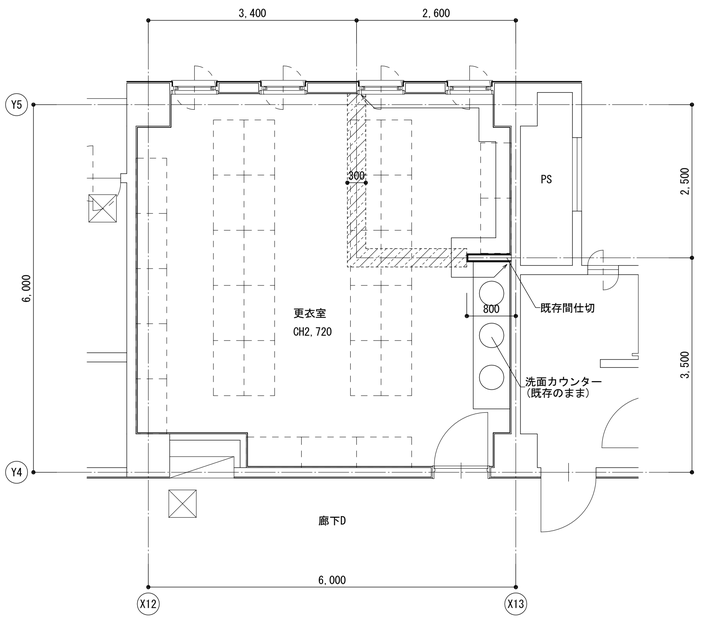

改修後 更衣室平面詳細図 S=1/50

床仕上新設範囲(W=300)を示す。

巾木・壁仕上新設範囲を示す。

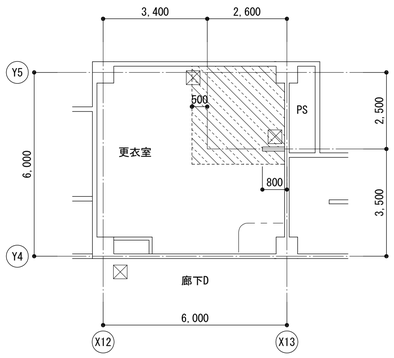

改修後 更衣室天井伏図 S=1/100

部は天井新設範囲を示す。

改修後 更衣室展開図 S=1/50

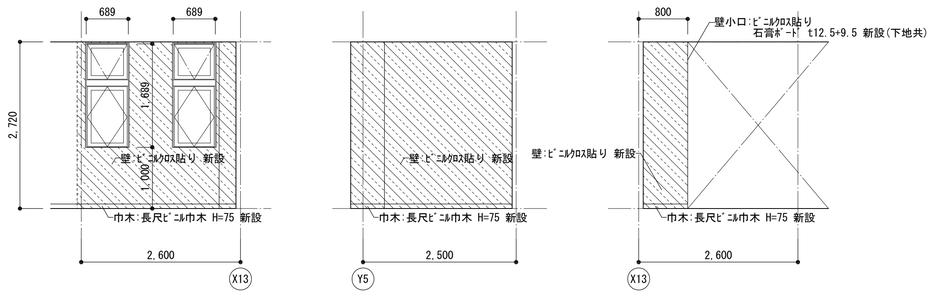

－A－　－B－　－C－

改修前

改修後

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成 (施工者名) 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 1階更衣室平面詳細図	業務契約コード 105203−02 縮尺 1/50,100	図面番号 A−17	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

改修前

室　名	洗浄室(1)・(2)
床	既存のまま
巾　木	ｿﾌﾄ巾木 H=60 撤去
壁	ｹｲｶﾙ板 t6(LGS下地共) 撤去(内外共)
天　井	ｹｲｶﾙ板 t6 撤去(下地共)
備　考	天井点検口 450角

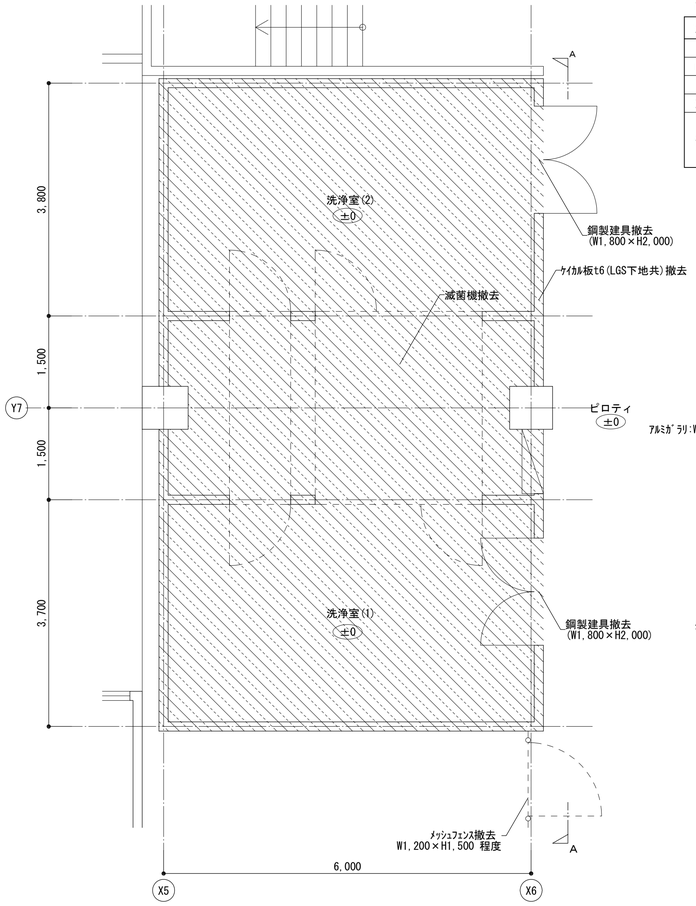

改修前 洗浄室平面詳細図 S=1/50

壁・内装・建具の撤去を示す。

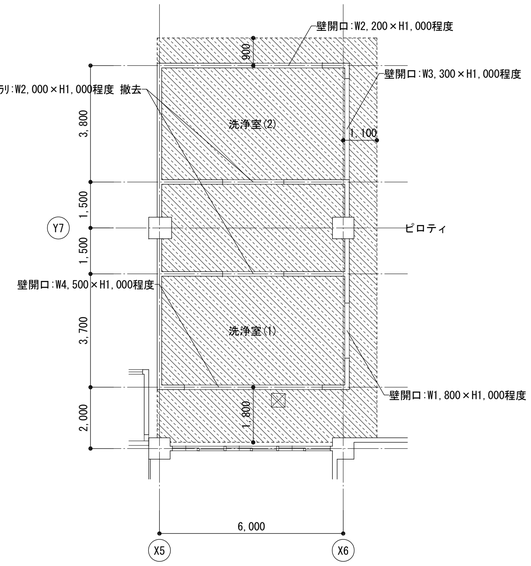

改修前 洗浄室天井伏図 S=1/100

天井の撤去範囲を示す。

改修前 | 改修後

改修後

室　名	会議室・休憩室1,2
床	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄt=2.0 (乾式断熱二重床ｼｽﾃﾑ)(ﾌｸﾋﾞ:ﾌﾘｰﾌﾛｱｰEP工法)
巾　木	ｿﾌﾄ巾木 H=75
壁	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5+9.5 ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ貼り(LGS下地共)
天　井	岩綿吸音板 t=9.0(石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5下地)下地共 (ﾋﾞﾛﾃｨ部分はｹｲｶﾙ板 t6)下地共
廻　縁	塩ﾋﾞ製
備　考	上り框 SUS304 HL 50×100

※外部に面する壁面：発泡ｳﾚﾀﾝ t20吹付
※ALC壁 FL+300まではｺﾝｸﾘｰﾄ腰壁とする。
(外部吹付ﾀｲﾙ)

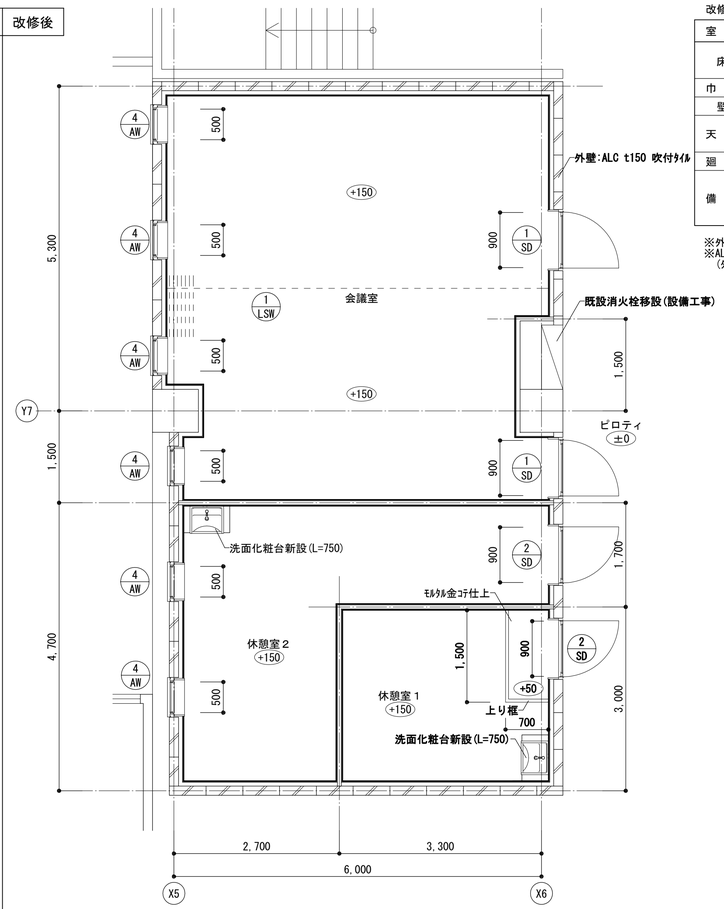

改修後 会議室・休憩室平面詳細図 S=1/50

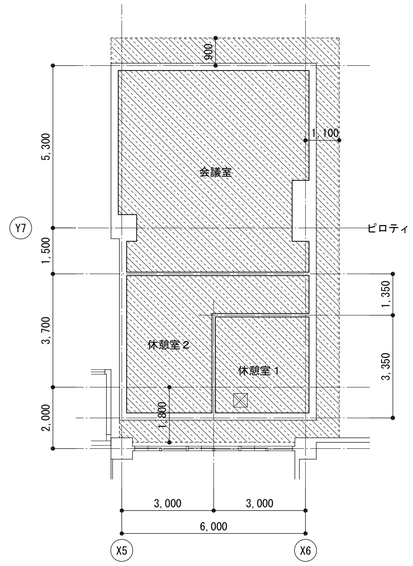

改修後 会議室・休憩室天井伏図 S=1/100

天井の新設範囲を示す。

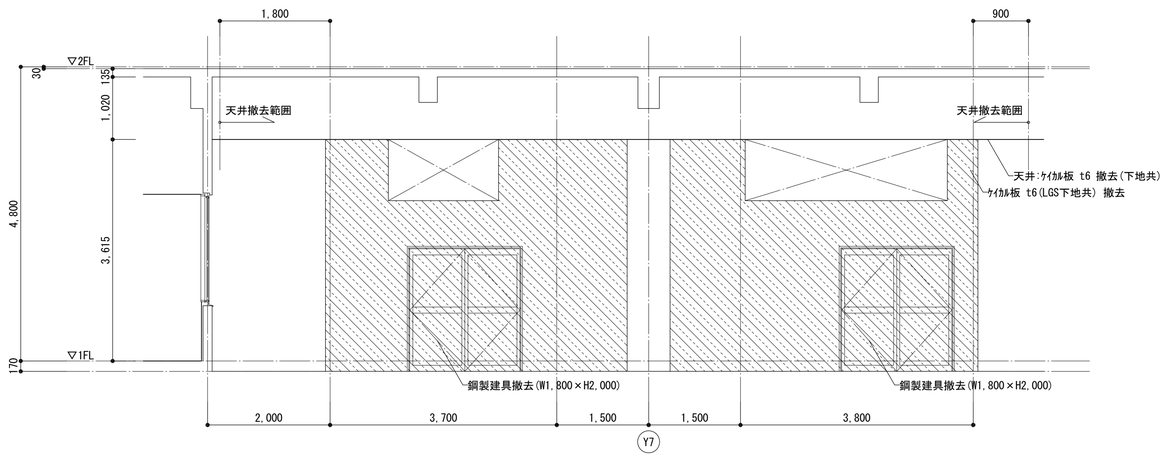

改修前 A-A断面図 S=1/50

改修後 会議室・休憩室展開図 S=1/50

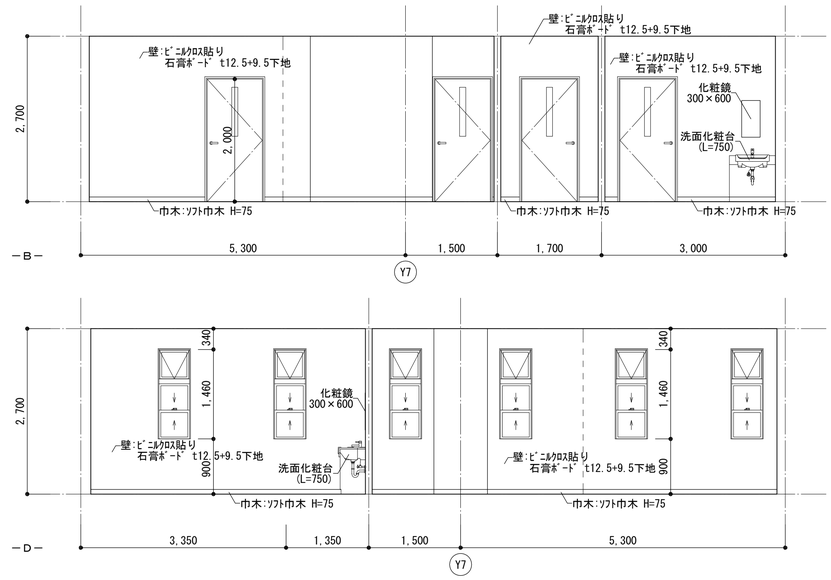

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成 (施工者名) 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 1階会議室・休憩室平面詳細図	業務契約コード 105203-02 縮尺 1/50,100	図面番号 A-18	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

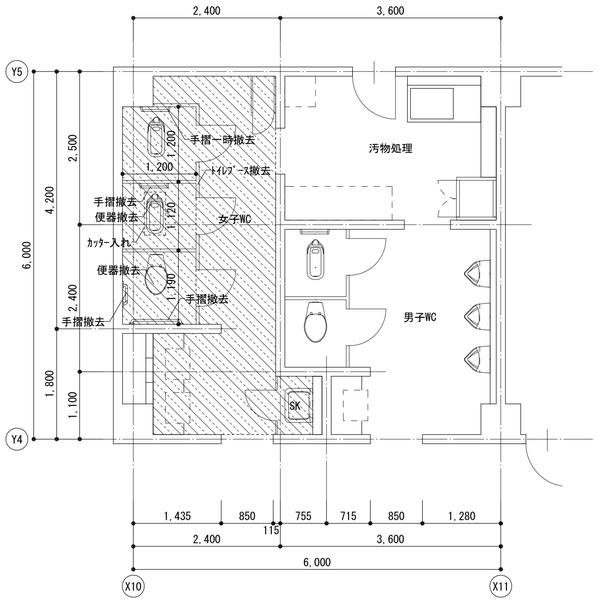

改修前 ２階便所平面詳細図 S=1/50

床仕上の撤去範囲を示す。

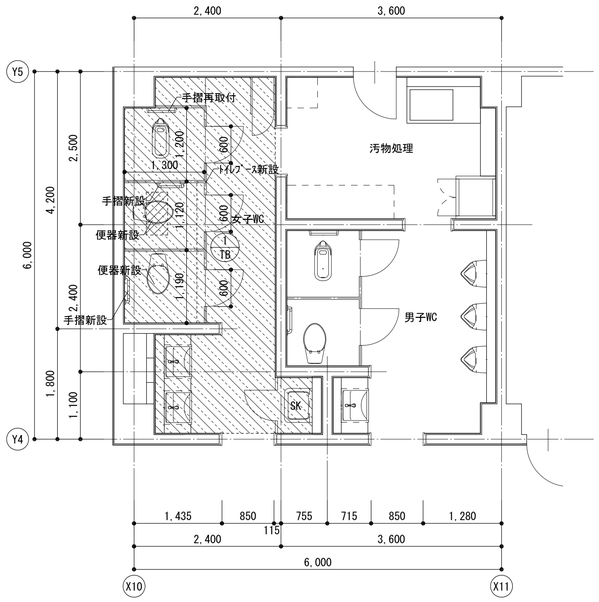

改修後 ２階便所平面詳細図 S=1/50

和便器穴埋め箇所を示す。

床仕上の新設範囲を示す。

改修前

室　名	女子WC
床	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t2.5 撤去
巾　木	既存のまま
壁	既存のまま
天　井	既存のまま
備　考	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ撤去

改修後

室　名	女子WC
床	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t2.5 新設
巾　木	既存のまま
壁	既存のまま 手摺撤去部分:100角ﾀｲﾙ貼替　16枚
天　井	既存のまま
備　考	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ新設 L型手摺 新設(洋便ﾌﾞｰｽ)

改修前 女子WC展開図 S=1/50

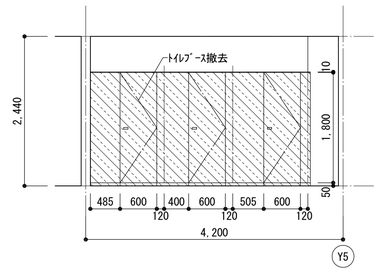

－Ｄ－

改修後 女子WC展開図 S=1/50

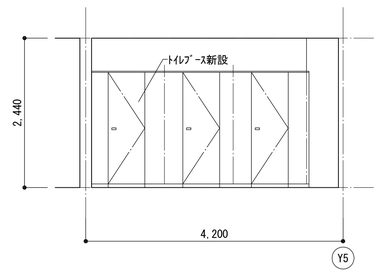

－Ｄ－

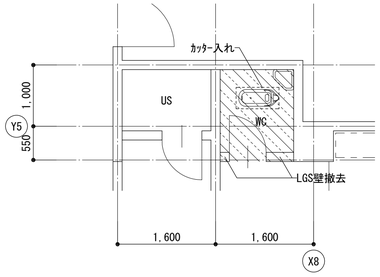

改修前 ２階便所平面詳細図 S=1/50

内装・衛生器具・建具の撤去範囲を示す。

改修前

室　名	WC
床	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t2.5 撤去
巾　木	長尺ﾋﾞﾆﾙ巾木 H=75 撤去
壁	EP塗 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5+9.5(LGS下地) 一部撤去
天　井	既存のまま
備　考	鋼製建具撤去(W600×H2,000)

改修前 WC展開図 S=1/50

撤去範囲を示す。

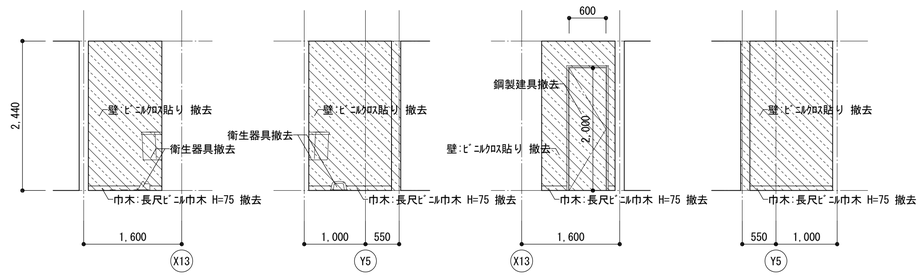

－Ａ－　－Ｂ－　－Ｃ－　－Ｄ－

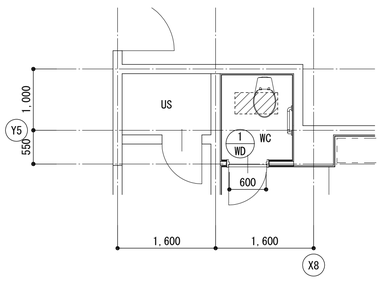

改修前 ２階便所平面詳細図 S=1/50

和便器穴埋め箇所を示す。

改修後

室　名	WC
床	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t2.5 新設
巾　木	長尺ﾋﾞﾆﾙ巾木 H=75 新設
壁	EP塗替 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5+9.5(LGS下地) 一部新設
天　井	既存のまま
備　考	木製建具新設(W600×H2,000) L型手摺新設

改修後 WC展開図 S=1/50

新設範囲を示す。

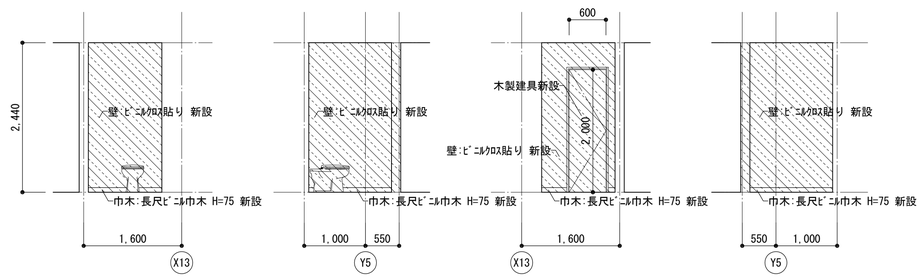

－Ａ－　－Ｂ－　－Ｃ－　－Ｄ－

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴

version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○　○○
担当者 ○○　○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○　○○
担当者 ○○　○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋　充男
日付 2012.3.10
設計者 山内　正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203−02
図面名称 ２階便所平面詳細図
縮尺 1/50
図面番号 A−19

管理建築士 一級建築士
登録第128269号
植野　收

６床病室・看護師長室展開図 S=1/50

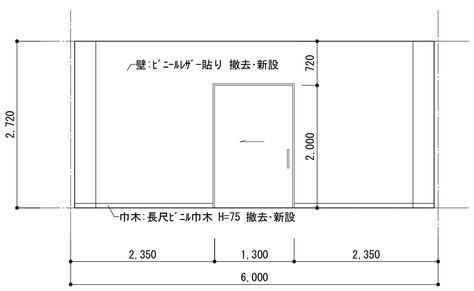

－Ａ－

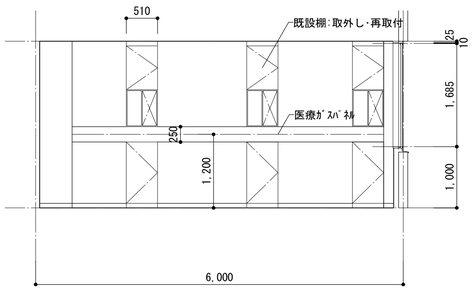

－Ｂ－

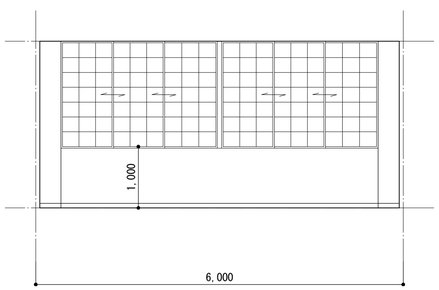

－Ｃ－

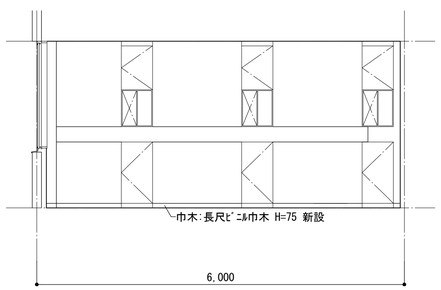

－Ｄ－

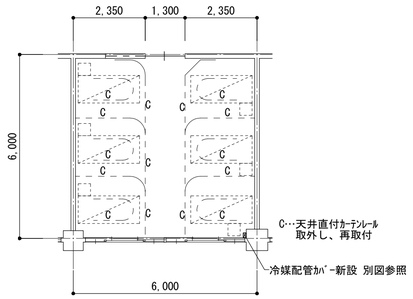

６床病室・看護師長室平面図 S=1/100

院長室展開図 S=1/50

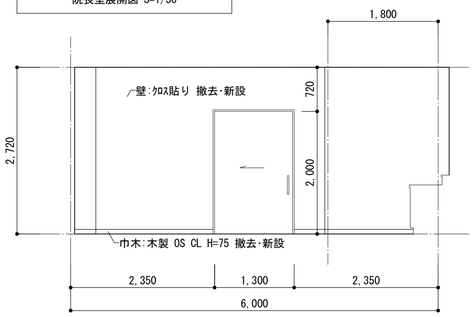

－Ａ－

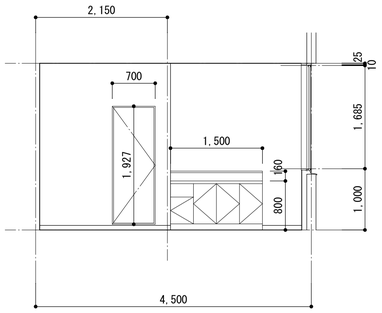

－Ｂ－

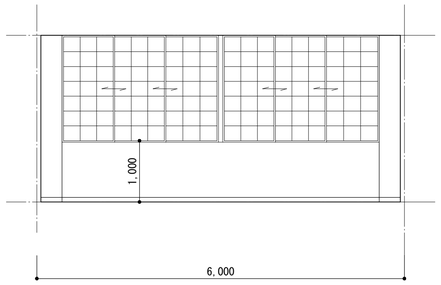

－Ｃ－

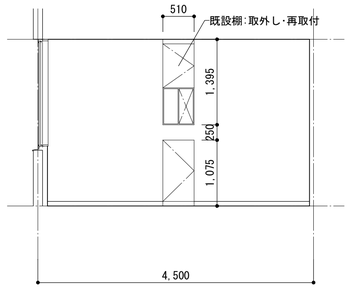

－Ｄ－

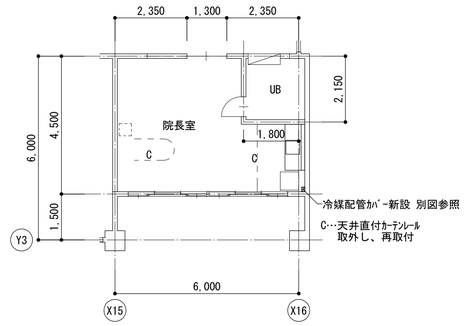

院長室平面図 S=1/100

１床病室展開図 S=1/50

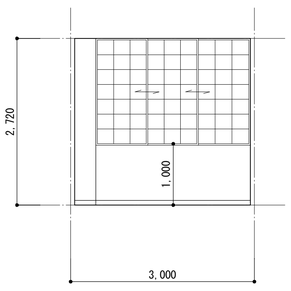

－Ａ－

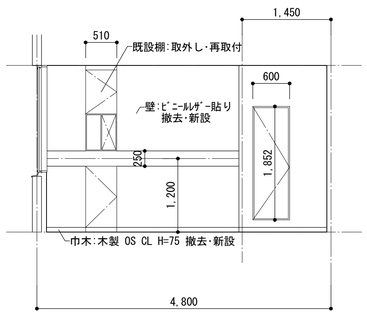

－Ｂ－

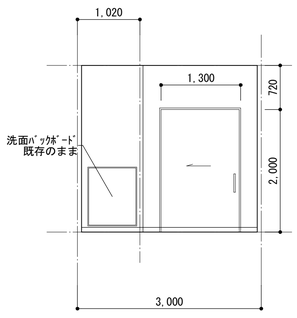

－Ｃ－

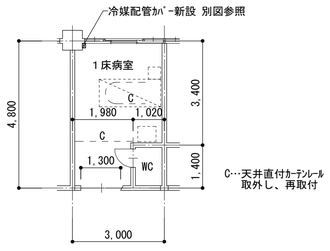

１床病室平面図 S=1/100

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 version.090527	完成図作成 〈施工者名〉 日付 ○○.○○.○○ 管理技術者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	完成図承諾 日付 ○○.○○.○○ 監理者 ○○ ○○ 担当者 ○○ ○○	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2012.3.10 ファイル名 ○○○○○	代表設計者 舟橋 充男 日付 2012.3.10 設計者 山内 正喜 担当者	業務名称 亀山市立医療センター改修工事 図面名称 展開図	業務契約コード 105203−02 縮尺 1/50	図面番号 A−20	管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

改修後 会議室・休憩室　断面詳細図 S=1/50

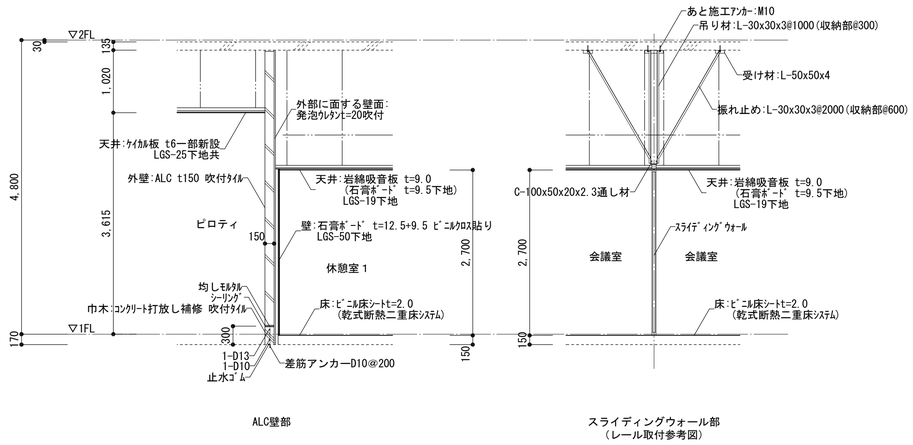

ALC壁部

スライディングウォール部
（レール取付参考図）

受入スペース　手摺撤去再取付　詳細図 S=1/30

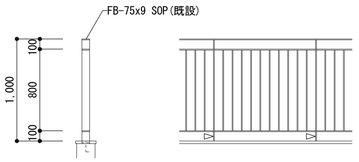

▽・・・撤去時：切断位置を示す。
再取付時：溶接及び溶接周囲SOP塗(錆止め共)を示す。

機械室　機械基礎拡巾　詳細図 S=1/50

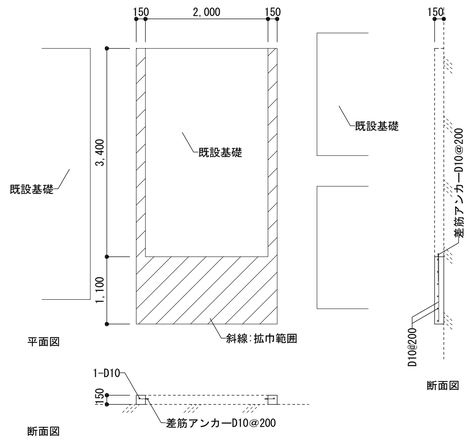

屋外　機械基礎　詳細図 S=1/50

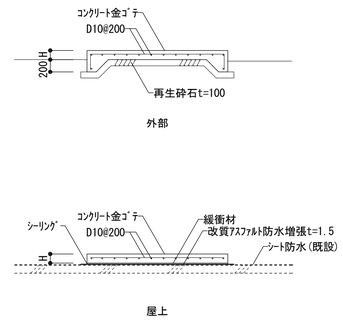

和便器穴埋め　詳細図 S=1/20

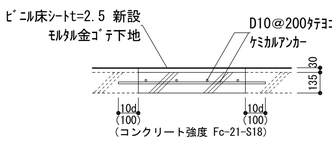

リネン庫 棚新設　詳細図 S=1/30

東リネン庫　巾1,600
西リネン庫　巾1,800

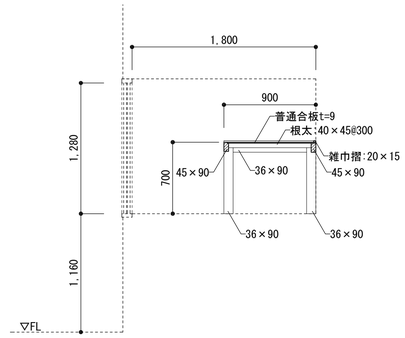

ナースステーション　カウンター改修　詳細図 S=1/20

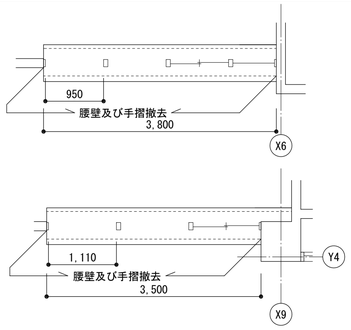

現況平面図　S=1/50

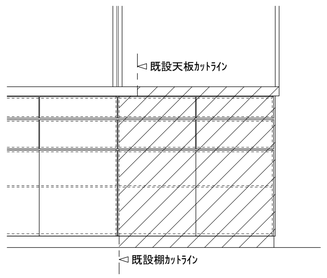

現況展開図(ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ側)

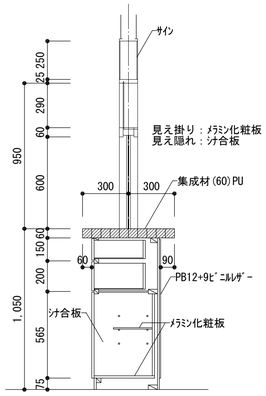

現況断面図

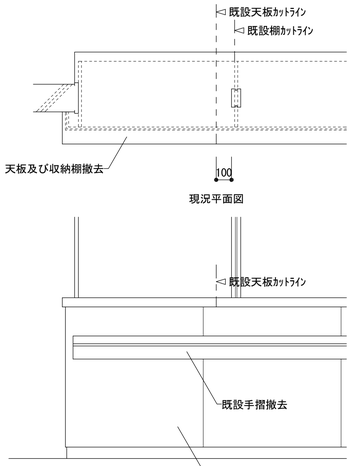

現況展開図(廊下側)

冷媒配管カバー　詳細図 S=1/10

2階　病室、看護師長室、医院長室　計23ヶ所

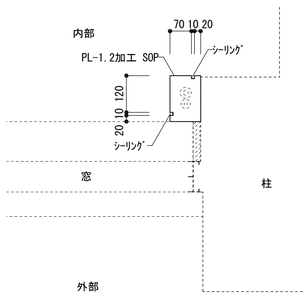

外来受付　カルテ収納棚補修　詳細図 S=1/30

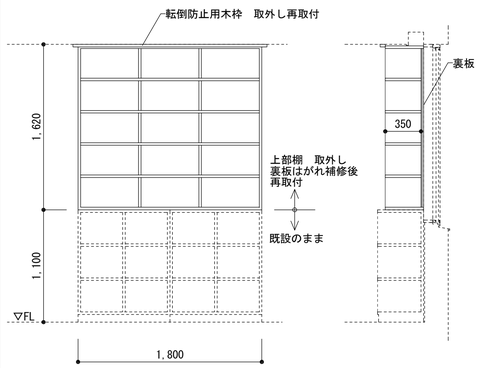

※ｶｳﾝﾀｰ腰壁はｱｲｶ腰壁ｼｽﾃﾑ壁面材とする。
（巾木・腰壁:ｱｲｶｾﾗｰﾙ同等）

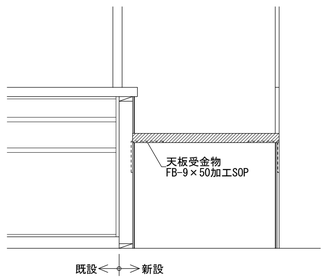

改修後断面図

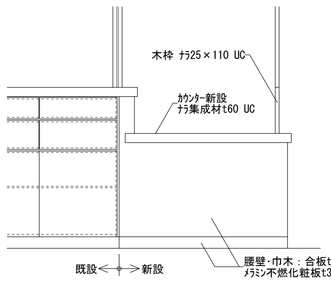

改修後展開図(ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ側)

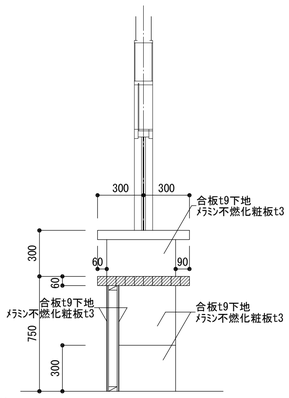

改修後断面図

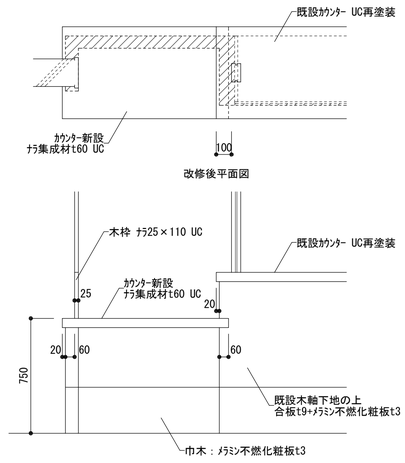

改修後展開図(廊下側)

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
version.090527

完成図作成（施工者名）
日付 ○○.○○.○○
管理技術者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

完成図承諾
日付 ○○.○○.○○
監理者 ○○ ○○
担当者 ○○ ○○

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10
ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男
日付 2012.3.10
設計者 山内 正喜
担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事
業務契約コード 105203-02
図面名称 各部詳細図
縮尺 1/10,20,30,50

図面番号 A-21

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收

記号・名称・場所	1 SD 鋼製片開きフラッシュドア (1階会議室)	2 SD 鋼製片開きフラッシュドア (休憩室)		A SP 鋼製可動間仕切 (処置室)	B SP 鋼製可動間仕切 (1階中待)	C SP 鋼製可動間仕切（引戸内蔵） (1階中待)
姿　図	新設 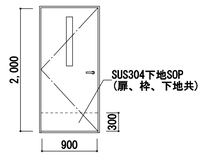	新設 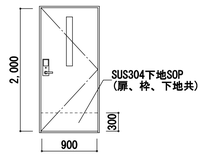		新設 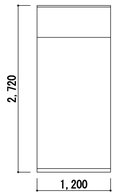	新設 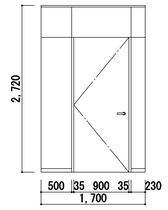	新設 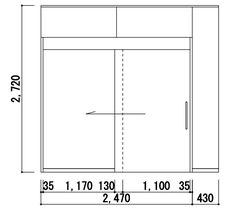
仕上・数量	鋼板t=1.6　ＳＯＰ、三方枠：ＳＯＰ、下枠：ステンレスＨＬ　2	鋼板t=1.6　ＳＯＰ、三方枠：ＳＯＰ、下枠：ステンレスＨＬ　2		亜鉛メッキ鋼板焼付塗装ｔ＝0.6　1	亜鉛メッキ鋼板焼付塗装ｔ＝0.6　1	亜鉛メッキ鋼板焼付塗装ｔ＝0.6　1
見込・枠見込	戸４０　、枠１００	戸４０　、枠１００		戸３２～４０、パネル厚７０～８０（メーカー仕様による）	戸３２～４０、パネル厚７０～８０（メーカー仕様による）	戸３２～４０、パネル厚７０～８０（メーカー仕様による）
硝　子	型板ガラス　４（１００Ｘ８００）	型板ガラス　４（１００Ｘ８００）		―	―	―
建具金物	丁番、ドアクローザ、箱錠・サムターン、戸当り、レバーハンドル	丁番、ドアクローザ、箱錠・サムターン、戸当り、レバーハンドル ナンバーロック		付属金物一式	丁番、ドアクローザ、戸当り、レバーハンドル　付属金物一式	ＳＵＳ取手L=450、傾斜レール、ハンガー戸車、エアダンパ ガイドローラー、シリンダー・サムターン　付属金物一式
備考	―	―				

記号・名称・場所	1 WD 木製片開きフラッシュドア (2階ナースステーション便所)		1 TB トイレブース (2階女子便所)		
姿　図	新設 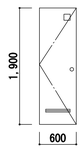		新設 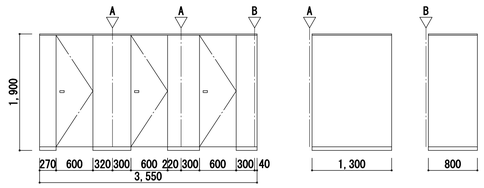		
仕上・数量	ポリ合板　1		メラミン化粧板　1		1
見込・枠見込	３６		４０		
硝　子	型板ガラス(100×100)		―		
建具金物	表示錠、戸当り、丁番、明り窓、ガラリ（音漏れ防止タイプ）		表示ラッチ、ラッチ、取手、戸当り、ＳＵＳ巾木、ＳＵＳ笠木、付属金物一式		
備考	―		―		

記号・名称・場所	1 AW アルミ製窓 (1階外来待合室)	2 AW アルミ製窓 (1階廊下A・総合待合室)	3 AW アルミ製窓 (1階総合待合室)
姿　図	改修 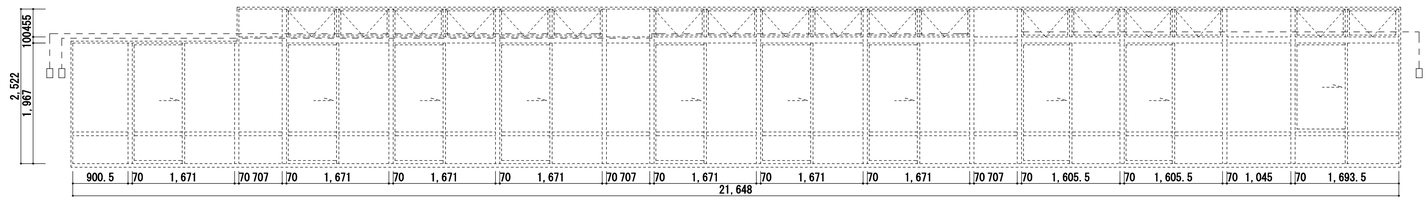	改修 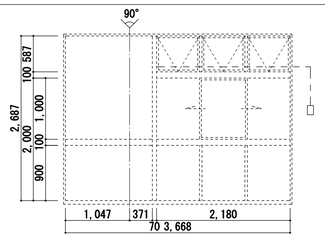	改修 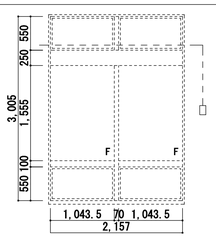
仕上・数量	―	―　2	―　6
見込・枠見込	―	―	―
硝　子	―	―	―
建具金物	既存空気圧式オペレーター装置及びコンプレッサー撤去 ワンタッチ式オペレーター新設	既存空気圧式オペレーター装置及びコンプレッサー撤去 ワンタッチ式オペレーター新設	既存空気圧式オペレーター装置及びコンプレッサー撤去 ワンタッチ式オペレーター新設（AW-3 3ヶ所につきオペレーター1ヶ所）
備考	―	―	―

記号・名称・場所	4 AW アルミ製排煙窓・上げ下げ窓　(1階会議室・休憩室1・休憩室2)		1 SLW スライディングウォール (1階会議室)		
姿　図	新設 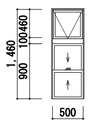		新設 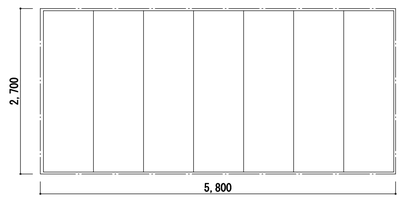		
仕上・数量	アルミ　電解着色　6		石膏ボード+溶融亜鉛メッキ鋼板、クロス張、グラスウール入、アルミフレーム　1		
見込・枠見込	７０		６５		
硝　子	型板ガラス　４		―		
建具金物	排煙錠、ステイダンパー、丁番、排煙錠引手、 クレセント、バランサー、障子ストッパー、水切り、付属金物一式		アルミハンガーレール（アルマイト）、樹脂製吊り車、ケースハンドル、シールゴム、表面操作口、付属金物一式		
備考	網戸、木製額縁　ＳＯＰ塗装		遮音タイプ　コマニーDP-60S程度		

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
version.090527

完成図作成（施工者名）　日付 ○○.○○.○○　管理技術者 ○○ ○○　担当者 ○○ ○○

完成図承諾　日付 ○○.○○.○○　監理者 ○○ ○○　担当者 ○○ ○○

法適合確認欄　構造設計一級建築士 ○○ ○○　証交付番号 第○○○○号　本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。

法適合確認欄　設備設計一級建築士 ○○ ○○　証交付番号 第○○○○号　本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。

製作日 2012.3.10　ファイル名 ○○○○○

代表設計者 舟橋 充男　日付 2012.3.10　設計者 山内 正喜　担当者

業務名称 亀山市立医療センター改修工事　業務契約コード 105203-02

図面名称 建具表　縮尺 1/50

図面番号 A-22

管理建築士 一級建築士 登録第128269号 植野 收